

平成31年第1回岩泉町議会定例会  
条例補正予算審査特別委員会会議録目次

第 1 号 (2月26日)

出席委員	1
欠席委員	1
委員会に出席した事務職員	2
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職・氏名	2
委員会日程	3
開会の宣告	5
委員長の互選	5
委員長の挨拶	5
副委員長の互選	5
議案第 1号 岩泉町有線テレビジョン放送施設の設置及び管理に関する条例について	6
議案第 2号 職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する条例の一部を改正する条例について	15
議案第 3号 特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について	18
議案第 4号 教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例の一部を改正する条例について	19
議案第 5号 岩泉町税条例の一部を改正する条例について	21
議案第 6号 岩泉町結婚記念品条例の一部を改正する条例について	23
議案第 7号 岩泉町乳幼児、児童、妊産婦及び重度心身障害者医療費給付条例及び岩泉町ひとり親家庭医療費給付条例の一部を改正する条例について	27
議案第 8号 岩泉町老人デイサービスセンター条例及び岩泉町高齢者生活福祉センター条例の一部を改正する条例について	29

答弁の保留	3 2
議案第 9 号 平成 3 0 年度岩泉町一般会計補正予算（第 4 号）	3 2
散会 の 宣 告	4 0

第 2 号 （2月27日）

出席委員	4 1
欠席委員	4 1
委員会に出席した事務職員	4 2
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職・氏名	4 2
委員会日程	4 3
開 議 の 宣 告	4 5
議案第 9 号 平成 3 0 年度岩泉町一般会計補正予算（第 4 号）	4 5
答弁の保留	4 5
議案第 1 0 号 平成 3 0 年度岩泉町国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）	1 1 1
議案第 1 1 号 平成 3 0 年度岩泉町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）	1 1 3
議案第 1 2 号 平成 3 0 年度岩泉町介護保険特別会計補正予算（第 4 号）	1 1 4
議案第 1 3 号 平成 3 0 年度岩泉町簡易水道特別会計補正予算（第 4 号）	1 1 7
議案第 1 4 号 平成 3 0 年度岩泉町公共下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）	1 1 9
議案第 1 5 号 平成 3 0 年度岩泉町大川財産区特別会計補正予算（第 1 号）	1 2 0
閉 会 の 宣 告	1 2 2
署 名	1 2 3

平成31年第1回岩泉町議会定例会条例補正予算審査特別委員会記録（第1号）						
招 集 年 月 日	平成31年 2月 5日					
招 集 の 場 所	岩 泉 町 役 場 大 会 議 室					
開 会、開 議、散 会 延 会、閉 会 の 日 時	開 会	平成31年 2月26日 午前10時00分				
	散 会	平成31年 2月26日 午前11時43分				
出席及び欠席委員  出席13人 欠席 0人  (凡例) ○ 出席 × 欠席	委員 番号	氏 名	出欠 の別	委員 番号	氏 名	出欠 の別
	1	畠 山 昌 典	○	9	菊 地 弘 巳	○
	2	畠 山 和 英	○	10	合 砂 丈 司	○
	3	小 松 ひとみ	○	11	畠 山 直 人	○
	4	八重樫 龍 介	○	12	三田地 泰 正	○
	5	三田地 久 志	○	13	野 舘 泰 喜	○
	6	林 崎 竟次郎	○			
	7	坂 本 昇	○			
	8	三田地 和 彦	○			

正副委員長氏名	委員長	八重樫 龍 介	副委員長	坂 本 昇
委員会に出席した事務職員	事務局長	菊 地 辰 美	議事係長	大 森 淳 一
	主 査	佐々木 美穂子		
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職・氏名	町 長	中 居 健 一		
	副 町 長	山 崎 重 信	副 町 長	末 村 祐 子
	教 育 長	三 上 潤	危機管理監兼 危機管理課長	佐々木 重 光
	総 務 課 長	應 家 義 政	政策推進課長	三 浦 英 二
	会計管理者兼 税務出納課長	盛 田 正 次	町 民 課 長	三 上 久 人
	保健福祉課長	田 鎖 英 明	経済観光交流課長	中 川 英 之
	農林水産課長	佐々木 修 二	地域整備課長 兼復興課長	佐々木 真
	上下水道課長	三田地 健	消防防災課長	福 士 勝
	教 育 次 長	馬 場 修		
	そ の 他 の 関 係 職 員			
委員会日程	別紙委員会日程のとおり			
委員会に付した事件	別 紙 の と お り			
議事の経過	別 紙 の と お り			

# 平成31年第1回岩泉町議会定例会 条例補正予算審査特別委員会

委員会日程(第1号)

平成31年 2月26日(火曜日) 午前10時00分開会

1. 開 会

2. 委員長の互選

3. 委員長の挨拶

4. 副委員長の互選

5. 付議事件

(1) 議案第1号 岩泉町有線テレビジョン放送施設の設置及び管理に関する条例について

(2) 議案第2号 職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する条例の一部を改正する条例について

(3) 議案第3号 特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

(4) 議案第4号 教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例の一部を改正する条例について

(5) 議案第5号 岩泉町税条例の一部を改正する条例について

(6) 議案第6号 岩泉町結婚記念品条例の一部を改正する条例について

(7) 議案第7号 岩泉町乳幼児、児童、妊産婦及び重度心身障害者医療費給付条例及び岩泉町ひとり親家庭医療費給付条例の一部を改正する条例について

(8) 議案第8号 岩泉町老人デイサービスセンター条例及び岩泉町高齢者生活福祉センター条例の一部を改正する条例について

(9) 議案第9号 平成30年度岩泉町一般会計補正予算(第4号)

6. 散 会



---

◎開会の宣告

○年長委員（三田地和彦君） ただいまから条例補正予算審査特別委員会を開会します。

ただいまの出席委員は13人です。定足数に達していますので、会議は成立しました。

(午前10時00分)

---

◎委員長の互選

○年長委員（三田地和彦君） これより委員長の互選を行います。

お諮りします。委員長の互選については本職より指名したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○年長委員（三田地和彦君） 異議なしと認めます。

したがって、本職より指名することに決定いたしました。

本委員会の委員長には、4番、八重樫龍介委員を指名します。

八重樫龍介委員長と委員長を交代します。

ご協力ありがとうございました。

〔委員長の交代〕

---

◎委員長の挨拶

○委員長（八重樫龍介君） 改めて、皆様おはようございます。ただいま指名をいただきました4番、八重樫龍介でございます。本委員会には、条例8件、そして補正予算7件が上程されております。

当局初め委員の皆様方には、慎重審議、よろしく願いいたします。

それでは、座って進行させていただきます。

---

◎副委員長の互選

○委員長（八重樫龍介君） これより副委員長の互選を行います。

お諮りします。副委員長の互選については、本職より指名したいと思います。これにご異議あ

りませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○委員長（八重樫龍介君） 異議なしと認めます。

したがって、本職より指名することに決定しました。

副委員長には、7番、坂本昇委員を指名します。

---

◎議案第1号 岩泉町有線テレビジョン放送施設の設置及び管理に関する条例  
について

○委員長（八重樫龍介君） それでは、議案審査に入ります。

議案第1号 岩泉町有線テレビジョン放送施設の設置及び管理に関する条例についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

三浦政策推進課長。

○政策推進課長（三浦英二君） それでは、議案第1号 岩泉町有線テレビジョン放送施設の設置及び管理に関する条例につきまして説明をさせていただきます。

現在予算をいただきまして、ケーブルテレビ移設整備工事を施行しておりますが、同時に町がぴーちゃんねっとの光ファイバー網を活用しまして、地上デジタルテレビ放送及びエフエムラジオ放送の再放送を行う有線登録一般放送事業者になる必要がありますので、これの許可申請につきましても、順次国のほうとやりとりをしながら進めているところでございます。

町が設置をいたしまして、ケーブルテレビ事業を運営することになりますので、今回これら施設の設置及び管理につきまして、必要な事項を規定します設置条例の制定をお願いするものでございます。

別紙1ページの第1条でございます。いわゆる設置条例としての趣旨を規定しております。

第2条は、本条例の中で用います用語の意義について定めまして、明確にするものであります。

第3条でございますが、施設の設置でございますが、ここでいわば本事業の目的を明確に書かせていただいております。町内の難視エリアでテレビ共同受信施設組合をつくり、みずから施設の維持管理を行いながら、テレビを視聴されております町内約2,000世帯の方々の負担の軽減や施設の更新等に係る経費の削減をもあわせて図ろうとするものでございます。

第4条でございます。有線テレビジョン放送施設の名称と所在地を規定しております。岩泉センターは、役場本庁舎敷地内に設置する設備でございます。その他の各サブセンターは、各地区のNTT局舎敷地内への設置ということで予定をするものでございます。

第5条でございますが、今回設置いたします本施設で実施する業務内容を規定しております。地上デジタルテレビジョン放送とラジオ放送の再放送に関する業務であります。

第6条でございます。業務を行う区域を規定しておりまして、地上デジタルテレビジョン放送難視聴地域ということで、そのほかには特に必要と認める地域ということで規定をさせていただいております。

次に、第7条でございますが、加入でございます。第5条の業務の提供を受けようとする方は、町長の承認を受けていただくことを規定しております。

第8条ですが、加入者と町の施設の管理区分をここで規定をしております。最後のページの参考資料の図をごらんいただきたいわけでございますが、センター設備から加入者のお宅の壁面に設置する光回線終端装置、真ん中のオレンジ色の四角の機器でございます。この間までと、宅内に設置しなければならない電源供給装置、赤枠の四角の部分ですが、これが町の管理分ということになります。それ以外のほかの宅内の配線設備等につきましては、加入者の方の管理分ということになるわけでございます。

お戻りをいただきまして、条例案の第9条でございます。加入者の都合による設備の変更等、主に移設等になると思いますけれども、これの工事を行いたい場合には、町のほうに届け出て承認を受けていただく必要がございます。そして、町のほうで指定をいたします専門業者に行ってください、費用は加入者のご負担でお願いをするものでございます。

次に、第10条でございますが、施設の利用休止、再開、脱退の際の届け出をお願いするものでございます。

第11条でございます。施設使用料の根拠規定でございます。1加入者ごとに年額3,000円に消費税をお願いするものでございます。

第12条で使用料の徴収について規定しておりますが、年度単位での徴収と、納めていただいた使用料につきましては、還付しないことを規定しております。

第13条でございます。業務の停止につきまして、規定をしたものでございます。設備につきましては、冗長化、予備のシステムを配置してトラブルに対して備えるということでございますが、

その冗長化をしたり、あるいは予備機を町のほうで用意することで、極力放送停止などは避けるように準備をすることとしておりますけれども、それでも天災による倒木、あるいは事故によるケーブルの断線など、どうしても停止を避けられない場合を想定しましてのこれは規定でございます。

次に、第14条でございますが、やむを得ない業務の停止によりますときには、免責をここで明確に規定したものでございます。

それから、第15条でございますが、故意、過失によります施設損傷に係る損害賠償。

それから、第16条は、加入の取り消し要件につきまして規定をしているものでございます。

第17条でございますが、これは規則への委任規定ということでございまして、加入、休止、脱退等の手続に係る様式等につきましては、規則で定めるものでございます。

施行は、平成31年の4月1日からお願いをするものでございます。

以上でございますので、ご審査をよろしくお願いいたします。

○委員長（八重樫龍介君） 提案理由の説明は終わりました。

これより質疑に入りますが、会議録調製の関係から、課長等以外が答弁する場合には、総括室長あるいは室長等から答弁させる旨申し出て、委員長の許可を得てから発言するように、また携帯電話をお持ちの方は、電源を切るかマナーモードに切りかえるようご協力をお願いいたします。

これから議案第1号について質疑を行います。質疑はありますか。

2番、畠山委員。

○委員（畠山和英君） これに反対とかそういうことではなくて、大変いいことかなと思っておりますが、若干内容を確認させてください。

まず6条、業務を行う区域、確認ですが、放送難視聴地域はテレビの見られないところかと思っておりますが、この定義をお願いします。

○政策推進課長（三浦英二君） 小成室長。

○委員長（八重樫龍介君） 小成室長。

○行政情報室長（小成 健君） お答えします。

第6条の放送難視地域ですけれども、現時点では町内の放送難視区域に関しては、全てテレビ共聴組合で受信していると認識をしておりますので、そのエリアが基本的に対象エリアになっていきます。

○委員長（八重樫龍介君） 2番。

○委員（畠山和英君） 6条2号のその他町長が特に必要と認める地域、これは何を想定していますか。

○委員長（八重樫龍介君） 小成室長。

○行政情報室長（小成 健君） その他町長が特に必要と認める地域ですけれども、基本的に難視エリアは共聴組合で今カバーしている状態になっていますけれども、その他のエリア、例えば町内のエリアでアンテナ受信しているエリアで、崖の下になっていて受信ができないエリア、あとは例えば前に木があって、今は見られるのだけれども、将来伸びてくると難視になるというようなエリアが想定されますので、この条項を用意しています。

○委員長（八重樫龍介君） 2番。

○委員（畠山和英君） 次に、使用料の関係ですが、11条、3ページ、この3,000円ですけれども、これは消費税を含むものとするということでもありますので、確認です。3,000円でどっちも入るということでしょうか。

○委員長（八重樫龍介君） 三浦課長。

○政策推進課長（三浦英二君） ご指摘をいただきまして恐縮でございますが、私の説明が不明確でございましたが、この3,000円は消費税は含むということでございます。含んで3,000円と。

○委員長（八重樫龍介君） 2番。

○委員（畠山和英君） それから、12条、使用料の徴収であります。これ前の説明ですと、ここでは条例ではないわけですが、今の組合、難視聴をやっているそれぞれのテレビ組合があるわけですが、そこの組合から徴収してもらって町に納付してもらおうというふうな説明を受けたような気がしますが、そういうふうと考えておりますでしょうか。

○委員長（八重樫龍介君） 小成室長。

○行政情報室長（小成 健君） 条例のほうでは、そこまでは規定していないのですけれども、規則のほうで組合単位の加入、組合単位の徴収ということで用意しております。

○委員長（八重樫龍介君） 2番。

○委員（畠山和英君） そうしますと、これ1条で言っている公の施設ですので、組合に入らない人もいるわけかと思います。そうしますと、この組合で徴収しますと、いろいろな経費がかかるわけでありまして、それについては、それぞれの組合ということでの考えでしょうか。

○委員長（八重樫龍介君） 小成室長。

○行政情報室長（小成 健君） 基本的に、その加入に関しては、あくまでも組合単位の加入を想定しておりますので、仮に組合ではなく個人で入るといような人がいる場合には、組合に加入していただいて、この施設を使用していただくといような想定をしています。

○委員長（八重樫龍介君） 2番。

○委員（畠山和英君） その想定は、いいとは思いますが、中には組合に入らなくて、また後で転入してきたとか、入らなくて、公の施設でありますので、あれは、いずれこれ使えますよね、申し込みすれば。そうしますと、そこでは組合で扱わないで、個人が納付するといふうなことになるということですか。

○委員長（八重樫龍介君） 課長。

○政策推進課長（三浦英二君） いろいろそういう個別のケースは、さまざまこれから想定をされると思いますけれども、基本的には、いずれ一方では私たちの事務量の低減ということもまた追求をする必要もございますので、そういったことは、個別に対応することで今は想定しておりますが、基本的には既存の組合に加入をしていただく、あるいはある程度まとまっておれば、そこで任意のこれのための組合を、団体をつくっていただいて、そしてそれでのやりとりということにさせていただきたいなといふうに思っております。

○委員長（八重樫龍介君） 2番。

○委員（畠山和英君） ぜひそのようにお願いできればとは思いますが、いろんなケースが出てくるかなとは思いますが。

それで、使用料徴収、例えば納税貯蓄組合のような納付、組合で取り扱えば、その報奨金ではなくて、出ますよね、組合に対して。そういうふうなことのお考えはないでしょうか。今から規則等もつくるとは思いますけれども、それについてお願いします。

○委員長（八重樫龍介君） 三浦課長。

○政策推進課長（三浦英二君） 私どもで想定をいたしました3,000円、これは恐らく県下、その辺を比べても最低の料金であるといふうに自負をしております。加入者につきましても、新たにいただくといふうなことは、あえて私どものほうで今回は省かせていただきました。したがって、3,000円でまずご視聴をいただく、そのかわりかかる手数料等々については加入者の皆様からご負担をいただく、経費についても、それは若干経費はかかるとは思いますけれども、ご

負担をいただく。この3,000円は、貴重なこれからのランニングコストの財源になりますので、これをまたさらにお返しをするというような考えは今のところはございません。

○委員長（八重樫龍介君） 2番。

○委員（畠山和英君） ありがとうございます。そうしますと、町のほうでは組合に対して経費は出さないということですので、組合のほうでこの経費の分も徴収して運営するということになろうかと思えます。

それから、これに加入する組合がこれを使う場合は、年数はないですね。条件が整ったときでいいということでしょうか、確認ください。

○委員長（八重樫龍介君） 三浦課長。

○政策推進課長（三浦英二君） これは、財産の補助なんかが入っている場合の財産の処分の関係もございますので、これは国のほうと今やりとりをしているわけでございますけれども、基本的にはこれが整った組合さんから、あるいは施設の現在の状況を見て、老朽化の度合いが激しかったり、あるいは今河川改修でかなり大規模な工事を求められている組合さんもございますようですので、その辺のところを勘案しながら、加入のほうは進めていくことにしております。組合さんとは個別に今そういった予定について、話し合っただ協議を進めております。これについてのいつまでに加入をしなければならないとかというような期限等は、特にはございません。

○委員長（八重樫龍介君） 2番。

○委員（畠山和英君） 実は、今聞いたのは逆のケースでして、個別の事案で恐縮ですけれども、大川地区はNHK共聴なわけでありまして。そうしたときに、今、光でやっております、BSも見られますので、これをできるだけ今の施設を使ってと思っておりますので、ちょっと先でもいいのかなという趣旨での質問であります。いいというご答弁かと思いますが、再度お願いします。

○委員長（八重樫龍介君） 三浦課長。

○政策推進課長（三浦英二君） その辺のところは、各組合さんのご都合のほうは、私どもでは優先をしながら進めていきたいというふうに思っております。

○委員長（八重樫龍介君） 13番。

○委員（野館泰喜君） やつとここまで来たという感慨を持ちながら、質問させていただきます。

第5条で地上デジタルテレビジョン放送及びラジオ放送の再放送という表現になっております。

それで、この再放送という表現は、これはタイムラグが発生するという事なのではないでしょうか。ま

ずそこを。

○委員長（八重樫龍介君） 小成室長。

○行政情報室長（小成 健君） お答えします。

再放送ですけれども、昔であれば「同時再送信」と言ったのですけれども、放送法が変わって「再放送」という表現になりまして、同時再送信も再放送というような表現になっておりますので、タイムラグは生じません。

○委員長（八重樫龍介君） 13 番。

○委員（野館泰喜君） 第6条で地上デジタルテレビジョン放送難視聴地域という表現があります。

テレビの難視聴地域とラジオの難聴地域が必ずしもダブらない。そうすると、そのラジオの利用者に対してはどのようにお考えでしょうか。

○委員長（八重樫龍介君） 小成室長。

○行政情報室長（小成 健君） いわゆる地デジの難視エリアとエフエムラジオの難聴エリアですけれども、基本的には送信所が同じであれば周波数というのはかなり近いので、ほぼほぼかぶると思うのですけれども、例えば大森山から電波が出ているところ、あと小川の石畑のところの電波が出ているところとかで、そのずれるエリアは多少出てきますが、今うちのほうで、その放送事業者さんと調査しているところだと、大体のエリアはラジオの難聴エリアですけれども、高性能ラジオを使えば、ほぼほぼカバーできるという認識をしております、テレビが映らないところに関しては、これでカバーできるかなという認識をしております。

○委員長（八重樫龍介君） 13 番。

○委員（野館泰喜君） 大体ではだめなのです。実際にテレビのほうはアンテナを立てて今視聴していると。ところが、ラジオは拾えないという地域があります、小川ですけれども。ですからそこを、この条例でいくと、家で個別にテレビのアンテナを立てているところでは、このサービスを利用できないということになります、もったいない気がするのですが、その辺どうでしょうか、ラジオに関して。

○委員長（八重樫龍介君） 三浦課長。

○政策推進課長（三浦英二君） 今までもご説明をさせていただきましたとおり、ラジオもこれは対応しているということで、アンテナを個別に設置をすれば、そのアンテナでピーちゃんを通して明確にラジオを聞いていただくことができるというのはそのとおりでございます。

ただ、いずれ基本的なこの制度設計はテレビを基準にしてやりまして、ラジオもできますよということのご説明を申し上げてきたわけですが、私どももいずれ議会のほうからも再三ご指摘をいただきまして、ラジオの放送事業者さんとも、かなり今まで調査をしたり、お願いをしたり、協議を重ねてまいりました。いずれにしても業者さん、放送事業者さんのほうでは、エリアはほとんどまず聞こえますよと、しかも高性能ラジオと言われるちょっと高目のものであれば聞けますということで、事業者さんのほうで新たにアンテナを立てるとかなんとかというのはあり得ないということで、明言をいただいております。

したがって、今の委員のご指摘は、私どもも当然最終的には想定はしますけれども、まず最初にこの制度のはしりの段階は、テレビのほうを進めさせていただいて、今のピンポイントのお話は、私も何回か申しましたけれども、実際に行く行くと言って、高性能なラジオを持っていて、そこで調査をしていないところもございますので、それをやらせていただきたいなというふうに思っております。ラジオは若干時間をいただきたいなということでございます。

○委員長（八重樫龍介君） 13番。

○委員（野館泰喜君） 最後に、条例は4月1日施行という形ですが、31年度、運用開始はいつごろになるのか。さらに、31年度にスタートできる組合数というのは固まっているのかどうか、そこはいかがでしょうか。

○委員長（八重樫龍介君） 小成室長。

○行政情報室長（小成 健君） お答えします。

31年4月1日当初の運用開始を想定しております。当初は2組合を予定しております。31年度中に切りかえといいますか、移行する組合の予定が12組合予定しております。

○委員長（八重樫龍介君） 12番。

○委員（三田地泰正君） 私は、7条について若干お聞きします。

提供を受けようとする者は、町長の承認を受けなければならないとあるのですが、これはご案内のように、今はテレビ組合、既存の組合を運営するには、一応組合長を中心に活動しているわけ。そこで、組合長の同意があればいいのか、それともその加入している全部の承認が必要なのか、この点についてお伺いします。

○委員長（八重樫龍介君） 小成室長。

○行政情報室長（小成 健君） 中身は、規則のほうになるのですけれども、組合に申し込みをし

て、組合から役場にいただくような仕組みになります。ということで、承認は組合長ということになります。

○委員長（八重樫龍介君） 12番、どうぞ。

○委員（三田地泰正君） それから、9条について伺います。町が設備するのと個人が設備するので、個人が端末設備ということですが、この工事は町内の業者も、専門業者としてその対応できる業者も含まれているのかどうか伺います。

○委員長（八重樫龍介君） 小成室長。

○行政情報室長（小成 健君） 今回の仕組みですけれども、基本的には工事は役場側が発注する工事がメインになると思っております、その他の個人がやる工事というのはほとんど発生しないというような想定をしております。

○委員長（八重樫龍介君） 12番。

○委員（三田地泰正君） それで、町がこの工事を発注するわけだが、その中で、いわゆるこの工事をやる施工業者、これが町内の業者も専門業者として含まれるのかどうかというのを伺っています。

○委員長（八重樫龍介君） 三浦課長。

○政策推進課長（三浦英二君） 私のほうで今これをお願いする専門業者でございますが、これは町内の業者を予定しております。

○委員長（八重樫龍介君） 7番、どうぞ。

○委員（坂本 昇君） 今の12番に関連しますが……

○委員長（八重樫龍介君） マイクをお願いいたします。

○委員（坂本 昇君） 水道工事であれば、町の水道指定店というのがあります。この場合も、やっぱり町の指定店というふうなものリストがあるのかどうか、いかがですか。

○委員長（八重樫龍介君） 小成室長。

○行政情報室長（小成 健君） 今回のこのテレビの工事に関してなのですが、町発注分の町の施設の工事、あとそれ以外のその他のさっきの宅内配線の工事というのがあるのですが、町の分の工事に関しては、ぴーちゃんねっととかの切りかえの絡みもありますので、完全に町の指定する業者でやっていただくような仕組みになります。そこに関しては、完全に町発注の業者、指定業者になります。その他に関しては、個人で好きな業者を頼んでいただいて結構とい

うような仕組みになります。

○委員長（八重樫龍介君） 7番。

○委員（坂本 昇君） 確認をします。図面で見たとときに、町で管理するオレンジの箱の分と、それから既存同軸ケーブルなんというのがありますが、これはもう既存ですから、現在の部分、工事してある分について使えるので、ここには手をつけないということによろしいですね。そして、これを直すときには町内の業者で構わないと、指定店でなくてもいいというふうなことによろしいかどうかをお願いします。

○委員長（八重樫龍介君） 小成室長。

○行政情報室長（小成 健君） 議員のおっしゃるとおりになります。

○委員長（八重樫龍介君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（八重樫龍介君） 質疑なしと認めます。

これから議案第1号の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（八重樫龍介君） 討論なしと認めます。

これから本案について採決します。

議案第1号は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○委員長（八重樫龍介君） 異議なしと認め、議案第1号は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

席がえをお願いいたします。

---

◎議案第2号 職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する

条例について

○委員長（八重樫龍介君） 議案第2号 職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

應家総務課長、どうぞ。

○総務課長（應家義政君） それでは、議案第2号 職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例につきましてご説明を申し上げます。

この条例の改正につきましては、職員の勤務時間、休日、休暇に係る人事院規則15—14の一部改正に伴いまして、改正しようとするものでございます。

国家公務員につきましては、平成30年8月の人事院の公務員人事管理に関する報告において、超過勤務命令を行うことができる上限を人事院規則で定めるなどの措置を講じることとされまして、平成31年4月1日より適用すべく改正がされたところでございます。

地方公務員につきましても、地方公務員法第24条第4項における国及び地方公共団体の均衡の原則によりまして、国家公務員の措置等を踏まえ、超過勤務命令を行うことができる上限を定めるなど、所要の措置を講じる必要があることから、今回改正をお願いするものでございます。

それでは、参考資料の新旧対照表1ページをごらん願いたいと存じます。第8条につきまして、同項に規定する正規の勤務時間以外の時間における勤務に関し必要な事項について、規則で定める旨を追加するものでございます。

なお、規則のほうでは、月に45時間、年間で360時間を想定しているものでございます。特殊な勤務体系につきましては、これ以外の部分で定めまされども、基本的にはこの時間数を限度として定める予定としてございます。

最後に、施行期日でございますけれども、平成31年4月1日から施行するものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（八重樫龍介君） 提案理由の説明が終わりました。

これから議案第2号について質疑を行います。質疑はありますか。

12番、どうぞ。

○委員（三田地泰正君） この条例は、平常ではなくて、臨時的に緊急の場合にはということであっているのですが、そこで私は任命権者について伺いたいと思いますが、町には出席している職員の方々のように、それぞれポストというか役職があるわけで、この場合、任命権者というのが想定されるのは、いわゆる行政の長なり教育長なりというふうに考えるのですが、緊急の事態を想定した場合に、最低限どのポストまでこの任命権者になれるのか、お考えについて伺います。

○委員長（八重樫龍介君） 應家総務課長。

○総務課長（應家義政君） 任命権者につきましては、部署部署につきまして、町長、それから教育長等々となります。ただ、通常の時間外命令につきましては、所属長が代決をしておるところでございます。時間数が6時間以上になれば、総務課長までの決裁というような流れとなっております。

○委員長（八重樫龍介君） 7番。

○委員（坂本 昇君） これは、時間外勤務手当という、通常言われているのと、そのことと同じと考えていいですか。まず1点。

○委員長（八重樫龍介君） 総務課長。

○総務課長（應家義政君） 委員ご指摘のとおりでございます。

○委員長（八重樫龍介君） 7番。

○委員（坂本 昇君） そこで、月45時間とありますが、現在の実態で45時間以内で、ほとんどの職員がそれ以内でおさまっているのかどうか、そのことをお願いします。

○委員長（八重樫龍介君） 総務課長。

○総務課長（應家義政君） 1年間でございますので、29年度実績で申し上げさせていただきます。

月45時間以上かつ360時間以上の職員は、平成29年で5人ございます。現在働き方改革等々もありまして、勤務時間等につきましては日々管理し、管理者のほうからもお願いをして、うまく調整をしながら、勤務時間の短縮について管理をお願いしてございますので、今後につきましても、こういった条例も提案させていただいておりますので、うまく調整をしながら、時間内に終わるようにしていきたいと考えております。

○委員長（八重樫龍介君） ほかにございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（八重樫龍介君） 質疑なしと認めます。

これから議案第2号の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（八重樫龍介君） 討論なしと認めます。

これから本案について採決します。

議案第2号は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○委員長（八重樫龍介君） 異議なしと認め、議案第2号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

---

◎議案第3号 特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

○委員長（八重樫龍介君） 次に、議案第3号 特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

應家総務課長。

○総務課長（應家義政君） 議案第3号 特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例につきまして、ご説明を申し上げます。

この条例の改正につきましては、これまで別に定めておりました教育長の給与等を特別職の規定に一本化するとともに、所要の整理を図るために改正しようとするものでございます。

なお、これまで教育長の給与等を定めていました教育長の給与、旅費、勤務時間等に関する条例は、あわせて廃止しようとするものでございます。

それでは、参考資料の新旧対照表1ページをごらんいただきたいと存じます。第1条では、特別職の職員に「教育長」を追加するものでございます。

次に、別表第1（第3条関係）でございますけれども、特別職の給料額について、「教育長」を追加するものでございます。

次に、これは今回の条例にはかわりはないのですが、同表の一番下の特別土地保有税審議会の委員の項でございますけれども、こちらは平成15年の税制改正により特別土地保有税が課税停止となりまして、本町におきまして、15年の岩泉町条例第13号において、特別土地保有税審議会条例も廃止する条例が公布されておきまして、あわせて公布すべきものでございましたが、残っておりました。今回、改めまして削除をさせていただきたいと存じます。まことに申しわけございませんでした。

次に、同表の投票・開票選挙立会人の項でございますけれども、これは中ぼつを追加するということで、用語の訂正でございます。

別表第2でございますけれども、こちら特別職の日当及び宿泊料について、「教育長」を追加す

るものでございます。

次の別表第3につきましても、「教育長」を追加するものでございます。

今回の一部改正に伴いまして、一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の一部改正がございます。こちらは、教育長の期末手当に係る条文であり、「第8条」を削り、あわせて施行期日に記載されている「及び第8条」を削り、整理するものでございます。

施行期日でございますけれども、平成31年4月1日から施行するものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくご審査をお願いいたします。

○委員長（八重樫龍介君） 提案理由の説明が終わりました。

これから議案第3号について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（八重樫龍介君） 質疑なしと認めます。

これから議案第3号の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（八重樫龍介君） 討論なしと認めます。

これから本案について採決します。

議案第3号は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○委員長（八重樫龍介君） 異議なしと認め、議案第3号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

---

◎議案第4号 教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例の一部を改正  
する条例について

○委員長（八重樫龍介君） 議案第4号 教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

應家総務課長、どうぞ。

○総務課長（應家義政君） 議案第4号 教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例の一部を改正する条例につきましてご説明をさせていただきます。

この条例改正につきましては、先ほど廃止をお願いしました教育長の給与、旅費、勤務時間等に関する条例で規定していた教育長の勤務時間等について定めるために改正しようとするものでございます。

それでは、参考資料の新旧対照表 1 ページをごらん願いたいと存じます。第 1 条では、教育長の勤務時間等について必要な事項を定める旨を追加し、あわせて文言を整理するものでございます。

教育長の勤務時間につきましては、教育長の給与、旅費、勤務時間等に関する条例により規定していましたが、同じ説明になりますけれども、審議いただきました廃止に伴い、本条で制定するものでございます。

次に、第 2 条でございます。教育長の勤務時間等について、職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の適用を受ける職員の例によることといたします。こちらは、先ほどの廃止する条例で規定している内容と全く変わらないものでございます。

教育長は特別職でございますけれども、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律におきまして、教育長は常勤であること、職務に専念する義務があることが規定をされておきまして、法の趣旨に基づき、教育長の勤務時間を定めるよう文科省のほうから要請がございまして、廃止条例で規定されていたものを本条例で制定するものでございます。

最後に、施行期日でございますけれども、平成 31 年 4 月 1 日から施行するものでございます。

今回の条例は、両方で、どちらでも何ら変わらない部分ではございますけれども、県内の流れが特別職一本でやるような流れでございますので、今回本町におきましても、そういった流れでお願いをするものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。ご審査のほどよろしく願いいたします。

○委員長（八重樫龍介君） 提案理由の説明が終わりました。

これから議案第 4 号について質疑を行います。質疑はありますか。

12 番、どうぞ。

○委員（三田地泰正君） 第 2 条について伺いますが、この条例中、「任命権者」とあるのは「教育委員会」とするとうたっているわけですが、任命権者、これは者、人なわけだ。そのあれが何でこの会の組織の名前でなければならないのか。大体任命権者が会そのものというのは、何となく私は合点がいかないのをお伺いしますが、何でこれを組織の会としなければならないのか、この

理由についてお伺いします。

○委員長（八重樫龍介君） 應家総務課長。

○総務課長（應家義政君） 教育長は、教育委員会の長でございますので、組織として任命するとうような流れとなっていると認識をさせていただきます。

○委員長（八重樫龍介君） 12番、どうぞ。

○委員（三田地泰正君） 私は、漢字にこだわるのだが、「任命権者」というのは者ではないのだよね、この「者」を見る場合。それが何でこのいわゆる任命権者が教育委員会になったかなど。会に、いわゆる組織の名前で通るのかどうかということをお伺いします。何で堂々と者を充てないのか、この点についてお伺いします。

○委員長（八重樫龍介君） 應家総務課長。

○総務課長（應家義政君） 済みません、資料を持ち合わせてございませんので、追って調査の上、答弁をさせていただきます。まことに申しわけございません。

○委員長（八重樫龍介君） では、追って後で答弁をお願いいたします。

ほかにご覧いませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（八重樫龍介君） 質疑なしと認めます。

これから議案第4号の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（八重樫龍介君） 討論なしと認めます。

これから本案について採決します。

議案第4号は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○委員長（八重樫龍介君） 異議なしと認め、議案第4号は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

席がえをお願いいたします。

---

◎議案第5号 岩泉町税条例の一部を改正する条例について

○委員長（八重樫龍介君） それでは、議案第5号 岩泉町税条例の一部を改正する条例について

を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

盛田会計管理者兼税務出納課長、どうぞ。

○会計管理者兼税務出納課長（盛田正次君） それでは、議案第5号 岩泉町税条例の一部を改正する条例について説明をさせていただきます。

今回の改正は、国民健康保険税の税率等を改正しようとするものでございます。改正理由等につきましては、さきの議会全員協議会におきまして説明をさせていただいたところでございますが、被保険者数の減少、財政調整基金の枯渇、さらには1人当たりの医療費が年々増加している状況にあり、今後も財源不足が続くと見込まれることから、保健事業など各種適正化事業の実施とあわせ、税率改正により歳入確保を図っていく必要があるものでございます。

なお、改正に当たりましては、この不足額の半分程度を税に求める激変緩和措置を講じることとしたところでございますので、ご理解を賜りたいと存じます。

それでは、参考資料の新旧対照表によって説明をさせていただきたいと思っております。1ページをごらんください。128条第1項ですが、基礎課税額に係る所得割額の税率について、5.9%から6.9%に引き上げ、次の第130条、同じく被保険者均等割額について、被保険者1人につき1万8,000円から2万2,800円に引き上げるものであります。

続きまして、第130条の3ですが、後期高齢者支援金等課税額の所得割額の税率について、1.8%から2.4%に引き上げ、次の第130条の5、被保険者均等割額について、被保険者1人につき6,000円から7,200円に引き上げるものであります。

次に、第142条からの改正につきましては、前段の均等割額改正に伴い、低所得者軽減である7割、5割及び2割軽減をする額について改正をしようとするものでございます。

2ページをごらん願います。(1)、第142条第1項第1号アですが、基礎課税額の均等割額を被保険者1人について、7割に当たる現行1万2,600円を1万5,960円に改めるものであります。同じくウですが、後期高齢者支援金等課税額の均等割額を被保険者1人について、7割に当たる現行4,200円を5,040円に改めるものであります。

次に、(2)、第142条第1項第2号アですが、基礎課税額の均等割額を被保険者1人について、5割に当たる現行9,000円を1万1,400円に改めるものであります。3ページ、同じくウですが、後期高齢者支援金等課税額の均等割額を被保険者1人について、5割に当たる現行3,000円を

3,600円に改めるものであります。

次に、(3)、第142条第1項第3号アですが、基礎課税額の均等割額を被保険者1人について、2割に当たる現行3,600円を4,560円に改めるものであります。同じくウですが、後期高齢者支援金等課税額の均等割額を被保険者1人について、2割に当たる1,200円を1,440円に改めるものであります。

それでは、別紙にお戻りを願います。附則の1の施行期日ですが、この条例は平成31年4月1日から施行するものであります。

附則の2の経過措置といたしまして、改正後の条例の規定は、平成31年度以後の年度の分に適用し、平成30年度分までにつきましては、なお従前の例による。

以上でございます。ご審査のほどよろしくお願いをいたします。

○委員長（八重樫龍介君） 提案理由の説明が終わりました。

これから議案第5号について質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（八重樫龍介君） 質疑なしと認めます。

これから議案第5号の討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（八重樫龍介君） 討論なしと認めます。

これから本案について採決します。

議案第5号は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○委員長（八重樫龍介君） 異議なしと認め、議案第5号は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

席がえをお願いいたします。

---

◎議案第6号 岩泉町結婚記念品条例の一部を改正する条例について

○委員長（八重樫龍介君） 次に、議案第6号 岩泉町結婚記念品条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

中川経済観光交流課長、どうぞ。

○経済観光交流課長（中川英之君） それでは、議案第6号 岩泉町結婚記念品条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

今回の改正は、記念品の支給対象者を拡大するために、この条例を改正しようとするものでございます。

新旧対照表をごらんください。現行で対象者を第3条で、「婚姻の日において現に本町の住民基本台帳に記録されている夫婦とする」としております。改正では、ただし書きで、「婚姻日において夫婦のいずれかが本町の住民基本台帳に記録されていない場合は、婚姻日から1年以内に夫婦の双方が本町の住民基本台帳に記録された場合に記念品の支給対象者とする」を追記するものでございます。これまでは、ご夫婦ともに岩泉町民の場合に対象となっていたのでございますが、これにどちらかが岩泉町民でない場合、1年以内にご夫婦ともに岩泉町民になった場合に対象となることを追加しております。これにより対象者の範囲を広げることとなります。

現行第5条では、申請期間を「3月以内」としてしておりますが、改正では第3条において、1年以内にご夫婦ともに町民となった場合としておりますので、第5条の申請期間を「1年以内」とするものでございます。

最後に、前のページ、別紙でございますけれども、附則として、この条例は平成31年4月1日から施行するとしております。

附則2では、この条例の施行の日前の婚姻においては、従前のおりとしております。

以上で説明を終わらせていただきます。ご審査のほどよろしく願いいたします。

○委員長（八重樫龍介君） 提案理由の説明が終わりました。

これから議案第6号について質疑を行います。質疑はありますか。

1番、どうぞ。

○委員（畠山昌典君） 今まで何度かこの条例に関してここで審議をしてきたわけでありまして。

やっところまで来たなという感じがありますけれども、この「3月以内」を「1年以内」に改める、この1年とした根拠というのはありますでしょうか。

○委員長（八重樫龍介君） 中川課長。

○経済観光交流課長（中川英之君） 先ほどもご説明申し上げたつもりでございますけれども……

〔何事か言う人あり〕

- 経済観光交流課長（中川英之君） 失礼しました。1年とした根拠ということでございますね。
- こちらについては、それぞれいろんな事情があるかと思いますが、一番の職務上での理由が岩泉町への転入ができないというような理由があると考えておまして、1年以内であれば、その中でそれぞれの提出書類、届け出書類とか、そういった形の手続の期間として1年あれば十分ではなかろうか、それから例えば10月にご成婚されて、3月と翌年の4月には岩泉町には転入できるといったその職務上の理由等があるかと考えて1年とさせていただきます。
- 委員長（八重樫龍介君） 1番、どうぞ。
- 委員（畠山昌典君） そうすると、例えば今の答えですと、職務上1年以内だと大丈夫ではないかということで、そういうちゃんとしたというか、理由があつて、1年を超えた場合に、もうやはりもらえないとか、なるのでしょうか。そこに職務上の何かの理由があつて、例えば1年2カ月かかったとした場合には、その理由があれば支給対象とするのかどうか、それはどうでしょうか。
- 委員長（八重樫龍介君） 中川課長。
- 経済観光交流課長（中川英之君） これも、ちょっと期限がないというのもなかなか難しいところがございまして、ではどのぐらいの期間かというところを検討しまして、3カ月では短いのではというようなところから、年度途中での婚姻、それで職務上で転入されてくるということで、手続等の時間ということも考えて1年といたしました。今回の改正で1年としておりますので、その後に転入された方については対象とはならないと考えております。
- 委員長（八重樫龍介君） 1番。
- 委員（畠山昌典君） わかりました。そうすると、例えば今まで「3月以内」から「1年以内」に変わったときに、その対象となる方々が何組ぐらいいるかというのは把握していますでしょうか。
- 委員長（八重樫龍介君） 中川課長。
- 経済観光交流課長（中川英之君） これからご成婚される方の件数というのは、ちょっと見込みは立たないわけございまして、ただ過去の数字のほうでちょっとお話をさせていただきます。
- 平成27年ですと、町内と町外の方のご成婚11組中で、1年以内に転入された方が2組、2件ということになります。28年が11組中3組ということになります。29年度が17組中5組の方々が1年以内に転入されたという数字がございます。

○委員長（八重樫龍介君） 12番。

○委員（三田地泰正君） これ条例だが、結婚記念品を多くの方に上げたという気持ちがあるのであれば、私も1番委員の発言に賛成するわけで、これより重大な例えば猟銃の更新なんかもそうだが、その期限は一応決まっているわけだけれども、病気とかけがとか不測の事態、災害とか、そういうときは、頭にありながらも手続できない場合が出るわけ。そこで、もしそういうときは、あらかじめ申し入れとか猶予するとかというような何かもう少し、がちっと1年でなくて、何かこの記念品を有効に、あるいは早く地元で籍を置いてもらうためにも、余りきちょうめに1年でなく、何かその下に条文として受け入れるような、そういう条文が私は必要だと思うのですが、改めて考える気持ちはありませんか。

○委員長（八重樫龍介君） 中川課長。

○経済観光交流課長（中川英之君） お答えします。

まず、これまでご夫婦が双方とも岩泉町民ということで、基本はもちろん岩泉町民の方に記念品をお送りしたいという気持ちでございまして、今回そちらの範囲を広げるということで、まず1年以内とはいたしましたけれども、町外の方と町内の方がご成婚された場合1年以内ということにさせていただいて、まずは第1段階というか、これまでの部分から範囲を広げるということを今回提案をさせていただいているところでございます。

議員のおっしゃるところについては、ちょっと難しい部分もあるかとは思いますが、少し調査検討というか、研究をさせていただきたいと思えます。よろしくお願ひします。

○委員長（八重樫龍介君） 7番、どうぞ。

○委員（坂本 昇君） そうすると、婚姻したと、そして次、翌年まで1年の間に他町村にいる方が入籍届けをすればいいといったときに、その後何らかの事情で、入籍をした場合は町民の基本台帳上に双方で1年以上はいてくださいとかというふうな、そういう項目があったように記憶しているのですが、それは現在はありますか。ということは、入籍して、1年以内に入籍すれば、もうそれでよくて、やむなくまた片方がどうしても住民票をほかに移さなければならないという場合でも、これは該当になるというふうに受けとめておいていいのかどうか、お願ひします。

○委員長（八重樫龍介君） 中川課長、どうぞ。

○経済観光交流課長（中川英之君） お答えします。

まず1つ目の、岩泉町に1年いていただいとよいうな条件ですか、そちらについては現在

ございません。

あと、婚姻をされてから1年以内に転入された方ですので、その1年以内の中で転入されてきた時点で申請をしていただくというような形になります。その後に転出というふうなお話がありました。その申請までに転出されていれば、もちろんもう対象にはなりませんけれども、いずれ申請していただいて対象になって記念品を贈呈するまでは岩泉町民でいていただければ、記念品を贈呈した後に何かしらの理由で転出というのは、特に記念品を返還するとか、そういったことはいたしません。

○委員長（八重樫龍介君） 7番、どうぞ。

○委員（坂本 昇君） 入籍しました、即1カ月後にはどこかに転出するということはなかなかないかもしれませんが、その部分が何か記憶にあったような。記念品をいただいたらば、もう他町村にという人が、それらを危惧するために、1年以上は町民としていてくださいねというのがあったような気がしましたが、それはないということの確認です。その届け出があった日に在籍していればいいという。それでいいということですね。

○委員長（八重樫龍介君） 答弁はいいですか。

ほかに。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（八重樫龍介君） 質疑なしと認めます。

これから議案第6号の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（八重樫龍介君） 討論なしと認めます。

これから本案について採決します。

議案第6号は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○委員長（八重樫龍介君） 異議なしと認め、議案第6号は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

席がえをお願いいたします。

---

◎議案第7号 岩泉町乳幼児、児童、妊産婦及び重度心身障害者医療費給付条

例及び岩泉町ひとり親家庭医療費給付条例の一部を改正する条  
例について

○委員長（八重樫龍介君） 議案第7号 岩泉町乳幼児、児童、妊産婦及び重度心身障害者医療費給付条例及び岩泉町ひとり親家庭医療費給付条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

三上町民課長、どうぞ。

○町民課長（三上久人君） それでは、議案第7号 岩泉町乳幼児、児童、妊産婦及び重度心身障害者医療費給付条例及び岩泉町ひとり親家庭医療費給付条例の一部を改正する条例についてをご説明申し上げます。

この条例は、現在中学校卒業までの児童生徒などの医療費窓口負担について、全額または一部を町が医療費助成として助成してございまして、そのうち既に小学校入学前までは現物給付化しておりますが、今般その現物給付の対象を小学校卒業までとするための改正でございます。

参考資料の新旧対照表をごらんください。1ページから2ページは文言の整理となっております。3ページの第10条及び4ページの第11条までの規定で、小学校卒業までを規定し直しているものでございます。

次に、5ページでございますが、岩泉町福祉医療資金貸付基金条例の改正は、医療費給付条例の表題の改正に伴い、引用部分を改正しているものでございます。

改正文にお戻りください。改正附則でございます。2ページでございます。施行日は、ことし8月1日からとしまして、経過措置と準備行為として7月末以前の医療機関受診分は従前のとおりの手続となること、事務的な部分は8月1日以前に行うことができることを規定しているものでございます。

ご審査方、よろしくお願ひ申し上げます。

○委員長（八重樫龍介君） 提案理由の説明は終わりました。

これから議案第7号について質疑を行います。質疑はありますか。

7番、どうぞ。

○委員（坂本 昇君） 施行期日が8月1日です。せっかくなので、4月1日というわけにはいかないかどうか、お願いします。

○委員長（八重樫龍介君） 三上課長。

○町民課長（三上久人君） この現物給付化につきましては、県内全域で足並みをそろえて行おうということで、所得の判定時期が8月1日以前と以降で違いまして、その所得の見ている年度を基準に8月1日で足並みをそろえて実施しようというものでございます。

○委員長（八重樫龍介君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（八重樫龍介君） これで質疑を終わります。

これから議案第7号の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（八重樫龍介君） 討論なしと認めます。

これから本案について採決します。

議案第7号は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○委員長（八重樫龍介君） 異議なしと認め、議案第7号は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

---

◎議案第8号 岩泉町老人デイサービスセンター条例及び岩泉町高齢者生活福祉センター条例の一部を改正する条例について

○委員長（八重樫龍介君） 次に、議案第8号 岩泉町老人デイサービスセンター条例及び岩泉町高齢者生活福祉センター条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

三上町民課長、どうぞ。

○町民課長（三上久人君） 引き続きまして、議案第8号 岩泉町老人デイサービスセンター条例及び岩泉町高齢者生活福祉センター条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

この条例は、介護保険法の改正に伴いまして、町の老人デイサービスセンターであります小川デイと大川デイ、高齢者生活福祉センターでありますどんぐり苑の利用料金について、特に高額な所得のある高齢者の負担を2割から3割と改正し、これらの施設で行われている要介護認定で非該当となった高齢者を対象としました通所生きがいデイの事業が、平成31年度から介護保険制

度に基づく総合事業へ移行しますことから、生きがいデイ事業を削除するものでございます。現在の利用者は、順次要介護認定またはチェックリストの実施により、利用を継続している状況でありますことを申し添えます。

それでは、参考資料の新旧対照表をごらんになっていただきたいと思います。1ページでございますが、第11条第1項の規定は、利用料金負担割合の改正でございます。

2ページをごらんになっていただきたいと思います。3条は、生きがいデイの事業廃止と利用料金表の削除でございます。この条例の改正が1条と2条で、1条が老人デイサービスセンター、2条が老人デイサービスセンター条例の一部改正として、1条、2条立てで改正してございます。その2ページの方で生きがいデイの記載がございまして、その事業廃止と利用料金表の削除でございます。

3ページ目は、高齢者福祉センターであるどんぐり苑の利用料金の負担割合の改正でございます。

4ページをごらんになっていただきたいと思います。4ページから5ページは、生きがいデイ事業の削除を行っているものでございます。

それでは、改正文にお戻りいただきたいと思います。別紙の2ページでございますが、改正附則でございます。施行日は、公布の日からとしており、ただし書きで、生きがいデイの事業は今年度末で終了となりますことの規定をしているものでございます。

ご審査方、よろしくお願い申し上げます。

○委員長（八重樫龍介君） 提案理由の説明は終わりました。

これから議案第8号について質疑を行います。質疑はありませんか。

7番、どうぞ。

○委員（坂本 昇君） 高額者が3割ということになりますが、高額者の基準というのは幾らかお願いします。

○委員長（八重樫龍介君） 根木地主査、どうぞ。

○長寿支援室主査兼地域包括支援センター室主査（根木地智和君） お答えいたします。

3割の負担割合の方についてでございますけれども、2つ条件がございます。1つ目が、65歳以上の方で、本人の合計所得が220万円以上、2つ目が本人を含めた同一世帯の65歳以上の方の年金収入プラスその他の合計所得が1人の場合は340万円以上、2人の場合については、合わせ

て463万円以上の方が3割負担となっております。

○委員長（八重樫龍介君） 7番、どうぞ。

○委員（坂本 昇君） ちなみに、これらの方々は該当者数で何名岩泉町におられて、そして額でこれぐらいの増が見込まれる、介護保険料が上がることですから。その2つをお願いします。

○委員長（八重樫龍介君） 根木地主査、どうぞ。

○長寿支援室主査兼地域包括支援センター室主査（根木地智和君） お答えいたします。

3割負担の方でございますけれども、現在認定を受けていて3割負担の方は町内8名おります。

保険料に影響することについてですけれども、現在ちょっと資料を持ち合わせていない状況でございます。

○委員長（八重樫龍介君） 12番、どうぞ。

○委員（三田地泰正君） 1つ伺います。いわゆる必要によってこのデイサービスを利用者は使うわけだが、そこでこの条文の中で、非常に世話になる方々が大事かと思う、生きがい活動支援というのがことごとく消されているのだよね。この項目を削った理由は何なのか伺います。

○委員長（八重樫龍介君） 三上課長、どうぞ。

○町民課長（三上久人君） この高齢者生きがい活動支援通所事業という一般財源を活用したその事業を今度は介護保険制度に基づいた財源を活用して行うということで、そういう事業の名称が変わるだけでございます。

○委員長（八重樫龍介君） ほかに。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（八重樫龍介君） これで質疑を終わります。

これから議案第8号の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（八重樫龍介君） 討論なしと認めます。

これから本案について採決します。

議案第8号は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○委員長（八重樫龍介君） 異議なしと認め、議案第8号は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

席がえです。

---

◎答弁の保留

○委員長（八重樫龍介君） 應家総務課長、答弁保留がございましたので。

○総務課長（應家義政君） 先ほど答弁保留があった件について説明をさせていただきます。

任命権者が教育委員会ということで、個人ではなく団体なのはなぜかというご質問でございます。なかなか解釈が難しく、物の本によれば、合議制なので組織としているということで、地方公務員法第6条では、任命権者で地方公共団体の長とか議会の議長とかという任命権者がありますけれども、その中では教育委員会につきましては教育委員会ということで組織でうたっていますので、今回の条例改正につきましては、そちらで対応していただきまして、根っこにあるなぜ個人ではなく組織で任命権者なのかというところは、合議制なので、1人がというのではなく、その組織の中で話し合っただけの任命というような認識なのかなど。なかなか難しい部分がありますが、その辺でひとつご理解をよろしく願いいたします。

○委員長（八重樫龍介君） どうぞ、12番。

○委員（三田地泰正君） 最近教育委員会の教育行政の法が改正になったわけ。それで、教育委員会に今まで委員長というポストがあったのだ。それがなくなったことの弊害ではなかろうかなというふうに感じて伺いました。了とします。ありがとうございました。

○委員長（八重樫龍介君） よろしいですね。

〔「はい」と言う人あり〕

○委員長（八重樫龍介君） ありがとうございます。

---

◎議案第9号 平成30年度岩泉町一般会計補正予算（第4号）

○委員長（八重樫龍介君） それでは、続きまして議案第9号 平成30年度岩泉町一般会計補正予算（第4号）を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

應家総務課長、どうぞ。

○総務課長（應家義政君） それでは、議案第9号 平成30年度岩泉町一般会計補正予算（第4号）について説明をさせていただきます。

今回の補正は、人件費の年度末の調整、それから事業執行見込みによる精査等を主な補正の内容としてございます。

それでは、主なものにつきまして、歳出からご説明をさせていただきます。26 ページをお開き願います。2 款 1 項 6 目 19 節で説明の 2 段目、町地域づくり支援協議会負担金（震災）、1,966 万 3,000 円の減額をお願いしております。これは、当初 13 人を予定してございましたけれども、なかなか人が集まらずに、8 人で現在協議会を運営しているということでございます。その 1 個下の地域おこし協力隊活動費補助金、これはマイナスの 528 万円をお願いしてございますけれども、これも 4 人を予定していた部分が 2 人という実績となっている部分でございます。

次に、下の 10 目 15 節工事請負費でございますけれども、ケーブルテレビ施設整備工事 2,227 万円をお願いしてございます。これは、ケーブルテレビの施設の機器を増する部分でございます。

次に、30 ページをお願いいたします。3 款 1 項 1 目の 19 節で、これは説明の 3 段目になりますけれども、被災者住宅再建支援事業補助金（台風）で 1,550 万円の減額をお願いしてございませし、その下の被災者定住化住宅建設資金利子補助金（台風）で 6,000 万円の減額をお願いしてございます。これは、被災者の住宅再建の部分の補助金あるいは利子補給の部分でございますけれども、まだ着工していない部分がございます、それにつきましては引き続き来年度予算で計上させていただいておるものでございます。

次に、47 ページをお開き願います。9 款 1 項 3 目の 17 節で公有財産購入費、土地購入費 475 万 1,000 円をお願いしてございますけれども、これは岩泉小学校の教員住宅用地の部分でございます、土地開発基金からの買い戻しの部分でございます。これまで土地所有者につきまして、いろいろ課題がございましたけれども、解決をしまして、今回購入をするものでございます。

次に、50 ページをお開き願います。50 ページは、10 款 1 項 2 目の 15 節で林道災害復旧工事（台風）で 2 億 7,725 万 6,000 円の減額をお願いしてございます。これは、当初予算で計上してございましたけれども、前倒しで 29 年度予算に計上して実施をしてございまして、今回減額をさせていただくものでございます。

次に、そのページでございますけれども、10 款 2 項 1 目の 15 節、一番下の部分でございますが、公共土木施設災害復旧工事（台風）で 2 億 2,350 万円の減額をお願いしてございます。これにつきましては、進捗の部分で 31 年度に計上させていただきましたので、これを減額させていただくものでございます。

次の51ページでございます。11款公債費、1項1目の23節でございます。下の長期債元金償還金の台風部分でございます。1億680万円を計上させていただいてございます。これは、岩泉球場の分の保険金が入った分を、起債超過になってございましたので、これを繰上償還するものでございます。

次に、歳入をご説明させていただきます。13ページにお戻りをお願いいたします。13ページは、13款1項3目1節の公共土木施設災害復旧事業で2億2,528万9,000円の減額をお願いしてございます。これは、先ほどの事業費減に伴うものでございます。

次に、16ページをお開き願います。14款2項4目の2節林業費補助金でございますけれども、3億599万1,000円の減額をお願いしてございます。これは、先ほどの林道施設の災害復旧事業の減等に伴うものでございます。

次に、第2表でございます。6ページにお戻りを願います。第2表、繰越明許費としまして17事業、22億9,755万7,000円を翌年度に繰り越しをお願いするものでございます。

次に、第3表でございます。8ページをお開き願います。第3表、地方債補正としまして、辺地対策事業から学校教育施設等整備事業まで、補正後の額を16億9,800万円とするものでございます。

以上でございます。ご審査のほどよろしく願いをいたします。

○委員長（八重樫龍介君） 提案理由の説明は終わりました。

お諮りします。審査の順序ですが、歳出から目ごとに、その後歳入を項ごとに審査したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○委員長（八重樫龍介君） 異議なしと認めます。

したがって、歳出は目ごとに、その後歳入を項ごとに審査することに決定しました。

23ページをお開きください。1款議会費、1項議会費、1目議会費、質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（八重樫龍介君） 続きまして、2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、ございませんか。

7番、どうぞ。

○委員（坂本 昇君） 先ほどの条例で、45時間を超えた方が5名という、年間の360時間という

のがありました。ここで、給料とかが減額になったりしておりますが、見ていると庁舎、結構な夜の時間帯で電気がついておられます。これらの把握は、ほとんどもう時間外を命令して、残っている方々は所属長の命令を受けながら時間外をしていると。よって、45時間、360時間を超える人は5名程度であるというふうな認識なのかどうか、お願いします。

それから、あわせて最高の人、月45時間なのに90時間も、倍も働いているというふうな人がないのかどうかお願いします。

○委員長（八重樫龍介君） 應家総務課長。

○総務課長（應家義政君） 残っている人が時間外を全てかと言われれば、実態としましては100%ではないのかなとは認識をさせていただきます。ただ、残っている人につきましては、日々、毎日当直の人からも確認をしていただいて、私のほうで確認もさせていただきます。若干時間外をもらっている人とそうでない人ございますけれども、そこにつきましても、あわせて働き方改革の視点から、各所属長には連絡をして、ぜひ職場環境をよくするようにと、仕事のシェア等もしながらやっていただきたいということで、毎月毎月その結果については周知をして徹底を図っているところでございます。

最高の時間数につきましては、戸来室長から答弁をいたさせます。

○委員長（八重樫龍介君） 戸来室長。

○秘書人事室長（戸来阿紀子君） お答えいたします。

今年度1月までの実績ですと、一月当たりの最高時間外の勤務については60時間が最高となっております。

以上です。

○委員長（八重樫龍介君） 7番、どうぞ。

○委員（坂本 昇君） 60時間であれば、私の想定では、やや基準値よりはオーバーしていますが、まずまずのところだなというふうに感じております。13節の委託料にあるように、職員健康診断、減額の15万3,000円ですが、そういう時間外を含め、職員の健康管理も含め、庁舎内ではこの台風被害、大震災以降、健康上は特に問題は発生していないというふうに受けとめていいかどうかをお願いします。

○委員長（八重樫龍介君） 戸来室長。

○秘書人事室長（戸来阿紀子君） お答えいたします。

台風以降の健康状態ですけれども、健康診断の結果からいきますと、生活習慣病については昨年までB、特に異状なしというか中間だった人が、状況がよくなったという方もいれば、逆に悪くなった方もおりますので、一概によくなった、悪くなったということは言えない状況でございます。

以上です。

○委員長（八重樫龍介君） 2番。

○委員（畠山和英君） 今の職員の管理と申しますか、健康状態の把握、診断等やっております。

それで、今生活習慣病のことはお答えになりましたが、この言葉がいいか悪いかわかりませんが、精神的な疾患とか、そういう人については把握等しておりますでしょうか。

○総務課長（應家義政君） 戸来室長から。

○委員長（八重樫龍介君） 戸来室長。

○秘書人事室長（戸来阿紀子君） お答えいたします。

精神的な部分につきましては、毎年ストレスチェックを行っております、医師との面談が必要な方については、希望に応じて予防医学協会から派遣いただいて対応している状況でございます。

以上です。

○委員長（八重樫龍介君） 2番。

○委員（畠山和英君） そうしますと、今のお答えですと、それはいないということのお答えでしょうか。

○委員長（八重樫龍介君） 戸来室長。

○秘書人事室長（戸来阿紀子君） 今は、ストレスチェックの内容でございましたが、病気休暇で現在精神的な面で休んでいる職員がございます。今年度は2人おまして、1人は復職しましたが、あと1人はまだ現在も療養中ということでございます。

○委員長（八重樫龍介君） 2番。

○委員（畠山和英君） 今入院した方もいたということでありまして、入院していない方もいるのかもしれませんが、震災、そして台風の災害等々の対応等で本当に忙しい中で、仕事をするのもいろいろ人もふえておりますし、またほかの応援職員も来ておりますので、そういう中でいろいろあるのかなと思います。ぜひその点につきまして、十分注意というものもなかなかできないとい

うこともあろうかとは思いますが、ここに委託料にもいろいろ上がっておりますので、管理者等々についてはこの辺十分留意していただければと思います。

それとは別なところで、23 ページの 1 節報酬で、庁舎等の当直専門員報酬があります。この場所、人数を教えてください。

○総務課長（應家義政君） 戸来室長。

○委員長（八重樫龍介君） 戸来室長。

○秘書人事室長（戸来阿紀子君） お答えいたします。

庁舎等当直専門員につきましては、本庁と各支所の当直専門員の報酬になります。今回補正をお願いした分につきましては、報酬を決めるに当たりましては労働基準局から許可をいただいて決めておりますが、10 月に最低賃金がアップしたことに伴っての補正予算になります。

以上です。

○委員長（八重樫龍介君） 2 番。

○委員（畠山和英君） 本庁舎と各支所の庁舎ということですが、人数のお答えがありません。人数は何人でしょうか。

○委員長（八重樫龍介君） 戸来室長。

○秘書人事室長（戸来阿紀子君） 失礼いたしました。人数は、全部で 25 人になります。

○委員長（八重樫龍介君） 2 番。

○委員（畠山和英君） 施設ごとは、いっぱいありますか。支所と本庁舎だけでしたか。その区分けは。

○委員長（八重樫龍介君） 戸来室長。

○秘書人事室長（戸来阿紀子君） お答えいたします。

本庁舎は、宿直のみになりまして 4 人、小川支所は宿直が 3 人、日直が 1 人、大川支所は宿直が 3 人、日直が 2 人、安家支所は宿直が 3 人、日直が 1 人、有芸支所は宿直が 3 人、日直が 1 人、小本支所は宿直が 3 人、日直が 1 人、合計 25 人となります。

以上です。

○委員長（八重樫龍介君） 2 番。

○委員（畠山和英君） ありがとうございます。これは、シルバー人材センターの方を今まで頼んでいたわけでありますが、現在はシルバー人材センターではなく、報酬ですから、直接の

雇用と申しましようか、依頼でしょうか。

○委員長（八重樫龍介君） 戸来室長。

○秘書人事室長（戸来阿紀子君） 28年度まではシルバー人材センターへの委託をお願いしていましたが、シルバー人材センターの請負の兼ね合いの関係から、直営に変えてほしいという要望がありまして、現在は直営となっております。

○委員長（八重樫龍介君） 2番。

○委員（畠山和英君） シルバー人材センターのほうからの依頼ということでのお答え。

それでは、済みません、もう一つ、24ページの19節、派遣職員の人件費負担金8,000万超の金額ありますけれども、これは対象というか人数、どの方々の負担金になりますでしょうか。

○委員長（八重樫龍介君） 戸来室長。

○秘書人事室長（戸来阿紀子君） 派遣職員の人件費負担金は、全部で13人分になります。内訳としましては、県の任期つき職員の派遣で6人、市町村派遣で7人でございます。

○委員長（八重樫龍介君） 1番、どうぞ。

○委員（畠山昌典君） 19節の3.11メモリアルイベント実行委員会、これが皆減となっている理由をまずお聞かせください。

○委員長（八重樫龍介君） 應家総務課長。

○総務課長（應家義政君） 3.11メモリアルイベント実行委員会の負担金でございますけれども、これは小本地区で地域振興協議会等々と協議をした結果、もう7年になるということで、今回からは祈念イベントについてはやめるというような形で、それにかかわってサイレン吹鳴、黙祷等は全町挙げてやるということで協議がなされたようでございまして、今回減額ということで、本年度から、今度の3月11日からはイベントとしては実施をしないということとなっております。

○委員長（八重樫龍介君） 1番。

○委員（畠山昌典君） わかりました。そうすると、もうこれ以降は毎年しないとか、そういう感じでしょうか。あるいは、10周年とか、周年というのも変な言い方かもしれませんが、10年の区切りとか、20年の区切りとかには災害を忘れないために、何らかのイベントの予定はありませんでしょうか。

あと、7年経過してやめるということとはわかりましたけれども、その他市町村の動向というのか、そちらのほうはどうなっているのか。把握しているのであれば、教えていただきたいと思

います。

○委員長（八重樫龍介君） 應家総務課長。

○総務課長（應家義政君） 詳しくはちょっと協議の内容を伺ってはございませんが、今後の祈念的なイベントにつきましては、これから協議を重ねて、必要であれば実施をしていくような形になるのかなとは考えてございます。

他の市町村の動向につきましては、やはりばらばらでして、まだ復旧事業等を進めている市町村におきましては、引き続き実施をするようでございますし、またある程度復旧復興が済んだところにおいては、実施は割愛するというようなところもお聞きをしているところでございます。

○委員長（八重樫龍介君） ほかにございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（八重樫龍介君） それでは、次に進みます。3目財政管理費、ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（八重樫龍介君） 5目財産管理費、ございませんか。

1番、どうぞ。

○委員（畠山昌典君） 15節の旧中里小学校等解体工事、これの跡地利用とか活用とかというのは、何かありますでしょうか。

○委員長（八重樫龍介君） 應家総務課長。

○総務課長（應家義政君） 旧中里小学校につきましては、台風災害により被災もしましたので、危険だということで取り壊し、解体をしたところでございます。その用地につきましては遊休地ということで、現在町内の組織で建物、土地につきまして、その遊休地をどのように活用していったらいいとか、そういったものも含めてトータル的に検討してございますので、その席上でも詰めていきたいと考えてございます。現在のところは、予定はございません。

○委員長（八重樫龍介君） 1番。

○委員（畠山昌典君） ありがとうございます。あいている校舎もいっぱいありますし、そういった跡地の活用というのを地元の方々とぜひ協議しながら、何らかの形で有効利用するようお願いいたします。

以上。

○委員長（八重樫龍介君） ほかにございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

---

◎散会の宣告

○委員長（八重樫龍介君） それでは、本日はこれにて散会いたします。

なお、明日2月27日午前10時より再開しますので、定刻までにご参集願います。

（午前11時43分）

平成31年第1回岩泉町議会定例会条例補正予算審査特別委員会記録（第2号）						
招 集 年 月 日	平成31年 2月 5日					
招 集 の 場 所	岩 泉 町 役 場 大 会 議 室					
開 会、開 議、散 会 延 会、閉 会 の 日 時	開 議	平成31年 2月27日 午前10時00分				
	閉 会	平成31年 2月27日 午後 3時23分				
出席及び欠席委員  出席13人 欠席 0人  (凡例) ○ 出席 × 欠席	委員 番号	氏 名	出欠 の別	委員 番号	氏 名	出欠 の別
	1	畠 山 昌 典	○	9	菊 地 弘 巳	○
	2	畠 山 和 英	○	10	合 砂 丈 司	○
	3	小 松 ひ と み	○	11	畠 山 直 人	○
	4	八重樫 龍 介	○	12	三田地 泰 正	○
	5	三田地 久 志	○	13	野 舘 泰 喜	○
	6	林 崎 竟 次 郎	○			
	7	坂 本 昇	○			
	8	三田地 和 彦	○			

正副委員長氏名	委 員 長	八重樫 龍 介	副 委 員 長	坂 本 昇
委員会に出席した事務職員	事 務 局 長	菊 地 辰 美	議 事 係 長	大 森 淳 一
	主 査	佐々木 美穂子		
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職・氏名	町 長	中 居 健 一		
	副 町 長	山 崎 重 信	副 町 長	末 村 祐 子
	教 育 長	三 上 潤	危機管理監兼 危機管理課長	佐々木 重 光
	総 務 課 長	應 家 義 政	政策推進課長	三 浦 英 二
	会計管理者兼 税務出納課長	盛 田 正 次	町 民 課 長	三 上 久 人
	保健福祉課長	田 鎖 英 明	経済観光交流課長	中 川 英 之
	農林水産課長	佐々木 修 二	地域整備課長 兼復興課長	佐々木 真
	上下水道課長	三田地 健	消防防災課長	福 士 勝
	教 育 次 長	馬 場 修		
	そ の 他 の 関 係 職 員			
委 員 会 日 程	別 紙 委 員 会 日 程 の と お り			
委員会に付した事件	別 紙 の と お り			
議 事 の 経 過	別 紙 の と お り			

# 平成31年第1回岩泉町議会定例会 条例補正予算審査特別委員会

委員会日程(第2号)

平成31年 2月27日(水曜日) 午前10時00分開議

1. 開 議

2. 付議事件

- (1) 議案第9号 平成30年度岩泉町一般会計補正予算(第4号)
- (2) 議案第10号 平成30年度岩泉町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)
- (3) 議案第11号 平成30年度岩泉町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)
- (4) 議案第12号 平成30年度岩泉町介護保険特別会計補正予算(第4号)
- (5) 議案第13号 平成30年度岩泉町簡易水道特別会計補正予算(第4号)
- (6) 議案第14号 平成30年度岩泉町公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)
- (7) 議案第15号 平成30年度岩泉町大川財産区特別会計補正予算(第1号)

3. 閉 会



---

◎開議の宣告

○委員長（八重樫龍介君） 昨日に引き続き、条例補正予算審査特別委員会を再開いたします。

ただいまの出席委員は13名です。定足数に達していますので、会議は成立いたしました。

（午前10時00分）

---

◎議案第9号 平成30年度岩泉町一般会計補正予算（第4号）

○委員長（八重樫龍介君） これから条例補正予算の審査を行います。

議案第9号の25ページをお開きください。

---

◎答弁の保留

○委員長（八重樫龍介君） ここで、町民課長から発言の申し出がありますので、これを許します。

三上町民課長。

○町民課長（三上久人君） おはようございます。昨日の議案第8号 岩泉町老人デイサービスセンター条例及び岩泉町高齢者生活福祉センター条例の一部を改正する条例の審査におきまして、7番委員からの質問に対する答弁保留がございましたので、この場をおかりしてご説明申し上げます。

質問の内容といたしましては、利用料負担が2割から3割になることによる負担増分はどのくらいになるのかというご質問でございました。基準となる単価が各サービスでさまざまなサービス単価となっておりまして、その基準単価の2割をサービス料としていただいているところを3割、その差が1割ふえることになってございます。現在の3割該当者見込みで試算いたしますと、年間約5人で約100万円程度の歳入増となる見込みでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

---

○委員長（八重樫龍介君） それでは、質疑に入ります。

2款総務費、1項総務管理費、6目企画費、質疑はございませんか。

9番、どうぞ。

○委員（菊地弘巳君） ここでちょっと確認をしたいのですが、きのうの説明ですと、この地域お

こし協力隊が4人から2人だという話でしたが、それ間違いないですか。

○政策推進課長（三浦英二君） 工藤総括。

○委員長（八重樫龍介君） 工藤総括。

○政策推進課総括室長兼地方創生対策室長（工藤健二君） お答えします。

政策で管理しております地域おこし協力隊は4人から2人ということでございますが、このほかに農林水産課のほうで所管している協力隊が1人ございます。

以上です。

○委員長（八重樫龍介君） 9番。

○委員（菊地弘巳君） そうすれば、ここに載っています地域おこし協力隊の報償費というのは2人分だということですか。それについて、8節の報償費です。累計で473万円ですが、この人方は1人年間240万円ですよ。ですから、2人で480万円。まだ任期あるものですから、2月、3月。そうすれば、恐らく2人分を超えるのではないかと思っていたのですが、それは2人分間違いないですか。

○委員長（八重樫龍介君） 工藤総括室長。

○政策推進課総括室長兼地方創生対策室長（工藤健二君） 報償費につきましては、年間でマックス240万円ということでございまして、1人につきましては年の途中から採用ということにもなっておりますし、マックスで240万円ですけれども、1日1万円で、最大で240万円ということになりますので、480万円に満たないことも当然生じてまいります。

○委員長（八重樫龍介君） 9番。

○委員（菊地弘巳君） 逆に俺480万円を超えるのではないかと思って聞いています。というのは、今現在で473万円、あと2月、3月があるものですから、それで果たして2人分なのかなというのがちょっと気になりましたので、伺います。お願いします。

○委員長（八重樫龍介君） 工藤総括室長。

○政策推進課総括室長兼地方創生対策室長（工藤健二君） 通計で473万円になってございます。制度上、年間で1人当たり240万円を超えてはならないということになっております。1人につきましては、年度の途中で採用ですので、240万円を満たしません。ですので、473万円でも足りるということでございます。

○委員長（八重樫龍介君） 13番。

○委員（野館泰喜君） いきなりで、不勉強で恐縮なのですが、地域づくり支援員と地域おこし協力隊員と、ここのところの理解ができていませんので、説明をいただきたいと思います。

○委員長（八重樫龍介君） 工藤総括室長、どうぞ。

○政策推進課総括室長兼地方創生対策室長（工藤健二君） 地域づくり支援協議会の関係でございますけれども、こちらの財源は大震災の震災復興特交ということで、震災に係る地域おこしとかコミュニティの再構築とか、そういうのを担う制度で、財源もそれを使っております。

地域おこし協力隊につきましては、震災とは関係ない一般の特別交付税が財源となっております。こちらのほうは今のところ特に期限はございませんが、先ほど前段で申しました復興支援員、地域づくり支援協議会のほうにつきましては、恐らくですけれども、平成 32 年度で制度のほうは終わるのではないかというふうに見込んでおります。

概要は以上です。

○委員長（八重樫龍介君） 13 番、どうぞ。

○委員（野館泰喜君） それぞれの方々は、やっている内容というのは同じですか、違うのですか。

○委員長（八重樫龍介君） 工藤総括室長。

○政策推進課総括室長兼地方創生対策室長（工藤健二君） 国のほうで示しております制度といたしますか、職務の内容といたしますか、そういったのがございまして、それぞれ全く別なものでございます。ただ、共通な点もございまして、かなり広い範囲の職務内容といたしますか、そういう制度にはなっております。

○委員長（八重樫龍介君） 13 番、どうぞ。

○委員（野館泰喜君） 今の説明ですと、つまりやりたいことがやれるようなことだというふうには認識するのですが、それが 13 人予定していたのが 8 人、4 人予定していたのが 2 人という結果に終わったという理由は分析しておいでですか。

○委員長（八重樫龍介君） 三浦課長。

○政策推進課長（三浦英二君） 予算上は、そういうことでお願いをしておりました。これは、もちろん来ていただくことを前提にお願いをしておりました。当然希望していただいた場合には、すぐに対応をするということでの予算のお願いをございました。結果としてこういうことにはなりましたが、来ていただくための努力というのは、私ども継続してやっているわけでございます。

ご案内のとおり地域おこし協力隊なんかは全国的なものでございまして、逆に今の時代は競争が激しい、いわゆる地域おこし協力隊員の売り手市場のような状況になっております。したがって、私どもも明確な目的をお示しして、そしてこの岩泉町の現状、必要性を訴えて、そしてご理解をいただいてから来ていただくというような、かなりハードルが高いような状況にもなっておりますので、新年度におきましても17人という壮大な目標を私ども予定しておりますけれども、なるべくそうなるように今から取り組んでいるのはそのとおりでございますので、なかなかハードルが高くて、前のように思うようには来ていただけないという現実もあるということでございます。

○委員長（八重樫龍介君） 13番、どうぞ。

○委員（野館泰喜君） そうすると、売り手市場の中でかなり多く応募がある自治体も当然あるということですね。でこぼこがあると。そうすると、その自治体の組み立て方によって、この人数はふやすことができるということについて、反省の中から新年度17人という構想が出てきたと思うのですが、どのように取り組んでいく予定ですか。

○委員長（八重樫龍介君） 三浦課長。

○政策推進課長（三浦英二君） これは、新年度のご審査でもご質問が出る部分かなと思っておりますけれども、私どもが想定をいたしました17人というのは、まず全庁を統一したといいますか、各課からの要望に基づいて、それぞれの各課が必要な、こういった方々の業務、それに見合う人材ということで積み上げた結果が17人ということでした。

現在12月で補正をいただきまして、私どもの担当が首都圏等々におきまして、そういった今全国で統一をしたマッチングをするための機会が相当設置をされております。開かれております。そういったものに私どもも出向いて積極的な展開、あるいはいわゆるコマーシャルと申しますか、広告と申しますか、そういったものを打ちながら、あとは熱意と情熱と根気とやる気とその辺を持ちまして一生懸命募集をして連れてまいりたいという決意でございます。

○委員長（八重樫龍介君） どうぞ、6番。

○委員（林崎竟次郎君） 19節の協働のまちづくり交付金、減額が620万円となっておりますが、これの内容についてお願いします。

○委員長（八重樫龍介君） 工藤総括室長。

○政策推進課総括室長兼地方創生対策室長（工藤健二君） お答えします。

協働のまちづくり交付金の減額、これにつきましては各地域振興協議会に対する交付金の執行残になります。一番大きいところが推進員の人件費になりますが、大川と有芸の推進員が現在欠員になってございまして、その分の人件費の減額が一番大きい減額理由でございます。

○委員長（八重樫龍介君） 3番、小松委員。

○委員（小松ひとみ君） 済みません。また地域おこし協力隊のことになりますが、首都圏で若者等を集めて、そういうイベント等を企画なさっているようですが、2月の最初に行ったそういうイベント等はどのようなことをなさいましたか。ちょっと内容をお聞きしたいと思いました。

○委員長（八重樫龍介君） 工藤総括室長、どうぞ。

○政策推進課総括室長兼地方創生対策室長（工藤健二君） 第1回目は、今月の9日に首都圏におきまして、岩手が集うイベントという岩手わかすフェス2019というものに出品しまして、岩手県にゆかりのある方々に広く周知を行っております。第2回目は来月16日でございますけれども、ふるさと回帰支援センターというところにおきまして、ワサビ等の地域おこし協力隊の募集等をセミナー形式で開催する予定となっております。

○委員長（八重樫龍介君） 3番。

○委員（小松ひとみ君） 本当に全国どこでもそういうふうに応募、自分のところに来てほしいというアピールをなさっているわけですね。確かに岩泉町のホームページでもこのような地域おこし協力隊を募集しておりますというのを見ましたけれども、やはりそれに付随して住むところとか、もっと魅力、こっちに来たら、ではどうすればいいのという仕組みがわからないので、岩手県だったり首都圏にゆかりのある人もそうですけれども、岩泉つながりももっともっと皆さんの子供たちとか孫、それこそ孫ターンとかも言われていますけれども、もっとつながりがいっぱいありますので、あとこっちに来るメリット、あと若者たちを移住につなげる地域おこし協力隊でしょうけれども、もっとみんなつながって住まい等を、例えばストーブがある生活、森に住む生活とか、もっと広げて魅力をアピールするべきだと思っております。2人来ていただいている方々にももっと町に入ってきて、こちらこそそれを利用してもっと枠を広げたいと思いますので、この取り組み、もっと新しい試みを期待しております。

○委員長（八重樫龍介君） 答弁求めますね。

三浦課長、答弁。

○政策推進課長（三浦英二君） まさにそのとおりと認識をしております。そういったことから、

新年度予算のほうにもその辺のところをなるべく網羅できるような予算のほうもお願いをしておりますので、一生懸命取り組んでまいりたいと思いますので、またいろいろ情報がありましたらご提言を賜りますようお願いをいたします。

○委員長（八重樫龍介君） 2番。

○委員（畠山和英君） 13節の地域コーディネーターの皆減、これは何をやろうとして全部皆減になったのか、ご説明をお願いします。

○委員長（八重樫龍介君） 三浦課長。

○政策推進課長（三浦英二君） 13節の地域コーディネーターの活動事業委託料ということで、当初予算でお願いをしておりました。これは、新年度に、新年度というのは31年度でございますけれども、まちづくり総合計画ということでの策定を控えているわけでございますけれども、あわせてその際には各地域の振興計画のほうも策定を予定しておりましたというふうに思っているわけでございますが、その中で地域の実情をいろいろ勘案いたしましたり、できるだけ地域の中に入り込むというようなことも私どもで必要と考えておりましたものですから、なるべく来年度の前から取り組めるような格好で、この事業を今年度中に手をつけたいといえますか、実施したくて予算をお願いしておりました。

その手法について、今年度いろいろ私どもも模索をしながらやってきておりましたけれども、国のほうにおきまして例の地方創生の総合戦略のほうの基本方針2018と申しますか、そういったものも夏場ぐらいにいろいろ決まりまして、そういった方針が私どものほうに流れてもまいりましたところ、総合戦略の中で集落支援員制度ということで、いろいろ役割なり取り組みの方針のほうがだんだん明示をされてきてまして、その辺のところを私どもでもいろいろ研究をしたりしてまいりましたところ、地域の活性化、あるいは地域に入り込んだいろんな活動というのが明示をされているのがはっきり見えてまいりましたので、これは新年度にそういった制度を地域振興協議会の事業とも絡めましてやっていったほうが効率的であると。今回新年度にお願いした予算は町単独費でもございましたので、国の財源のほうも若干見込めるというようなことを総合的に判断いたしまして、ここは一旦立ちどまって、この予算は一旦お返しをさせていただいて、新年度に立ち上げを予定しております集落支援員制度の中で、こういった今年度予定した事業をやっていったほうが総合的に効率的であるというふうに私どもが判断をさせていただきましたものですから、この予算は一旦お返しをさせていただきたいということでございます。

○委員長（八重樫龍介君） 2番。

○委員（畠山和英君） 次期総合計画の前の年として、地域の課題等を把握するために準備をするということのお答えと私解しましたけれども、今年度からやって間に合いますか。今度、来年度に策定作業に入るわけでありませけれども、どうなのかなと思います。

それで、あとこのコーディネーター、多分町外の方もいたような気がしますけれども、もし違いましたらですが、活動の状況はどういう状況になっているかお答えしていただければと。

○委員長（八重樫龍介君） 三浦課長、どうぞ。

○政策推進課長（三浦英二君） 最初の質問の委員の間に合いますかということにつきましては、間に合うようにやらせていただくということで、まず頑張る決意でございます。

それから、県外のコーディネーターというのは、私のほうでは移住、定住のほうの分の県外コーディネーターということで新年度予算には立ち上げをお示ししておりますけれども、ここで言う今年度をお願いをしておりますコーディネーターというのは、あくまでも町内の計画策定なり、地域の振興計画の策定をお願いするためのコーディネーターということでの予算計上でございますので、そこは新年度の県外コーディネーターとは全く違うものということでございます。

○委員長（八重樫龍介君） 2番。

○委員（畠山和英君） 個人名を出してあれですけども、穴田さんがやっているのはコーディネーターではなかったですか。

○委員長（八重樫龍介君） 三浦課長。

○政策推進課長（三浦英二君） 穴田氏に現在お願いしているのは、まるごと営業本部の関係のコネクターということのコーディネーターでございます。新年度予算をお願いしているのは、地域計画のためのそれとは全く別なコーディネーターと。それから、新年度予算に計上しておりますのは、それも含めた県外移住のコーディネーターという位置づけでございます。

○委員長（八重樫龍介君） 2番、どうぞ。

○委員（畠山和英君） 今の地域コーディネーターはわかりました。

それで、今穴田さんがやっているまるごと営業本部の今の活動状況、その成果等はどのように捉えておりますか。

○委員長（八重樫龍介君） 三浦課長。

○政策推進課長（三浦英二君） 今年度も引き続き活躍をしていただいております。インターンシ

ップの学生の募集から始まりまして、いろんな今回の首都圏での地域おこし協力隊の募集、マッチングに対する準備、支援、情報発信、それから説明、勧誘等々、あとは現地に来まして現在いる地域おこし協力隊の方々と町内をマンツーマンで歩いて、いろいろ指導をしたり、おつき合いをしていただいご案内をしていただいたりということで、そのとおりの活躍をしていただいております。

○委員長（八重樫龍介君） 2番。

○委員（畠山和英君） ありがとうございます。その中で、先ほどからるこの質疑がありますがけれども、地域おこし協力隊の確保等については、これはやってはいないわけですか、今のまると営業本部のほうでは。

○委員長（八重樫龍介君） 三浦課長。

○政策推進課長（三浦英二君） 今のまると営業本部のほうの位置づけの中には、販路拡大等々メインの仕事のほかにも、そういった首都圏でやっておる、首都圏が主ですけども、そこでやっている、こういった地域おこし協力隊の確保に対する、先ほど申し上げましたとおり、我々と一緒になって情報発信なり勧誘、その部分についても担っていただいております。

○委員長（八重樫龍介君） 2番。

○委員（畠山和英君） 次に、地域づくり支援協議会、この負担金の減額があります。先ほども質疑等がありました。これの中で、先ほど確かに国の復興計画は32年度まででありますので、町でやっているこの事業は終わりのような説明を受けたような気がしますが、来年度までかな。これはずっと32年度まで続ける予定でしょうか。

○委員長（八重樫龍介君） 工藤総括室長。

○政策推進課総括室長兼地方創生対策室長（工藤健二君） お答えします。

地域づくり支援協議会につきましては、要綱で定めてございます。当初は5年ということで、31年度ということで計画しておりました。ただ、先ほど申しましたように国のほうが、復興特交のほうが32年度まで延長見込みだということでございますので、岩泉町といたしましても要綱のほうを改正して32年度まで実施しようと今検討中でございます。

○委員長（八重樫龍介君） 2番。

○委員（畠山和英君） 最後に。それで、今32年度まで延ばす予定もあるということではありますけれども、今の状況、13人予定が8人でありました。この実施状況と申しましようか、この成果

と申しましようか、これらはどのように捉えておりますでしょうか。決算でなくて済みませんが、現時点ではどんな感じで捉えておりますでしょうか。

○委員長（八重樫龍介君） 工藤総括室長。

○政策推進課総括室長兼地方創生対策室長（工藤健二君） お答えいたします。

成果といたしましては、本当に皆さん頑張っていたということをごさいまして、今現在8人をごさいますけれども、具体的に昨年報告会というのを開催させていただきまして、議員のほうもご出席いただいていたと思うのですけれども、具体的にはああいったようなすばらしい活動をしているなというふうに感じております。

○委員長（八重樫龍介君） 7番、どうぞ。

○委員（坂本 昇君） 確認の意味でお願いしたいのですが、先ほど地域おこし協力隊は1万円で、マックス240万円です。次に、地域づくり支援協議会の復興支援員については、さっきのような説明でいけば総額で幾らかと。

そして、もう一つ、協働のまちづくりで大川、有芸が不在だということになりますが、その方についての報酬関係は幾らかということ。どういうことかということ、なかなか人材が確保できないというふうなことから、そこら辺の原因に賃金的なことがあるのではないかということところからの質問でありますので、その2点についてお願いします。

○委員長（八重樫龍介君） 工藤総括室長。

○政策推進課総括室長兼地方創生対策室長（工藤健二君） 地域づくり支援協議会、復興支援員でございますけれども、こちらは月額21万円になります。事務局長等については、若干の役職手当が加算になるということをごさいます。

先ほどの推進員でございますけれども、推進員につきましては14万8,000円強ということをごさいます、こちらは時間が6時間という状況でございます。

以上でございます。

○委員長（八重樫龍介君） 7番、どうぞ。

○委員（坂本 昇君） それでは、21万円であったりしても、なかなか県外から地域づくりということに来るには、13人中8人程度かなということ、これも厳しいなという。まして、確かに30時間という制限もあったり、いろんな要綱上の問題があると思いますが、14万8,000円で地域振興協議会、旧村ですよ、その一つの地域をコーディネートしたり、事務を取り扱ったりというの

ではなかなか人も集まりづらいこともあると、そのとおりだと思います。結果的にいなくてはならない大川と有芸に、その事務に携わる人がいないということですから、これは結構大きな問題として捉えていただいて、ここに14万8,000円が適当なのか、それとも何か手だてが可能なのかどうかは、ちょっと研究をしていただきたいと思います。

質問のほうは、先ほどの説明の中で17人、来年募集したいという地域づくり支援員が各課からの要望で17人となっていました。政策推進のところでは、各課からの調整をとって17人という数字を集めるのですが、本当に欲しいところは各課で欲しいわけですが、各課のほうとの連携で、こういうわけで、こんなタイプの人で、こういう能力がある人が欲しいというようなことで、強い手だてがないと、やっぱり17人と漠然と呼びかけても、岩泉においでいただくには、また同じ結果になりそうなのですが、そこら辺のところの取り組みの考え方を教えてください。

○委員長（八重樫龍介君） 三浦課長。

○政策推進課長（三浦英二君） まさに委員のご指摘のとおりでございます。いろいろ各課のほうからは林業関係の従事の関係、あるいは漁業の担い手、産直のコーディネーター、それから特産品の開発等々の業務の要望がございまして、私のほうで集約をして、それを一つ一つ岩泉町で求めている内容を書き込んだものを当然皆様にお示ししながら、それをもとにして面接、マッチングを、私ども参加しているわけでございますけれども、当然前回ですと林業の関係ということで、まさに林業の木を切るユニホームを、オレンジを着て、その会場に行って積極的にPRをするとか、あるいは担当課のほうからも当然そのときには出席をしていただいて、より詳しい説明をしながら訴えかけているという状況でございます。いろいろ私どもも適当と申しますか、適当に相談会、マッチングにも出ているわけではございませんでして、いろいろ戦略をそれなりに持って、ここでちょっと広く餌をまいて、ここで個別に引っ張り込んでやるとかというようなことはやりながら、計画的にやっているところではございますけれども、なかなか情勢は容易ではないということでございますが、引き続き努力してまいりたいということでございます。

○委員長（八重樫龍介君） 7番、どうぞ。

○委員（坂本 昇君） ありがとうございます。それで、ちょっと拡大解釈になるとは思いますが、この人材確保については、伺うところによると役場職員のような公務員も、募集しても定員に満たなかったり、また採用になってもほかに行く。それから、次のほうの予算に出てくるような保育士等々役場でもって募集しても、これは総務課長への質問になるかと思いますが、確保なり

人が応募してくれないというふうなことなので、単独の地域づくり支援員だけとか、地域おこし協力隊、それからまちづくりの局長という、単発でやっても町全体の公的な機関でさえそうですから、まして民間の企業の方々ですと、とても人材を確保するには大変なことなのかなど思って状況を感じておりました。そのところについては、町全体の課題として、総務課長のほうの音頭だと思いますが、庁舎全体でのそれこそコーディネートをしなが、人材確保に向けた検討というのをしていただければと思いますが、お考えをお願いします。

○委員長（八重樫龍介君） 應家総務課長、どうぞ。

○総務課長（應家義政君） 人材確保ということで、全てをコーディネートまではなかなか厳しい部分もございますが、どのような方法がいいのか考えながらやってはいきたいと思っております。

役場の職員の人材確保の部分に触れられまして、そのところは本職の部分なので答えさせていただきますが、実際役場の応募状況が大変悪いというのは事実でございます。そういったことから、近隣の各市町村等々にも確認をしましたところ、やはり他の市町村でも応募状況が悪いと。景気がいいという話もありまして、どちらかというと民間のほうに流れているというのが事実のようでございます。また、公務員であれば国家公務員、県職員、そして次が市町村職員という順番で応募がされているような状況とお聞きしております。ある市町村では、そういった対策から、前倒して7月に募集をかけたということで、応募はあったそうでございますが、逆に採用見込み通知が行って、ぎりぎりになってほかのところでは決まればやめるという、二度手間になってしまような実態もあるのが事実でございます。

いずれにしても、なかなか決め手に欠ける部分はございますが、いろんな手法を使いながら、岩泉町に魅力を感じていただいて、ぜひ役場の職員になりたいというような方を引っ張っていきなとと考えてございます。その後、もしできればトータル的にはやりたいと思っておりますが、この人材確保については、人口減もですけれども、容易に連れてこられれば人口減にもならないというのが現状でございますので、何とかそれでも努力をしていきたいと思っております。

○委員長（八重樫龍介君） どうぞ、11番。

○委員（畠山直人君） 地域支援員の6時間、この根拠は何ですか。

○委員長（八重樫龍介君） 工藤総括室長。

○政策推進課総括室長兼地方創生対策室長（工藤健二君） お答えします。

役場の非常勤職員の6時間を算定根拠といいますが、もとの6時間ということで設定してスタ

ートしたものでございます。

○委員長（八重樫龍介君） 11 番。

○委員（畠山直人君） 役場の非常勤職員で設定したということであります。ただ、各支所で働く地域支援員がそういう実態だから、なかなか定着しないというのもあると思うのです。何でもここが6時間ではなく8時間にしないのですかという、そういうところから始まっていくと思うのです。6時間にして14万8,000円で働けといたって、なかなか定住化はしませんよ。

それで、その任期というのが1年任期なのですか、何年になっていますか。

○委員長（八重樫龍介君） 工藤総括室長。

○政策推進課総括室長兼地方創生対策室長（工藤健二君） まず、任期につきましては1年更新ということでございます。

先ほど以来金額についての話でございますけれども、時間は各振興協議会いろいろございまして、本人の希望等もございまして、6時間でもいいという推進員もございまして。ただ、新年度におきまして集落支援員、これを新たに委嘱しまして、各振興協議会に配属すると、増員するという計画になってございますので、その辺も含めまして6時間がいいのか、あるいは8時間がいいのか、協議会とも相談しながら検討してまいりたいというふうに考えております。

○委員長（八重樫龍介君） 11 番。

○委員（畠山直人君） しっかりと改革してやらないと、こういう現状で地域支援員として頑張れと言われても、なかなか頑張りどころがないのです。だから、6時間と言わず、せめて8時間、普通の職員の勤務と同じような勤務時間を設けて、そうやって頑張ってもらおうというようなことがやっぱり必要だと思うので、ぜひ新年度にはそういうことを生かしてもらいたいと思うのですが、どうですか。

○委員長（八重樫龍介君） 三浦課長。

○政策推進課長（三浦英二君） 推進員に関しましては、いろいろ時間というか、実績なり経験も重ねてまいりました。その中で、保険のほう、年金のほうも、そういった福利のほうの向上もさせてまいりましたし、あるいは時間外手当分についても私のほうで予算措置をさせていただいたということで、それなりの改革、改善、向上はさせてきたというつもりでございます。

先ほども申しましたとおり、人によりましては6時間でなければ対応できないと、それ以上のことにすれば、とても無理だというような方もいらっしゃるし、あるいはそれでは足りない、

だけれども忙しいときだけでもいいですよという、忙しいときだけ時間を延ばしたことでいいですよという方もいらっしゃいますし、いろいろさまざまな考えの推進員さんもいらっしゃいますので、いずれにしても私どもは、先ほどの委員のご指摘のとおり地域に、そこに根づいていただいて、活躍をしていただくということを私どもも第一に考えておりますので、地域のほうともしっかりと意思疎通を図りながら、これの待遇改善、地位の向上については取り組んでまいりたいと思いますので、よろしく願いをいたします。

○委員長（八重樫龍介君） 11番、どうぞ。

○委員（畠山直人君） ぜひ考えてもらって、そして任期も1年というのは、やはり最初の1年は事務的能力とかを見るという観点からいいと思うのですが、その人ができるとなったら、1年1年の更新でなく、やはり2年か3年、最低でも3年とかというようにしていかないと、なかなか安定した仕事、職場とはみなしてくれないのではないかなと思います。そして、ましてや地域支援員として地域に根差した支援員で頑張るといふのであれば、ただ1年1年で終わるのであれば、1年終わればもういいよ、次はどうでもいいのだというような考えにならないとも限らないので、ぜひ任期も1年目は1年で様子を見ると、優秀だったらば2年、3年でもいいでしょうし、任期を延ばして安定した地域支援員にすべきと思うのですが、その辺はどうですか。

○委員長（八重樫龍介君） 三浦課長、どうぞ。

○政策推進課長（三浦英二君） 1年ということでやってまいりました。これは、以前から変わってはならないと思いますけれども、ただその1年でもう終わりですよという前提ではもちろんございまして、当然望んで雇用をするほうと合えば、どんどん、どんどんそれは更新していただいて構わないわけでございますので、その辺のところもよくご理解をお互いがさせていただきながら、決して1年で終わりだということを前提にしているわけではございませんので、その辺もご理解を深めていただくように私どものほうも注意してまいりたいと思います。

○委員長（八重樫龍介君） 13番、どうぞ。

○委員（野館泰喜君） 関連ですが、本町では地域振興協議会という制度ができて何年になるか、完全に根づいてきていると思います。その中で、推進員という役職があり、そして新年度からは集落支援員制度というのが、これが入ってきます。それで、ガバナンスの観点から、振興協議会長の下に推進員がいると私は認識しております。そこに集落支援員が入ってきたときに、どういう位置関係になるのか、そこをご説明ください。

○委員長（八重樫龍介君） 新年度で質問、よろしくお願いします。

○委員（野館泰喜君） わかりました。

○委員長（八重樫龍介君） ほかにございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（八重樫龍介君） 私語は慎んでください。

それでは、ないようですので、7目支所費に入ります。ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（八重樫龍介君） 10目諸費、ございませんか。

7番、どうぞ。

○委員（坂本 昇君） 町民バスの運行費補助金の600万円減でお伺いします。

結構な大きな金額ですが、この理由をまずお願いします。

○政策推進課長（三浦英二君） 佐藤室長。

○委員長（八重樫龍介君） 佐藤室長。

○政策推進室長（佐藤哲夫君） お答えします。

この補正600万円の減額の主な理由になりますけれども、町民バスの補助金につきましては前年実績で予算をお願いしておりまして、バス事業者の10月から9月までの決算期間分で赤字補填をしております。こちらの減額の理由は、運送収益がふえたことによって赤字補填が減ったという部分にはなるのですけれども、その中身につきましては、今年度岩泉高校生の通学補助金を支給しておりますが、こちらが定期での配付になりました。前年度は、現金での支給というような部分で、前年は年間を通してといいますか、利用の都度運賃収入があったわけなのですけれども、今年度定期購入になったことによりまして、年度初めといいますか、4月、5月に1年分の運送収入というか、そういったまとまった収入があったということで、結果的に利用者がふえたという部分の収入増ではないのですけれども、生徒の運賃収入の時期の変動といいますか、そういった部分での補正の減額ということになっております。

○委員長（八重樫龍介君） 7番、どうぞ。

○委員（坂本 昇君） システム改善とかということになって、600万円、むしろ町民バスにとっては利益ということに換算できるかなと思っていました。

それで、町民バスの利用者が減っているのはそのとおりだと思います。だけれども、個々の要

望というか、声というのは複雑多岐にわたるかと思うのですが、そういう交通弱者に対する声が  
どういうふうに着いて、それについては町民バスですから、できれば対応をするのも、路線バス  
というか、それよりは可能性が広いかと思うのですが、そこら辺についての現状はいかがでしょ  
うか。

○委員長（八重樫龍介君） 佐藤室長。

○政策推進室長（佐藤哲夫君） この利用者の要望につきましては、その都度役場のほうにいた  
くこともありますし、運行費補助金の申請の段階で事業者のほうとヒアリングをしております、  
その際に年間を通しての時刻の関係だとか接続の関係、そういった要望はバス事業者を通じても  
いただいております。1番は児童生徒が5割、多い利用ですので、昨年、一昨年は高校のほうに  
もアンケートをとっております、高校生の声も聞きながらダイヤ編成とか、そういった部分は  
利用しやすいように努めているところでございます。

○委員長（八重樫龍介君） 7番、どうぞ。

○委員（坂本 昇君） あとは、いずれ各路線に細かく入っていただいていると思います。  
ただ、1世帯、2世帯とはいっても、特にその方々は車がなかったり、高齢化が進んでいて、買  
い物にせよ、通院にせよ、町に出てきて用を足すには不便な方々が多いのではないかと思うので  
すが、これらについて今後、来年以降でもいいのですが、見直すというふうなことは可能なのか  
どうか。今まで入っている路線以外には入れないのだということなのかどうかについてはいかが  
ですか。

○委員長（八重樫龍介君） 佐藤室長。

○政策推進室長（佐藤哲夫君） 二次交通的な部分については、今もそれぞれ各地区でいろいろや  
り方はありますけれども、やっております、大川地区なんかでは空白地有償運送ということで、  
振興協議会を主体としまして、フルデマンドのドア・ツー・ドアのような利用もしておりますが、  
地域によってさまざま、例えば運転手の確保だとかいろんな問題がありますので、そこはこれか  
らも支所とか振興協議会とかとちょっと相談というか、意見交換をしながら検討していきたいと  
思います。

○委員長（八重樫龍介君） 11番、どうぞ。

○委員（畠山直人君） ここに防犯灯の工事の設置があります。これは、台風災害に遭ったのでな  
ければダメなのではないでしょうか。

○委員長（八重樫龍介君） 應家総務課長。

○総務課長（應家義政君） この防犯灯設置工事、台風分、減額の124万8,000円ですが、この台風分については工事の関係で、今年度については減額をさせていただきました。

その他の台風以外の防犯灯については、本年度につきましては台風で被災した防犯灯を優先させていただいて設置をしております。来年度から今までどおり台風以外の防犯灯の設置につきましても進めさせていただきたいと考えております。

○委員長（八重樫龍介君） 6番、どうぞ。

○委員（林崎寛次郎君） 19節の路線バスで、高齢者の利用が20万円の増になっているのですが、利用がふえていると思うのですが、これは内容はどうなっているのでしょうか。

○委員長（八重樫龍介君） 佐藤室長、どうぞ。

○政策推進室長（佐藤哲夫君） こちらは、利用実績によって今回増額している部分ではありますが、具体的に何人ふえたとかという部分は、ちょっと捉えづらい部分もあるのですが、27年度から実施しておりまして、これまで年間ふえたり減ったりというような状況です。ですので、例えば去年利用されなかった方が1人ふえれば、延べで結構利用者がふえる部分もありますので、そういった年度の利用者の増減が多少ある分というふうには捉えております。

○委員長（八重樫龍介君） ほかにございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（八重樫龍介君） 次に進みます。11目安家地区複合施設整備事業費、ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（八重樫龍介君） それでは、ここで岩泉ホールディングス株式会社の経営状況について質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（八重樫龍介君） よろしいですね。

2款総務費、2項徴税費、1目税務総務費。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（八重樫龍介君） 次に進みます。2目賦課徴収費。

1番、どうぞ。

○委員（畠山昌典君） 13節の委託料、状況類似図作成委託料、これが皆減になっております。こ

れの内容の説明と皆減の理由を示してください。

○会計管理者兼税務出納課長（盛田正次君） 三浦総括室長兼資産税室長。

○委員長（八重樫龍介君） 三浦総括室長。

○税務出納課総括室長兼資産税室長（三浦政宏君） お答えいたします。

13 節の状況類似図作成委託料の皆減であります。これにつきましては状況類似図というのをつくるのを業者委託しようとする内容でございました。これは、宅地造成や道路の新設に伴いまして、町並みが変わったときに作成しなければならないものとなっております。震災以降小本地区及び岩泉地区でも宅地造成が若干進んでいまして、それに伴いまして今回見直そうということで、当初予算化させていただいたところでありました。

これにつきまして、今年度土地情報システムというのも一緒に更新しておりまして、税務課の窓口にあるシステムでございますが、これを更新したら、そこに新たな機能が追加されておりまして、その機能を使ってこの状況類似図というのを作成できることがわかりまして、5月、6月ごろわかったのですが、ちょっとつくれるかつukれないかを検討した結果、十分対応できるということになって、今回最後の補正で減額させていただくという内容でございます。よろしくお願ひします。

○委員長（八重樫龍介君） ほかにございせんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（八重樫龍介君） 次に進みます。3項戸籍住民基本台帳費、1目戸籍住民基本台帳費、ございせんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（八重樫龍介君） 2款総務費、4項選挙費、1目選挙管理委員会費、ございせんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（八重樫龍介君） 次に進みます。5項統計調査費、1目統計調査総務費。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（八重樫龍介君） 次に進みます。6項監査委員費、1目監査委員費。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（八重樫龍介君） 3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費、ございせんか。

結構、これは31ページまでありますので。

13 番、どうぞ。

○委員（野館泰喜君） 19 節、被災者住宅再建支援事業補助金、これは 7,000 万円で確定していると思いますが、件数を教えてください。

○保健福祉課長（田鎖英明君） 生活再建支援室長、熊谷。

○委員長（八重樫龍介君） 熊谷室長。

○生活再建支援室長（熊谷 誠君） お答えいたします。

被災者住宅再建の補助金ですけれども、減額をして 7,000 万円ということにさせていただきましたけれども、こちらにつきましては当初予算で 60 件を見込んでいたところですが、現在のところでの最終見込みを 47 件ということで、この金額となっております。

○委員長（八重樫龍介君） 13 番、どうぞ。

○委員（野館泰喜君） 47 件がこれを利用して、残っているのは何件ありますか。

○保健福祉課長（田鎖英明君） 熊谷室長。

○委員長（八重樫龍介君） 熊谷室長、どうぞ。

○生活再建支援室長（熊谷 誠君） お答えいたします。

全体としてですけれども、現在加算支援金のほうになりますけれども、全壊、大規模半壊の申請状況を見ますと、全体で 392 件の方から申請をいただいております。これに対して加算支援金の申請がまだという方につきましては、現時点で 66 件残っているという状況になっております。

○委員長（八重樫龍介君） 13 番、どうぞ。

○委員（野館泰喜君） 先ほどの 47 件を除いて、なおかつ 66 件残っているというふうに理解してよろしいでしょうか。

○保健福祉課長（田鎖英明君） 熊谷室長。

○委員長（八重樫龍介君） 熊谷室長、どうぞ。

○生活再建支援室長（熊谷 誠君） 町の住宅再建補助金と加算支援金で若干対象者も違うので、ずれる部分はありますけれども、47 件については今年度末までの見込みということで、さらにこの 66 件から少なくなるものと見込んでおります。

○委員長（八重樫龍介君） 13 番。

○委員（野館泰喜君） 当初 3 年という縛りがあったのですが、その点は残っているのが 60 件近くあるという状況の中で、その縛りはどのようになっていますでしょうか。

○委員長（八重樫龍介君） 熊谷室長、どうぞ。

○生活再建支援室長（熊谷 誠君） 加算支援金の申請期限につきましては、発災から 37 カ月ということで、ことしの 9 月末が申請の期限となっております。こちらにつきましては、その時点での再建の状況によって期限を延長するという申し出もできますので、移転地等の整備につきましてはこれからの着工になるかと思っておりますので、そういった状況も踏まえて延長する要望をすることもやむを得ないものと考えております。

○委員長（八重樫龍介君） 13 番、どうぞ。

○委員（野館泰喜君） そうすると、個別対応で、それぞれの事情に合わせて延長は可能だということですか。

○委員長（八重樫龍介君） 熊谷室長。

○生活再建支援室長（熊谷 誠君） 延長につきましては、その時点で再建がおくれることもやむを得ない事情が認められれば延長できるということになっておりますので、現在移転地の整備もまだという状況もありますので、こちらについては認めていただけるものではないかなと考えておるところであります。

○委員長（八重樫龍介君） 13 番、どうぞ。

○委員（野館泰喜君） 心配しているのは、制度をしっかりと熟知していないがために漏らしてしまうという可能性がなくもないわけです。そこをきちっと対象者には説明をして、個別に対応して、必ず漏れがないようにお願いしたいと思います。その配慮、そういうことは行っていますか。

○委員長（八重樫龍介君） 熊谷室長。

○生活再建支援室長（熊谷 誠君） 再建が終わっていない方につきましては、定期的に相談会を開催しているのですけれども、そういったところで支援金の期限などの案内も一緒に郵送で送っておりますし、また個別にも訪問しております。また、定期的に支援制度の利用がまだですよということでご案内もしたりして、それぞれ対応しているところでございます。

○委員長（八重樫龍介君） 7 番、どうぞ。

○委員（坂本 昇君） 13 節の委託料、多機関の連携による包括的支援ということで、約 1,400 万円の予算が 500 万円減額になっています。この事業の内容、委託先、そしてまた減額の理由ということについてお願いします。

○保健福祉課長（田鎖英明君） 津嶋社会福祉室長。

○委員長（八重樫龍介君） 津嶋室長、どうぞ。

○社会福祉室長（津嶋勇士君） お答えします。

初めに、事業の内容でございますけれども、これは福祉ニーズが今多様化、複雑化しておりますので、こうした状況を踏まえまして、さらに当町では台風 10 号による被災もしておりますので、被災した方、それとしない方、被災の有無にかかわらず単独の相談機関、例えば包括支援センターであったりとか町の福祉部署だけでは十分に対応できない、いわゆる制度のはざまの課題を解決するという観点から、こうした複合的な課題を抱える者に対する包括的な支援システムを構築するということを目的とした事業でございます。厚生労働省のモデル事業でございますので、それを活用して補助事業に手挙げし、実施してきたところでございます。

具体的な取り組みといたしましては、3つの柱がございます。1つは、弁護士や福祉職の専門職による出張相談窓口の開設、これは2月15日時点で今年度76回開設しております。もう一つは、寄せられた相談に対して、複数の相談機関が集まって解決を図らなければならないという場合に会議を開催しております。これは、これまで12回開催しております。3つ目は、さらに困難なケースに対しては関係機関と連携しまして、支援が伴走した形で経過を観察するというものに取り組んでおります。

受託者ですけれども、これはプロポーザルで決定しまして、一般社団法人岩泉よりそい・みらいネットが実施しております。

最後に、減額の理由でございますけれども、当初2名の相談員を常駐、配置する予定でございました。このうち1名は、4月当初で産休という形で、残念ながら退職という形になりました。もう一人、核になって動いている相談員も、他事業も担っているということで、大体人件費の8掛けぐらいしかこの委託費で見ることができませんでした。そうしたこともありまして、500万円という大きな減額となりました。欠けた部分の職員については、ハローワークを通じて継続して募集はしているのですが、何分求められる知識、スキルが高いもので、応募はあるのですが、まだ見合った人材というのにはたどり着いていないというところです。

以上です。

○委員長（八重樫龍介君） 7番、どうぞ。

○委員（坂本 昇君） ありがとうございます。そこで、社団法人のよりそい・みらいネットと

いうところの所在地、これについてはどこを軸として活動されているのか、お願いします。

○委員長（八重樫龍介君） 津嶋室長。

○社会福祉室長（津嶋勇士君） お答えします。

法人の所在地ですけれども、済生会の交差点の前につるやという居酒屋さんがあったところが空き物件となっておりましたので、そこに拠点を構えて事業を実施しております。

○委員長（八重樫龍介君） 7番、どうぞ。

○委員（坂本 昇君） そうすると、クチェカさんとはまた違った団体というふうに捉えていいですか。

○委員長（八重樫龍介君） 津嶋室長、答弁。

○社会福祉室長（津嶋勇士君） 核になっている職員、相談員は、クチェカにも在籍しております。大野社会福祉士が1人中心となって動いております。ただ、法人としてはまた別物でして、法人の理事長は被災者支援で岩泉町で法律相談とかをしていた弁護士さんが理事長となって、別組織として動いております。ただ、連携はしています。

○委員長（八重樫龍介君） 7番、どうぞ。

○委員（坂本 昇君） そうすると、今のように多機関の連携にあるということで、既存のクチェカというのがあって、そこには理事長さんもいて、相談事業にも乗って結構活躍をしています。むしろクチェカに今の弁護士さんのような方を時折委嘱したりしながら、余り分野を分けなくてクチェカ一本でやるというのは考えられなかったのか。というのは、先ほどの13番委員からあったように、質問というか、相談事が何か所かになると、また被災者がいつまでの期限で住宅、どうだろうというふうな情報が、どこに行ったらいいかというのがまた広がってくるので、このクチェカであれば相談に行ったときに、もう年限が来年までしかありませんよとかというふうにして、いろいろお茶を飲みながらでもその方々に、実際にきちんと相談するときはそのときにやるのですが、情報を共有するときにはその分野が分かれないうほうがいいような気がするのですが、お考えをお願いします。

○委員長（八重樫龍介君） 津嶋室長。

○社会福祉室長（津嶋勇士君） お答えします。

クチェカの相談事業というのは、主に障害者を対象としている相談支援事業でございます。一方で、よりそい・みらいネットのほうは台風災害をきっかけに発足した団体でございます。ただ、

それに加えまして台風災害の被災の相談から介護や障害、生活困窮、もろもろの相談事を受けるという内容にしております。どちらか一本にすればいいのですけれども、国のほうの狙いといったしましては、相談機関がさまざまあるのは、それはしょうがないことなのですけれども、その相談機関同士の顔と顔が見える関係、これを構築してチームで、所属は違えどチームで問題を解決していこうというのがこの厚生労働省のモデル事業のミッションですので、それにのっとって事業を進めていきたいと考えております。

○委員長（八重樫龍介君） 7番、どうぞ。

○委員（坂本 昇君） わかりました。ひとつ検討していただきたいところですが、何せかかわっている職員さんが、大野さんという名前が出ましたが、クチェカでもリーダー、それからよりそいでもリーダーということになると、さっき言ったように一本化でもいいのかなと思う。けれども、これは意見でございますが。

そこで次に、今度は19節の人の輪づくりフォローアップということで、震災関係でも1,500万円なりが500万円減額になっています。この説明をお願いします。

○保健福祉課長（田鎖英明君） 津嶋室長。

○委員長（八重樫龍介君） 津嶋室長、どうぞ。

○社会福祉室長（津嶋勇士君） 人の輪づくりフォローアップ事業の減額の理由について説明させていただきます。

国との事業協議の結果、岩泉町は東日本大震災の復興の進捗、これは震災の仮設住宅はなくなっている状況で、災害公営住宅も建っていると。他市町村の被災地と比べた場合、進捗状況、復興の進捗のスピードというのは比較的進んでいるというふうに見られまして、被災者支援の規模、これを金額的にも段階的に縮小することを求められたところでございます。当初の予算編成の時期は、まだ国との協議は途中の段階でしたので、概算で計上したのですけれども、その後の国との話し合いの中で518万5,000円を圧縮した額での国庫補助の内示額となりました。減額分につきましては、ほかの制度を活用するなどして対応してきておりましたので、支援ニーズに対しては十分な対応はできていると捉えております。

○委員長（八重樫龍介君） 7番、どうぞ。

○委員（坂本 昇君） 台風関係ですと、まだ2年、3年のところですから、ケアもということになりますので、また震災のほうは8年たった現在でもフォローアップしなければならないという

ことも大変なことだと思うのですが、その内容的なのはどういうところがあるのかはおわかりですか。

○保健福祉課長（田鎖英明君） 津嶋室長。

○委員長（八重樫龍介君） 津嶋室長。

○社会福祉室長（津嶋勇士君） お答えします。

人の輪づくりフォローアップ事業は、補助事業の関係上、東日本大震災の被災者を対象とした支援事業でございます。この事業では、災害公営住宅の集会所を活用いたしまして、サロン活動やワークショップ、あとは農作業体験など被災者の生きがいの再創出や新しい地域における役割意識の醸成を図ることとして、人と人とのつながりや地域とのつながり、地域住民との緩やかな見守り体制の構築などを目指した事業でございます。

具体的には森の越の集会所でフォローアップカフェというのを221日間開設しております。これまでで延べの来所者は1,387人、このうち被災者は253人となっております。そのほかにも被災者が一人で御飯を食べることがないように、みんなで御飯を食べる行事を32回実施しております。そのほかみんなで外出したりとか、運動、体操、季節の行事等を取り入れて、被災者の人たちが外に出る機会をたくさん設けるような事業を実施しています。

○委員長（八重樫龍介君） ほかにございせんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（八重樫龍介君） 2目に入ります。社会福祉施設費。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（八重樫龍介君） 3目老人福祉費。33ページまで続いておりますが。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（八重樫龍介君） 4目国民年金費。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（八重樫龍介君） 2項児童福祉費、1目児童福祉総務費、ございせんか。

1番、どうぞ。

○委員（畠山昌典君） 7節、次のページの次の目になりますけれども、保育士の給与ですか、これ減額になっています。これの内容と影響はあるのかをお願いします。

○保健福祉課長（田鎖英明君） 菊地主査。

○委員長（八重樫龍介君） 菊地主査、どうぞ。

○社会福祉室主査（菊地利明君） お答えいたします。

まず、2目の児童福祉総務費のほうの臨時保育士賃金につきましては、各こども園に併設されている子育て支援センターの臨時保育士等の賃金を予算計上したものでございまして、こちらにつきましては3名分の臨時保育士のほうの予算計上したところでございますが、予算計上の段階では正職員の配置等も確定していなかったこともありまして、結果的にはいわずみこども園、こがわこども園の支援センターのほうは正職員等が配置できたということから、減額というような形になってございます。

次の3目の児童福祉施設費の賃金につきましては、こちらは各こども園の臨時保育士の賃金となっております。当初の積算のほうでは31名分の臨時保育士、あとは無資格でも補助者とか、そういう部分の人件費、あとは代替の保育士を計上したところでございます。実際には臨時保育士、補助者含めて約29名の採用となったところで、見込みよりも2名少なくなったことが要因となっておりますが、こちらにつきましても平成30年度におきまして正職員の採用が2名ございまして、こちら各園ともに担任は正職員を配置できたというところで、園児数に対する有資格者等は充足している状況というふうに認識しております。

以上です。

○委員長（八重樫龍介君） ほかございせんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（八重樫龍介君） それでは、3目児童福祉施設費、ございせんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（八重樫龍介君） 4款に入ります。衛生費、1項保健衛生費、1目保健衛生総務費。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（八重樫龍介君） 2目予防費。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（八重樫龍介君） 3目母子保健費。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（八重樫龍介君） 5目保健師設置費。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（八重樫龍介君） 6目環境衛生費。

10番、どうぞ。

○委員（合砂丈司君） ここでお聞きします。

19節の飲料水個人施設整備事業費補助金900万円、これ皆減になっていますが、個人として申し込みがなかったのかどうか、その辺について内容をお願いします。

○委員長（八重樫龍介君） 三田地課長、どうぞ。

○上下水道課長（三田地 健君） お答えします。

飲料水個人施設整備事業費補助金につきましては、通常分と災害分とありますが、今回は通常分900万円が皆減ということになっております。これにつきましては、問い合わせ等をもとにして補正の増もお願いしてもらってこの予算を確保させていただきましたが、諸事情によりまして考えを変えて取りやめをした人とか、あるいは水道業者さんが見つからずにやれなかった人、またこれと別な災害のほうで対応できた人等ありまして、最終的には通常分の補助は使う人がいないという結果になってしまったものです。

○委員長（八重樫龍介君） 10番、どうぞ。

○委員（合砂丈司君） この補助金の例えば限度額とか補助というか、自分で払うというか、2割補助とか、そういう制度がいろんなのがあると思うのだが、そういう制度はどういったのがありますか。

○委員長（八重樫龍介君） 三田地課長、どうぞ。

○上下水道課長（三田地 健君） この通常分の補助金について説明させていただきますと、補助対象額は事業費が100万円から200万円までの間になっておりまして、自己負担金は10分の1、自己負担の上限が20万円までというような補助になっております。

○委員長（八重樫龍介君） 10番、どうぞ。

○委員（合砂丈司君） 200万円と言いましたけれども、今まで引っ張っていたけれども、昨年から台風災害で、その後全然水が、個人で沢から引っ張っていたのが出なくなったという地区もあります、個人のところで。大変困っていましたが、それを工事するとかかなりの工事費がかかります。多分ほかから見つけると、200万円で作ったものはないと思うのですが、そうすると例えば250万円かかると20万円負担して、そのほか、あとはもう全額個人負担になるのですか。

○委員長（八重樫龍介君） 三田地課長。

○上下水道課長（三田地 健君） 申しわけありませんが、そのようなことになります。これは町単独費なものですから、やはりある程度、200万円ということで、200万円と言えばほとんどの施設は何とかできるものですから、このように設定させていただいているものです。

○委員長（八重樫龍介君） 10番、どうぞ。

○委員（合砂丈司君） 新たに見つけると、200万円では終わらないと思うのです。例えば500万円ぐらいはかかる場所もあると思うのです、個人で見つけると。そうすると、負担がとてもしない状態になると思うのです。そういう個人の地区があるのです、現在。もう全然出なくなって、少し出るからペットボトルにためて使っている地区もある、個人の人もあるのです。あるいは、全然出なくて大川の水をくんで使っている地区もあるのですが、ことしは特に雪とか雨が降らないために、完全に個人の水が出なくなって大変な思いをしているところもあるのです。また、地区が点在しているために組合もつけれない、距離感があってつけれないと。例えば大坂本地区がそうなのですが、そういうところに、個人で大変な思いをしているところに何らかの支援は必要ではないかと思うのですが、当局はそういう考えはないのかどうか。

○委員長（八重樫龍介君） 三田地課長、どうぞ。

○上下水道課長（三田地 健君） これとは別に災害のほうの場合ですと、3万円から200万円ということでやっている場合もありますが、どちらになるか、その辺も個別に相談させていただいて、それでなるべく安くて確実な方法を探せるようにできればいいと思いますので、あとはその人がわかればそのように対応したいと思います。

○委員長（八重樫龍介君） 10番、どうぞ。

○委員（合砂丈司君） 水は本当のライフラインだと思うのです、やっぱり。今特に高齢化して、冬に水をくんでくるにも大変な思いをしている個人の戸数もあるのです。困った困ったと言っているところもあるのですが、こういうところにぜひ協力というか支援をしていただきたいと思います。これは要望です。

○委員長（八重樫龍介君） 7番、どうぞ。

○委員（坂本 昇君） 私も飲料水で。結局補助を出しました。町の補助金を出して水道を直していただきましたというところをフォローアップというか、出したけれども、工事はしたが、もう水は出ていないとかというふうなことがないようにしたいという考えからであります。

そして、この前小川の地区での議員と語る会のときも、小川地区のある家庭のほうでは、凍っ

たままです。手をつけられないというふうなので現在に至っているそうです。あと今の説明でもあるように、今度は業者が見つからないから、水が出ないまま、そのままにしておくとなると、これも生活用水ですから死活問題にも発展しかねないと思いますので、そこら辺のところのフォローについてはどう対応なされているかをお願いします。

○委員長（八重樫龍介君） 三田地課長。

○上下水道課長（三田地 健君） 私たちも相談をいただければ、極力対応できるようにしたいと考えております。

○委員長（八重樫龍介君） 13番、どうぞ。

○委員（野館泰喜君） 関連ですが、現実に10番委員が言ったように困っている方が実際立ち往生しているという場面が見られます。というのは、どうしていいかわからないと。それで、役場のほうでは業者のあっせんもできないでしょうから、こういう業者があるという一覧表を渡して、直接業者のほうに交渉をしてみてくださいというところまで教えてあげないと解決にはならないと思います。そこまでやるべきだと思うのですが、いかがでしょうか。

○委員長（八重樫龍介君） 三田地課長。

○上下水道課長（三田地 健君） ただいまのお話があったとおり、相談に来ていただいた方には、うちのほうでもどちらの業者をとすることは言えないので、一覧表をお渡ししまして、五十数件とかはありますので、その中からとにかく選んでお願いしてみてくださいということは話をしているところです。

○委員長（八重樫龍介君） 13番、どうぞ。

○委員（野館泰喜君） よろしくをお願いします。

それで、実は今水のことですから、本当に困っているわけです、今々。ところが、片方では業者の側は、もう手が回らないぐらい忙しい状況にあります。そこをどういうふうクリアしていくかというのは、今々のことですから、今までどおり一覧表を渡して、これが業者ですという、その一覧表に載っている業者は多分1年先まで手が回らないという状況があります。これを何とか解決していただきたいのですが、いかがでしょうか。

○上下水道課長（三田地 健君） 中島室長から。

○委員長（八重樫龍介君） 中島室長。

○水道室長（中島康光君） お答えいたします。

今現在飲料水個人施設の整備補助と復旧補助につきましては、簡易水道の町の指定を受けている業者による施工ということで要綱のほうに定めておりますけれども、ここの部分については飲料水ということで、衛生面にたけた業者ということを第一に考えておりまして、ここは土木業者というところに幅を広げますと、衛生面の確保が難しくなるというところがございますので、この部分については引き続き指定店を代表に施工していただくということで進めていきたいと考えております。

○委員長（八重樫龍介君） 8番、どうぞ。

○委員（三田地和彦君） 内容は違うのですが、環境衛生の面から。まず、皆さんは2年、間もなく3年になるわけですが、台風のと看、河川がかなり汚れたわけ看。というのは、レジ袋、ナイロン製のもの、それから発泡性のもの、これが川岸にひっかかったり、ひっかからないのはそのままストレートに海に流出したわけ看。この間、保健福祉課の課長さんにも、ちょっとこれは問題だということでやったわけ看。今河川等の清掃をやっておったり、護岸工事等も進んでいるわけ看。これを機会に何とかこういうのが海に流れない、また環境を汚染しないような対策を考えているのか、まずご答弁をお願いします。

○委員長（八重樫龍介君） 田鎖課長、どうぞ。

○保健福祉課長（田鎖英明君） 今ご質問のありました対応策でございますけれども、先日の中でもお話いたしました。まずは、自前のできるところからということで考えておりまして、環境の巡視員、またリサイクル推進員等、そしてできれば河川組合も巻き込んだ状況から取り組んでまいりたいというふうに見ております。下流側の河川のごみ拾いというふうなのがまず基本的な流れとなっておりますけれども、そういったところから取り組んでいきたいなというふうに見ております。

○委員長（八重樫龍介君） 8番、どうぞ。

○委員（三田地和彦君） ありがとうございます。というのは、ごみの集積所にはいろいろごみを受ける場所とか、それから各地区では網をかぶせて、いろいろそれが飛ばないようにあれもやっているわけ看。ありますが、何と見ても我々もこういうような場で、前も言ったのですが、河川組合から許可をもらって、網の目はどうか、これはまだ決まってお見せんけれども、業者等にもお願いして、小本川、小本下流のほうなのですが、あそこに網を張って、とりあえず流れていく発泡とかナイロンを防ぎたいと。どういう方法がいいか、これはまず今業者と相談中看。

います。ただ、これは許可をもらわねばならないものですから。ただ、これからは何といても春漁になればマスの関係とか、いろいろな漁が始まるものですから、これは難しいかもしれませんが、そのときは町のほうからも何とか許可してくれというようなことの一声もお願いしていただければと思うのですが、そこら辺の考えもお願いしたいと思います。

○委員長（八重樫龍介君） 田鎖課長。

○保健福祉課長（田鎖英明君） 先日土木センターの河川港湾課長とも話をしまして、特に許可というふうなことは、河川漁協、内水面の漁協のほうが認めていただければよろしいのではないかと、いうふうなことをいただきましたので、こちらのほうからもその辺につきましては協力依頼をいたしまして、横断で張るというふうな技術的なことがいいのか、それとも刺し網的な張り方がいいのか、その辺はそれぞれ工夫しながら、より海洋、海まで出ないように状況でごみの収集を図っていきなというふうに考えております。

○委員長（八重樫龍介君） 8番、どうぞ。

○委員（三田地和彦君） よろしくお祈いします。というのは、あとは個人のところでも発泡なら発泡を網の袋のような、小目という小さい目の網の入れ物を、有料でもいいと思うのですが、そこら辺のごみ袋もごみとして出すものは、ナイロン袋を皆さんに有料で出しているとお祈い、網のほうも町のほうで準備したらと思うのですが、そういう考えはございませぬか。今急なものですからあれですが、要望しておきますので、とりあえず何らかの対策をお願いしたいと思ひます。要望しておきます。

○委員長（八重樫龍介君） 要望でございませぬ。よろしくお祈いします。

5番、どうぞ。

○委員（三田地久志君） 今の関連なのですが、多面的対策交付金を使って発災の冬に小本川漁協では既にごみ拾い等々をしてお祈いします。さらに、ことしというか、4月以降についてもこの多面的対策交付金を使って漁協の組合員、あるいは環境対策を含めて小学校、中学校、高校生も巻き込んだ中で親水空間の整備ということでやるつもりでお祈いします、小本浜には流れないように頑張る上のはやっていますので、まずはお知らせだけしておきたいと思ひます。

○委員長（八重樫龍介君） ほかにございませぬか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（八重樫龍介君） ないようですので、7目健康増進費。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（八重樫龍介君） 2項清掃費、1目塵芥処理費、ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（八重樫龍介君） それでは、5款農林水産業費……

〔「席がえ」と言う人あり〕

○委員長（八重樫龍介君） 席がえ。

それでは、5款農林水産業費に入ります。1項農業費、1目農業委員会費、ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（八重樫龍介君） 2目農業総務費。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（八重樫龍介君） 3目農業振興費。

13番、どうぞ。

○委員（野館泰喜君） 19節の農地中間管理事業協力金、これが当初から見ると半分以上減らされているのですが、内容についての説明をお願いします。

○農林水産課長（佐々木修二君） 三上総括室長。

○委員長（八重樫龍介君） 三上総括室長。

○農林水産課総括室長（農政担当）（三上訓一君） 農地中間管理事業の協力金の減額の主な理由ということですが、町では平成30年度のこの協力金事業につきましては、29年度、30年度と台風災害で被災……

○委員長（八重樫龍介君） 済みません。今13番、8目での質問でしたか、今。

○委員（野館泰喜君） 3目です。

○委員長（八重樫龍介君） 失礼しました。私、間違っていました。どうぞ。

○農林水産課総括室長（農政担当）（三上訓一君） 29年度、30年度と台風被災した小本川下流域の襲野、中里、中島地区の災害復旧で復旧しました田んぼ等の有効利用ということで、そのエリアを基本にこの管理事業を進めるということで、事業を地域と協議してきた経過がございます。29年度にも52ヘクタールほどの集積を図りました関係もありまして、30年度は実績としては約5ヘクタールほどということで、予算的にはまず半額ほどの減額ということなのですが、主な理由としてやはり借り手が限られてきているということで、昨年度も地域との協議等をした

のですけれども、貸したい人はまだまだいるのですけれども、借りる方がある程度、29年度から集積を進めておる関係で、それ以上の集積が難しいということから、今回必要な面積の借り受けまではいただいたわけですが、それ以外については転貸のほうに結びつかなかったというのが主な理由になります。

○委員長（八重樫龍介君） 13番、どうぞ。

○委員（野館泰喜君） そうすると、継続はあるのか、そこで終わりなのかはいかがですか。

○委員長（八重樫龍介君） どうぞ。

○農林水産課総括室長（農政担当）（三上訓一君） 下流域3地区につきましては、今後小本川の河川改修事業も進んでいく中で、農地が少なくなって河川区域にとられるといたしますか、そちらになる関係もありまして、これまで集積を進めてきた借り手の方も当然農地が減ってきますので、今まで借りていないところを借りていただく協議というのも進めていくというふうなことで、下流域についても今後も継続して進めていきたいというふうに考えております。

○委員長（八重樫龍介君） ほかにございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（八重樫龍介君） 続きまして、4目に入ります。畜産業費。

11番、どうぞ。

○委員（畠山直人君） 13節に利用自粛の牧草の処理があるのですけれども、この処理はもう完全に終わりましたか。

○農林水産課長（佐々木修二君） 八重樫畜産振興室長から。

○委員長（八重樫龍介君） 八重樫室長、どうぞ。

○畜産振興室長（八重樫泰長君） お答えいたします。

これは、大震災の放射線で汚染された稲わらを保管しているというものなのですけれども、これについての処理なのですけれども、まだ岩泉町の公共施設の施設内において保管している状態はそのままでございます。ただ、これにつきましては8,000ベクレル超えの稲わらということで、これは国が責任を持って処理するというようになっておりますので、国からの指示等を、岩泉町だけではなく、岩手県で5市町村ぐらいの市町村で保管しておりますので、まだそのまま管理しているという状態でございます。

○委員長（八重樫龍介君） 11番、どうぞ。

○委員（畠山直人君） 今5市町村ぐらいあるということでしたけれども、県南の一部では広域の処理場で処理したところもあるのです。盛岡でもまだ処理をしていないということで、ここは場所はどこでしたか、保管場所は。

○委員長（八重樫龍介君） 八重樫室長、どうぞ。

○畜産振興室長（八重樫泰長君） お答えいたします。

大牛内育成牧場でございます。

○委員長（八重樫龍介君） 11番。

○委員（畠山直人君） そうすれば、国からの指示がないと、まだ処理できないということですね。そう理解していいですか。

○委員長（八重樫龍介君） 八重樫室長。

○畜産振興室長（八重樫泰長君） そのとおりでございます。ただ、岩泉町でも8,000ベクレル以下の牧草の汚染も出たのですけれども、そちらのほうは岩泉町でも宮古市の広域行政組合の焼却炉のほうで焼却処理しておりますので、そちらのほうの処理は進んだのですけれども、8,000ベクレル超えの稲わらにつきましては、そのまま県からの指示を待っている状態でございます。

○委員長（八重樫龍介君） 11番、どうぞ。

○委員（畠山直人君） 前に宮古広域で牧草の分は焼却したのですけれども、今度は焼却したらその辺の宮古市民から汚染のあれが残るからだめだということで、途中で焼却をやめたという状況があるのです。多分牧草の部分については、もう焼却したのかなと思うのですけれども、稲わらについてはまだ相当数が残っているということですね。そして、それが国の指示待ちということですね。

○委員長（八重樫龍介君） 八重樫室長、どうぞ。

○畜産振興室長（八重樫泰長君） お答えいたします。

説明不足で申しわけございませんけれども、県からの指示を受けているのは8,000ベクレル超えの稲わらでございます。広域行政組合等で焼却したものは、そこまで達しない汚染稲わら、それから牧草で、それは焼却は終わっているというふうに当方では伺っておりますけれども、そのとおりでございます。

○委員長（八重樫龍介君） ほかにございませんか。4目ですが。大丈夫ですね。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（八重樫龍介君） それでは、6目に入ります。畑作農業対策事業費、ございませんか。  
7番、どうぞ。

○委員（坂本 昇君） 経営再開マスタープランという約2,000万円の事業がございます。580万円の減額ですが、内容と減額理由をお願いします。

○農林水産課長（佐々木修二君） 加藤室長から。

○委員長（八重樫龍介君） 加藤室長。

○農業振興室長（加藤康二君） お答えします。

580万円の減額となっております、その理由ですけれども、当初予定していた事業が、ちょっと自己負担分の資金が不足するというところで計画を中止した部分があります。あと基盤整備の部分で、GPSで実測して面積が減になったところと、また自己負担分の関係でちょっと面積を減らしたということで減額となっております。

以上です。

○委員長（八重樫龍介君） 7番、どうぞ。

○委員（坂本 昇君） いずれ営農指導的な部分も含まれているプランかと思うのですが、何とか畑作振興という面からも、これぐらいの分については予算を消化しながら、畑作振興には努めていただきたいというふうな気持ちもありますが、課長、いかがですか。

○委員長（八重樫龍介君） 佐々木課長、どうぞ。

○農林水産課長（佐々木修二君） お答えします。

こちらの経営再開マスタープラン事業は、岩手県の県単事業でございます。当町におきましても、これまでもずっとこの県単事業を使いながら、振興作物を選定しながら振興を図ってきたところですが、今後におきましても、引き続きこの県単事業はなくてはならない事業としておりますので、県に事業の継続、事業費の拡大等を要望しながら対応してまいりたいと思いますし、振興作物の面につきましても、これまでピーマンを主体とした事業展開が主だったのですけれども、高齢化もありまして軽量野菜ということで、サヤエンドウとかそういったものも随時振興作物に加えて栽培面積のほうも拡大している状況でございます。

あとは、広域的な振興作物で、小本川の下流のほうではブロッコリー等の生産のほうも徐々に拡大してきているところでございます。こういった観点から、皆さんの経営が拡大できるような観点を支援してまいりたいなというふうに考えてございます。

以上です。

○委員長（八重樫龍介君） ほかにございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（八重樫龍介君） 次に進みます。8目中山間地域等直接支払推進事業費、ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（八重樫龍介君） ここで一般社団法人岩泉農業振興公社の経営状況について質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（八重樫龍介君） 2項に入ります。林業費、1目林業総務費、ございませんか。

7番、どうぞ。

○委員（坂本 昇君） この15節で林産センターが解体されます。今まで担ってきた林産センターの役目を、これが解体することによってどこかに移行しながら継続していくのか、そこら辺のお考えについてお願いします。

○委員長（八重樫龍介君） 佐々木課長、どうぞ。

○農林水産課長（佐々木修二君） お答えします。

林産センターにつきましては、これまでまつたけ研究所が入っていた施設でございますので、そちらの観点で活用してございました。その後、まつたけ研究所がなくなってからは、利用のほうができない状況ではございましたし、現在その機能につきましては、特にその他に求めるといふ必要性はないのかなという状況で認識してございます。解体後、今更地になってございます。そちらの敷地のほうも、林業関係のほうで活用できないかというふうにも模索しながら進めてまいりたいなというふうに思っております。

○委員長（八重樫龍介君） 7番、どうぞ。

○委員（坂本 昇君） まつたけ研究所、特定の施設だったかもしれませんが、ただ岩泉町にとってキノコというのはマツタケだけではなくて、何種類というか、何千種類になるかわかりませんが、そういった意味での研究というか活用というか、地域振興の土台となる部分でもあると思いますので、林産センターという名前は消えても、これについての研究と開発と、それから活用というのはぜひ図っていただきたいと思いますが、課長、答弁をお願いします。

○委員長（八重樫龍介君） 佐々木課長、どうぞ。

○農林水産課長（佐々木修二君） 特用林産の関係のキノコのほうかなと思います。キノコにつきましては、町内にもキノコの先生なる方々がいっぱいおられます。一方では、きのこ産業におきましてはシイタケのほうの生産もしてございます。キノコの里としての地域づくりを含めまして、多種多様なキノコをどうにか栽培できればいいかなというふうに私も思っておりますので、個人的に研究しながら、いずれは振興策に結びつけていければなというふうに思っております。

以上で、済みませんが、よろしく願いいたします。

○委員長（八重樫龍介君） 7番、どうぞ。

○委員（坂本 昇君） 非常に前向きに個人的にも研究していただくということで、これはありがたいと思っておりました。何とかそういう芽を引き続き関係者と協議しながら、林産振興を図っていただきたいということで、これは要望しておきます。

○委員長（八重樫龍介君） 1目、ほかにございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（八重樫龍介君） 2目に入ります。林業振興費、ございませんか。

7番、どうぞ。

○委員（坂本 昇君） 林業振興費の中で、19節の町産材利用拡大ということで、500万円中8割が減額になっておりますが、この理由についてお願いします。

○農林水産課長（佐々木修二君） 今村室長から。

○委員長（八重樫龍介君） 今村室長。

○林業水産室長（今村 篤君） お答えいたします。

町産材利用拡大事業について、今年度におきましては台風10号被害向けの予算と、あとは通常向けの予算と2本立てで考えておりましたが、それぞれ1件ずつの実績ということで、残念ながら400万円の減額となっておりますが、主な理由といたしましては、現状の住宅を建築するに当たっての町産材利用拡大事業の補助事業が使いづらくなってきているという側面があるのではないかとこのように分析はしておりますが、町の木材、町の山から切り出された木材が確実に住宅に使われているかというトレーサビリティの確認等をする上で、やはり必要な部分であるとも考えておまして、31年度に向けては今その内容について検討しているところでありますが、町内の工務店、そして町外の工務店さんにとって使いづらかったのではないかとこのように考えて

おります。

以上です。

○委員長（八重樫龍介君） 7番、どうぞ。

○委員（坂本 昇君） 使いづらいという使い勝手の部分の研究と、それから建てる方にとってみれば、切ってすぐ使ったときには必ず狂いが来るというのもご存じのとおりだと思います。ですので、山を生かすというサイクル的な考えの中で、施設的な面で整備が必要なのかどうかわかりませんが、今お話しした使いづらいという点についての改善を具体的に来年度に向けて、新年度予算なのかな、現時点でこの410万円減額になったということについての反省の面から、何か思い当たる部分があったらお願いをします。

○委員長（八重樫龍介君） 今村室長、答弁。

○林業水産室長（今村 篤君） お答えいたします。

31年度に向けてということなのですが、現状を踏まえて課題として挙げられることを今整理しているところではありますが、その上でまずやらなければならないのは、工務店含めユーザー側の意見をもう一度確認する必要があるだろうということで、まずそこから再スタートを切りたいなというふうに考えております。

あと、現在は建て主さんに交付するという形をとっておりますが、それが果たして利用拡大に効果的なのかどうかということも再評価、再検討したいというふうに考えております。

また、工務店さんを含めて検討、意見交換をしたいというふうに言ったのは、町の木材を使っていく上で、先ほどおっしゃったとおり乾燥の品質であったりとか、そういったところをどう担保していくのか、そういったところも含めて再構築が必要ではないかというふうに課題としては捉えております。

以上です。

○委員長（八重樫龍介君） 9番、どうぞ。

○委員（菊地弘巳君） それでは、19節のシイタケの関係についてちょっと伺いますが、震災では大変シイタケは苦勞して、なかなか実績も上がらなくて大変だったようですが、このごろ値段も何ぼかよくなったのかなと思っていましたが、このシイタケは原木シイタケだと思うのですが、随分とこのごろシイタケの補助金というか、減ってきているのが気になっていました。かつては、この岩泉のシイタケというのはすばらしいものがありまして、全国の品評会とかそういうところ

でもいい賞まで取っていたのですが、まず 114 万円の補助金の内容についてお伺いします。

○委員長（八重樫龍介君） 今村室長、どうぞ。

○林業水産室長（今村 篤君） お答えいたします。

今年度の実績として 114 万円の内訳ですけれども、岩泉町内のシイタケ生産組合さん 3 組合さんから申請をいただきまして、それぞれ 93 万 2,241 円の補助、次の組合さんは 11 万 1,844 円の補助、そして最後に 9 万 4,932 円の補助の交付となっておりました。

以上です。

○委員長（八重樫龍介君） 9 番、どうぞ。

○委員（菊地弘巳君） この百十何万円、これはそのとおり。何の補助ですか。

○委員長（八重樫龍介君） 今村室長。

○林業水産室長（今村 篤君） 大変失礼いたしました。主には植菌に対する補助となっております。一部今年度ハウス、施設の建築予定もあったのですが、生産者さんの都合によりできなくなっておりました。

以上です。

○委員長（八重樫龍介君） 9 番、どうぞ。

○委員（菊地弘巳君） だんだんこうやって来ると、どんどん、どんどん減っていくような気がしますので、何とかこころ辺で岩泉の産業のためにも、このシイタケは非常に有望なものだと思うので、JAとか森林組合とか一緒になって盛り上げてもらいたいと思うのですが、この振興について特別何かありましたらお願いします。

○委員長（八重樫龍介君） 佐々木室長、どうぞ。

○農林水産課総括室長（林業水産担当）（佐々木忠明君） 委員おっしゃるとおり原木シイタケについては、補助もどんどん減っていますし、金額も減っていますし、生産者も減っています。岩手県についても原木シイタケ、こちらの生産量が減っていて、本当に危機感を感じているところでございます。当町といたしましても、県のほうでもいろいろ振興策等を再生という形で考えておるようでございますし、当町におきましては菌床シイタケもそうですけれども、原木シイタケもまた違って、菌床シイタケとは差別化を図れる商品ではないかなというふうに考えてございますので、そちらの再生等についても今後県と歩調を合わせながら事業の展開をしていきたいというふうに考えてございます。

○委員長（八重樫龍介君） 9番、どうぞ。

○委員（菊地弘巳君） この原木シイタケにつきましては、山の木々をほだ木に使うのが一番金額も上がるし、有効だと思っています。そして、当町における昔やった人たち、キノコをやった人たちは高齢化になって、なかなか木を動かせなくなったという実態もあると思うのです。それで、前にも話したことがあります、森林組合が窓口でいいと思うのですが、そういう方々の技術を利用して、庭先までほだ木を持って行って、管理はその人たちにやってもらおうと、そういう方法もあるのではないかというようなことを言ったこともあります。そうしたら、前向きに考えますというような答弁もありましたけれども、なかなかそれも実行には難しいようであります。そして、今の現状は岩泉のほだ木がほかの町村にどんどん流れていっているという実態がありますので、これを何とか地元で使えないものかというような考えを持っていますが、いかがですか。

○委員長（八重樫龍介君） 佐々木室長。

○農林水産課総括室長（林業水産担当）（佐々木忠明君） 確かに今までほだ木の山地だった福島県、そちらのほうでのほだ木というのがほぼ使えない状況で、これが各県の森林のほだ木確保のほうに需要が回ってきているということで、当町におきましても今現在雑木につきましてはほだ木の収穫、そして販売というのがなされております。これを本町のほうで活用できるのが一番有効ではございますけれども、今現在は金銭的な面もございまして、経営的な面もございまして、事業者さんのほうでは他市町村に流している部分も当然ございます。ただ、この辺につきましては本町において使えるように、また高齢化している生産者の皆さんに何とかまた継続していってもらったり、あとは担い手の方たちを育成したりという形で今後研究してまいりたいと思いますので、ご理解のほうをよろしくお願ひしたいと思ひます。

○委員長（八重樫龍介君） 8番、どうぞ。

○委員（三田地和彦君） 19節について、町産材、先ほど7番委員から減額についてあったわけですが、この減額については私は何も申しませんが、日報で、けさだったかな、プレカット材ということで、岩泉町にも木がたくさんあるわけでございます。前にも13番委員がいろいろこの町産材についての質問をしていたわけですが、町内には製材所もあると。こういうプレカットをして、今はやりのぬくもりのある木を使った住宅の建設というのが今かなり世の中で言われているわけです。そういう考えを、製材所をやっている方々に何とかこっちのほうでも勧めていくというような考えをやって、町産材を住宅の材料にするような考えが町でもありますという考え

を植えつけて、何とかこの町産材を利用していくような考えはございませんでしょうか。

○委員長（八重樫龍介君） 佐々木課長、答弁。

○農林水産課長（佐々木修二君） お答えします。

プレカット材につきましては、そのとおり建築用材として重要な材料であるということで、町産材を使う上でも、利用拡大する上でも重要な機能だというふうには思っております。しかしながら、プレカット材の工場の条件と敷地、立地条件、あるいは面積規模等がやや大きくなる点が課題になってくるのかなというふうに思っておりますし、川上から川下までの利用という観点で、いずれ地域木材の拠点構想を再度考えていかなければならないだろうというふうに認識しておりますので、その中でそういったプレカットについても検討させていただきたいというふうには思っております。いずれ材の利用という観点と、次年度以降検討に入らせていただきながら、財源を確保しながら構想を具体化していければなというふうに思っております。ご理解のほどお願いいたします。

○委員長（八重樫龍介君） 8番、どうぞ。

○委員（三田地和彦君） 課長から大変すばらしい答弁をいただいたのですが、次年度以降ということではなく、次年度よりそういう考えで進めていくということで要望しておきますので、よろしくをお願いします。

○委員長（八重樫龍介君） 要望ということで、よろしくをお願いします。

ほかにご覧いませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（八重樫龍介君） では、2目からまた始めます。

昼食のため、午後1時30分まで休憩いたします。

休憩（午後 零時02分）

---

再開（午後 1時30分）

○委員長（八重樫龍介君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいまの出席委員は13人です。定足数に達していますので、会議は成立しました。

これから条例補正予算の審査を行います。

議案第9号 平成30年度岩泉町一般会計補正予算（第4号）の審査を行います。

40 ページをお開きください。5 款農林水産業費、2 項林業費、2 目林業振興費の審査を始めます。どなたか質疑はございますか。

2 番、どうぞ。

○委員（畠山和英君） なしでもいいのですけれども、林業振興費で残っているところの鳥獣被害対策についてお尋ねします。

ここで、まず 1 節、減額になっていますけれども、この内容は何でしょうか。

○農林水産課長（佐々木修二君） 今村室長から。

○委員長（八重樫龍介君） 今村室長、どうぞ。

○林業水産室長（今村 篤君） お答えいたします。

1 節の減額についてでございますが、鳥獣被害対策実施隊員への報酬費となっておりますが、ことしのツキノワグマの有害捕獲件数 53 件に対して、累計実施人数が 230 人となったことによる、事業額が決定したことによる減額となっております。

以上でございます。

○委員長（八重樫龍介君） 2 番。

○委員（畠山和英君） 頭数が減ったということですか。鹿がこの前には 320 ぐらいいたかと思いますが、済みません、数字間違っていたらご訂正ください。ことしはその推移と申しましようか、どのぐらいになって捕獲頭数になっていますでしょうか。熊と鹿。

○委員長（八重樫龍介君） 今村室長。

○林業水産室長（今村 篤君） お答えいたします。

あくまでも有害捕獲への累計人数ということでお支払いしておりまして、熊の捕獲頭数については、今年度は 16 頭で、去年よりも多くなっておりますし、また被害の件数についてもほぼ横ばいで推移しておりますので、減ったということではございません。また、ニホンジカについてでございますが、ニホンジカについても被害の報告等については減っているところではないのですけれども、捕獲頭数については年、年の環境と申しますか、状況によりまして、特にことしは降雪が少なかったため、捕獲に至らないケースが多くあったというふうに聞いておりまして、31 年 1 月末現在で 180 頭の捕獲となっております、これに 2 月分の実績は足されますが、29 年の 300 頭には遠く満たない状況となっております。

以上です。

○委員長（八重樫龍介君） 2番、どうぞ。

○委員（畠山和英君） そうしますと、今まで猟友会、ハンターの方々のご努力でどんどん鹿も頭数を捕獲していました。そうしますと、そのハンターの方々の原因ではなくて、人数が減ったとかではなくて、今のこの状況等の雪がないという、その要因が一番大きいということのご答弁で、そのとおりでしょうか。

○委員長（八重樫龍介君） 今村室長。

○林業水産室長（今村 篤君） 捕獲についてはさまざまな要因もあるとは思いますが、また近年わな免許を取得される方もふえておまして、有害捕獲についての理解と、あとはその体制については年々強化されているものと思います。ただ、お願いしている岩泉猟友会さんに所属するハンターさん自体が高齢化しているということもありますが、いずれにしても大きく捕獲に影響するのは、雪であったりという自然的な要因が大きく影響されるということを知っておりましたので、そちらの影響がことしは強かったのかなというふうに認識しております。

○委員長（八重樫龍介君） 2番、どうぞ。

○委員（畠山和英君） もう一点お願いします。

今ハンターの高齢化とかお話ありました。それで、前に質問して、捕獲の実施隊員を今町で委嘱して、この有害鳥獣をやっているわけでありませうけれども、そのときに免許を取って3年待たなければならないというようなこともありまして、ただハンターとしてやれる人については待たなくてもいいのではないかとということで、その方向で検討するということになりました。その状況はどのようになっておりますでしょうか。お願いします。

○委員長（八重樫龍介君） 今村室長。

○林業水産室長（今村 篤君） お答えいたします。

岩泉町鳥獣被害対策実施隊員の設置規則を設けまして従事していただいているわけなのですが、1月29日付でこちらの規則については改定を行っております。その際、改定内容といたしましては、3年間の実績というところを岩泉猟友会会長から推薦のあった者というふうに変えましたので、年数によらず適格者だという推薦をいただいた上で、実施隊のほうに登録させていただきたいというふうに考えております。

なお、この規則につきましては、31年4月1日から施行するということになっておりましたので、よろしく願いいたします。

以上です。

○委員長（八重樫龍介君） ほかにございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（八重樫龍介君） 次に進みます。

3目町有林管理費、ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（八重樫龍介君） 4目町有林造成事業費。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（八重樫龍介君） 7目林道新設改良事業費、ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（八重樫龍介君） 3項水産業費、1目水産総務費。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（八重樫龍介君） 2目水産振興費。

5番、どうぞ。

○委員（三田地久志君） 安家川のことで記載がありますので、お尋ねしたいのですが、すばらしいケイソウの安家川の環境調査はどういうことをやって、そしてどういうデータが出てきたのか、結果が出てきたのかというのをお尋ねしたいと思います。

○農林水産課長（佐々木修二君） 今村室長から。

○委員長（八重樫龍介君） 今村室長。

○林業水産室長（今村 篤君） お答えいたします。

岩手県強い水産業づくり交付金という事業を用いまして、岩手大学に共同研究の依頼をかけた上で、環境調査についてとり行いました。この調査の主な目的としましては、台風災害後の状況を把握するというのと、あとは地元の漁業組合さんが行っています放流事業等にフィードバックするために行った事業となっております。また、河川の水質調査、生物調査等を地域参加型で行っていくためにはどうしたらいいかというようなことを目的といたしまして実施をいたしたところでございます。

調査結果につきましては、いろいろなデータを頂戴しておりますけれども、大きく挙げると、まずカワシンジュガイの生息について調査結果をいただいております、こちらにつきましては

台風により大きな被害を受けて、大きく分布が減少したというような結果を頂戴しております。  
また、ヤマメやイワナなど魚族については、ある程度多様性が見受けられたということで、その結果を受けて今後どういった放流事業を展開していくべきかというところの参考にしてほしいというふうに報告書をいただいております。

以上です。

○委員長（八重樫龍介君） 5番。

○委員（三田地久志君） 要は河川の幅が元村地区の50メートルに広がる場所の移植とか、残っていたシンジュガイ、あるいはマメシジミガイも多分いるのかな、あるいはバイカモがいるのかなというような気がするのですが、その辺の移植は、それは県のほうでやってもらえるのかなのか、その辺は打ち合わせをしていますか。

○委員長（八重樫龍介君） 今村室長、どうぞ。

○林業水産室長（今村 篤君） 県の河川工事との兼ね合いについては、特にこの事業の中ではございません。

以上です。

○委員長（八重樫龍介君） 5番。

○委員（三田地久志君） 要は生息地域を調べたと、多分安家川全域を調べたのだと思うのですが、工事に当たる部分のいわゆる希少生物、天然記念物の町で指定しているシンジュガイなんかを移植するのは、このデータに基づいて移植するということは行わないのかなのか。

○委員長（八重樫龍介君） 佐々木課長。

○農林水産課長（佐々木修二君） 移植に関しては、地元の漁協さんのほうから伺った段階では、地域と県が一緒になって順次進めているということでは伺ってございました。それを受けまして、岩大のほうの調査につきましても、生物の多様性が確認されているということで、このまま推移していただければなというふうに思っております。今後移植が生じた場合につきましては、河川管理者ともうちのほうで相談していきながら、要望を兼ねて進めたいなというふうに思っています。

○委員長（八重樫龍介君） 5番。

○委員（三田地久志君） 水生生物はわかりました。ただ、安家川周辺には流域にそれこそチョウセンアカシジミの繁殖木であるトネリコがかなりあったはずなのです。それも工事なんかで多分

掘削されたりなんかでなくなる可能性がある。そうすると、今の段階で卵の移植をする必要があるのではないかなと思うのですが、これはここではないと思うのだけれども、どなたかわかる方がいらっしゃったら、その辺について。教育委員会なのかな、それとも……。

○委員長（八重樫龍介君） 佐々木課長。

○農林水産課長（佐々木修二君） 今回の安家川の関係で申しますと、県のほうで工事をやるということで、その工事に先立ちまして河川の影響評価ということで、環境評価しております。その際には、河川の協議会というものをつくりまして、大学の先生、それから町からも参加しておりますけれども、その中で移植が必要なもの、それから先ほどのチョウセンアカシジミの関係とか、それも全部箇所も調べ上げて、移植できるものは移植しながらやるというような形で今進めております。

以上です。

○委員長（八重樫龍介君） ほかにございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（八重樫龍介君） 次に進みます。3目漁港建設事業費、ございませんか。

8番、どうぞ。

○委員（三田地和彦君） 15節の工事請負費について、まず内容等については何も質問するあれはないですが、これ小本漁港の北防の工事だと思います。それで、高さが今までよりかは高くなって、立派な防波堤ができつつあります。それで、今までもこれは台風等でかなり被害を受けて、もっと工事の方法を考えたらということをお願いしていたわけですが、まず災害の場合は原状復旧という答弁でございました。今度こういうようにすばらしいものができるものですから、それで今後また台風等で被害があった場合、県、国等に、今の場所では絶対壊れる可能性はあると思います。というのは、あの場所は岩の根の上にブロックが載っているわけです。それで、波が来ると、上にあるものですから、屋根の上に物があるものは風が吹けば落ちると、波が来れば落ちるとというのが現状なわけです。それで、その根を少し、根の外側、北側に積んでもらえば、それを受け身にして、よほどの強度が増すと思いますので、そこら辺今までも私は質問してきましたので、大体地域整備課長さん等は認識はあると思いますが、そういう考えがないか、ご答弁をお願いします。

○委員長（八重樫龍介君） 佐々木真課長、どうぞ。

○地域整備課長兼復興課長（佐々木 真君） 今の件につきましては、委員のほうから以前にもお伺いしております。基本的なところで申しますと、災害復旧という制度上は、やはり原形復旧というのが基本にはなっております。ただ、東日本大震災の津波のような壊滅的な被害を受けてゼロからという場合は、これはまた計画をし直すというパターンもございますけれども、そういった被害がないことが前提にはなりますが、やはり復旧工事の中で北防波堤の消波ブロックが崩れるとか、そういった形になれば、これは制度上の話で原形復旧ということになると思います。ただ、地元の意見もいろいろ伺って、もし仮にそういったかなりの被害が生じた場合は、これは国、県ともいろいろ協議はその際はしてみたいと思っております。ただ、これが実現するかどうかというのは、これはちょっと今の時点では何とも言えないところではございます。

以上です。

○委員長（八重樫龍介君） 8番、どうぞ。

○委員（三田地和彦君） 津波等であれば、それ以外の復旧も可能という答弁を今いただいたわけですが、今度やっている復旧等では、かなり原形より高さがふえまして、漁民もかなりいいのができるなということでございますので。ただ、今までも億単位で金を食っている漁港です。これは、何を見るよりも小本漁港の北防、あそこの消波施設はかなりの国の予算をやっていたているわけですが、だからそういうことを繰り返さないように、とりあえず立派なのをつくっていただきたいという気持ちでお話ししているものですから、そこら辺を今の課長さんのおり、そこら辺を強い要望をして、今度崩れた場合は何とかその辺も考慮していただきたい。これは要望にしておきますので、よろしく願います。

○委員長（八重樫龍介君） 要望でございます。

ほかにはございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（八重樫龍介君） 次に進みます。席がえをお願いします。

それでは、進みます。6款商工費、1項商工費、1目商工総務費、ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（八重樫龍介君） 2目商工鉱業振興費、ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（八重樫龍介君） それでは、次に進みます。それでは、7款に入ります。土木費、1項

土木管理費、1目土木総務費、ございませんか。

1番、どうぞ。

○委員（畠山昌典君） 8節の住宅リフォーム事業奨励金、これが97万4,000円の三角となっておりますけれども、これはリフォームしたときの補助金と考えてよろしいのでしょうか。そうであれば、どれくらいの率で、何件あったのか教えてください。

○地域整備課長兼復興課長（佐々木 真君） 佐々木副主幹。

○委員長（八重樫龍介君） 佐々木副主幹。

○施設管理室副主幹（佐々木寿行君） 8節ですので、補助金とは若干違います。報償費でございますけれども、このリフォーム事業は居住環境の改善と、あと商工業の振興を図ることもあわせて目的としてございまして、奨励金につきましては5万円までは商工会で発行しています商品券で賄ってございまして、奨励金の上限が30万円ございますので、マックスで25万円の現金での交付という制度になってございまして、今年度の利用の実績でございますが、今年度は8件の利用を見てございます。

○委員長（八重樫龍介君） 1番。

○委員（畠山昌典君） ありがとうございます。そうすると、これは利用している方々、使って金額が多ければ多いほどもちろんいいとは思いますが、その使っている方々の意見というか、もう少し報償費ですか、上げてほしいとか、あるいは幾らの事業に対して何%、その率も上げてほしいとかという、そういった話はありませんでしょうか。

○委員長（八重樫龍介君） 佐々木真課長。

○地域整備課長兼復興課長（佐々木 真君） 住宅リフォームの奨励事業、これにつきましては今年度に限らず以前からなのですけれども、やはりリフォームが必要な方の水回りとか、そういったもの、かなり金額がかさむ部分になります。そういった部分については、やはり手厚くしてほしいという意見がいろいろございまして、これについては今我々のほうでもちょっといろいろと調べながら、何とかリフォーム事業ももっといいものにしたいということで検討しておりました。よろしくをお願いします。

○委員長（八重樫龍介君） ほかにございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（八重樫龍介君） それでは、次に進みます。2項道路橋梁費、2目道路維持費、ありま

せんか。

7番、どうぞ。

○委員（坂本 昇君） 19節の負担金で、生活道、双方合わせると約2,000万円、大体生活道関係の補修はめどがついてきたと、台風の関係も含めてというふうに捉えていいのかどうかお願いします。

○委員長（八重樫龍介君） 佐々木真課長。

○地域整備課長兼復興課長（佐々木 真君） 今の現状でいきますと、やはりその件数、災害復旧に合わせてやってきている部分がございます、今年度で生活橋で8橋、今のところ実施している形になっておりますけれども、これはまだまだうちで調べている当時の被害ですと73橋という橋の数になっております。災害復旧を進めながらこれを進めていくということで、今の現時点ではまだまだこれからというような状況になっております。

○委員長（八重樫龍介君） 7番、どうぞ。

○委員（坂本 昇君） ぜひこの生活道についても9割補助ということと、割と使いやすく皆さんが申請できるようになっているように見受けます。ですので、せっかくいただいた3,400万円に2,100万円を足せば5,500万円ですか、5,500万円の単独事業をつぎ込める中で、2,000万円以上の分がまだ住民の方に浸透していないとなると、少しもったいないような気がしますので、これについてはひとつよろしくをお願いします。

○委員長（八重樫龍介君） 佐々木真課長。

○地域整備課長兼復興課長（佐々木 真君） ここの減額がやはり大きい金額にはなっておるのですけれども、これはPR不足、事業説明の不足ということではなくて、災害復旧の事業進捗がやはりおくれておまして、ブロックを積まないとかかけられないような橋、こういったのがあるので待っていただいている部分もございます。この予算につきましては、新年度も継続して予算措置しておりますので、また皆さんと個々に説明をしながら、災害復旧の事業進捗に合わせてやっていきたいというふうに考えておりました。

○委員長（八重樫龍介君） ほかにございせんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（八重樫龍介君） 次に進みます。3項河川費、1目河川総務費、ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（八重樫龍介君） 次に進みます。5項都市計画費、2目公共下水道費、ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（八重樫龍介君） 6項住宅費、1目住宅管理費。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（八重樫龍介君） 4目災害公営住宅整備事業費。

8番、どうぞ。

○委員（三田地和彦君） 災害公営住宅ということで、大変立派な住宅を建てて住んでおって、前も質問したことがあるのですが、とりあえず今の建て方で入っている人たちが亡くなった場合、一人の場合、家族が住所を持たないで移転して、一人で住宅やっている人は、今後これはふるさとがなくなるよと私は質問しました。ということで、皆さんもこれまでは考えられなかったなと思いますけれども、現実には一人で住んでいた方がもう既に亡くなっております。最近も亡くなりました。岩泉のほうで私の記憶では2件、それから小本のほうが1件ということで、亡くなって、一人の方だったのですが、速やかに、期限は設けませんけれども、まず明け渡してくださいということがその家族等に言われているわけです。ということで、そういうことが現実には起きているわけです。そして、今度28年の10号台風でそれぞれ各地区に公営住宅が出るわけです。それを希望して入った人、一人の方、こういう現実が出てくるわけなのです。ということは、ご先祖様を安置する場所もない、お寺さんをお願いして今のところはいるというような格好で、ふるさととして帰ってきて、もう泊まる場所もないという現状なのですが、そこら辺を町のほうの今までの公営住宅だと確かに厳しいと思います。ただし、津波以後、おふくろさんを何とか面倒見たいということで地元に戻ってきていたわけですが、その災害のとき、住所がなくて、それも親が亡くなって、でもそれも認められないという現実があるわけなのです。そこら辺を何とか考える方法は、これは厳しいかと思うのですが、これを何とかできないか、どなたかいい考えを持っている人があったらご答弁をお願いしたいと思います。

○委員長（八重樫龍介君） 佐々木真課長。

○地域整備課長兼復興課長（佐々木 真君） いい考えかどうかちょっとわかりませんが、災害公営住宅、東日本大震災、それから我々今建築中の台風災害の災害公営住宅、これは制度に基づいてやっている部分がございます、その部分は非常に難しいと。ただ一方で、町営住宅等は今そういうひとり世帯の方々が多くて、お亡くなりになったりして、あきの住宅が結構ふえて

きております。これまでは、町営住宅なんかは満杯で、審査をしながらという形でしたが、ここ一、二年ぐらいのところは空き状態という形になっていますので、こういったところの町営住宅の制度もいろいろ柔軟に、緩和できるところはしながら、住宅確保という部分ではやっていけるのもあるのかなど。

あとあわせて、これまでいろんな定住住宅、子育て応援住宅、さまざまな住宅も町単独でやっている部分もございますので、それらも含めながら住宅施策という形で取り組んでまいりたいと、そのように考えます。

○委員長（八重樫龍介君） 8番、どうぞ。

○委員（三田地和彦君） まず、親が死んで、住所を持ってこられない人は、これは仕方がないと思います。ただ、親が災害に遭って入ったとき、住所を持ってきたかどうか、これは確認できませんけれども、住所を持ってきた人ぐらいは、そこに入ることができる……入ることができなかったと思います。今もこれは借家のほうにありますけれども、そういうことのないように、できればもっと強く考えて、行政のほうに訴えて、ということはいろいろな問題があればそれを要望して、国のほうでも数が多くなればとか、それからあとは声を大きくして言えば、行政も、中央行政ですよ、これは法を変えてもらえるのではないかなど考えますが、その点についてのお考えをお願いします。

○委員長（八重樫龍介君） 佐々木真課長。

○地域整備課長兼復興課長（佐々木 真君） この住宅政策につきましては、今の現状をいろいろ我々も調べまして、それで要望して制度というところで見直せる部分、こういったのがあれば、これはやはり町のほうとしても動かなければならないと思っております。全国的に見ますと、やはり全国一律ではなくて、いろんな動きが出ておりますので、これは町の状況を踏まえた上で、そういったのが必要があれば、これはやっていきたいというふうに考えます。

○委員長（八重樫龍介君） ほかにございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（八重樫龍介君） 次に進みます。席がえはしますか。

それでは、8款に入ります。消防費、1項消防費、1日常備消防費、ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（八重樫龍介君） 2目非常備消防費。

1 番、どうぞ。

○委員（畠山昌典君） 恐らくここで聞いたほうがいいかと思いましたが質問しますけれども、台風災害からの復旧ということで、各屯所ができ上がって、立派にできております。災害になったときの本拠地というか、そういったところの整備、非常に大変なことだと思いますので、本当にうれしい限りでございますけれども、見てみますとすごくいい設備というか、施設になっていて、今ある、もともとあった屯所とかなり差があると思うのですけれども、その辺を建てかえるのは非常に難しいかと思えますけれども、ある施設、例えばエアコンがあったりとか、あるいはテレビ等のそういった設備を、大体同じぐらいのやつをもとからある屯所に整備するとか、そういった計画とか考えはありませんでしょうか。

○委員長（八重樫龍介君） 福士課長。

○消防防災課長（福士 勝君） 台風災害復興で屯所のほうは全て完了しまして、新しい屯所は委員ご指摘のとおり、立派な屯所が建っております。その部分で見えてくるのが従来の屯所の部分だと思いますけれども、やはり新しく建てかえるとなりますと、土地とか、あと町の整備計画とか、いろいろな部分がございます。その中で、委員ご指摘のエアコンとかテレビの部分は、やはり団の中である程度の均一感を持たなければならぬのかなとは思っておりますので、その辺も各方面と協議しながら考えていきたいと思えます。

○委員長（八重樫龍介君） 1 番、どうぞ。

○委員（畠山昌典君） ありがとうございます。団員のいろんな装備品とか、そういったものも充実しているのではないかなと思います。これからも無線機でしたか、そういった整備もあります。一緒に、余り差がないような整備をしていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○委員長（八重樫龍介君） ほかにございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（八重樫龍介君） 3 目に入ります。消防施設費。

5 番、どうぞ。

○委員（三田地久志君） 台風災害の翌年、河川の水がかなりなくなって、そのときにも質問したのですが、火災が発生したときに水利の確保をどうするのですかと、回って確保しますというような答弁をそのときにはいただきました。ことしも雨も雪も降らずに、河川の水があるときより

もさらになくなっているという状況の中で、どういう水利の確保、体制を今整えているか、あるいは実行しているのかというところをお尋ねします。

○委員長（八重樫龍介君） 福土課長、どうぞ。

○消防防災課長（福土 勝君） 河川の水利確保ということで、河川については雨とか雪の状況によって水位の上昇とかは避けられない部分で、必ずしもそこから確保できるということではございません。しかし、河川におりていく防火道路、この部分は災害復旧の工事とあわせて町単独の部分については地域整備課と協議しながら進めておりましたし、県事業については県の土木部と協議しながら進めておまして、防火道路の確保には努めていきたいと考えております。

○委員長（八重樫龍介君） 5番。

○委員（三田地久志君） 思い出したくもないのですが、昨年の4月には山林火災が連続してありました。水利確保に関しても、プールとか河川とか使ったと思います。そういうことを踏まえて、防火道路も含めた中で水利の近くまで行くということも含めて、あのときにはたしか穴をあけて、そこに水がたまるようなことをしますというような答弁をもらったような記憶しているのです。河川をいじるのがいいのか悪いのかは別にして、そういうことも視野に入れたことをしておかないと、いざ、まさかのときに対応できないのではないかなど。水を持っていただけでもだめだろうし、あるいは消火栓だけでも全然足りないということはあるかもしれませんので、ぜひ水の確保については、道路だけではなくて河川についても水がたまる場所というところを、署員の皆さん、あるいは消防団員の皆さんとともに確保するような、そういうことをする必要があると思いますが、いかがでしょうか。

○委員長（八重樫龍介君） 福土課長。

○消防防災課長（福土 勝君） まず、河川を掘削するということは、ちょっと河川法の関係で手はつけられません。あと水利の確保は、常に分団の方、あと消防署もですけども、随時点検して、有効な水利確保ができるかどうか警防調査をしていますので、今後も警防調査のほうは強化していきたいと考えております。

○委員長（八重樫龍介君） 11番、どうぞ。

○委員（畠山直人君） 過日、穴沢の消防屯所が、丸太を積んだ車が急カーブに差しかかったら、丸太が横滑りして屯所が潰れたという事態が多分あったと思うのですが、それは本当ですか、事実ですか。

○委員長（八重樫龍介君） 福士課長。

○消防防災課長（福士 勝君） 本件につきましては、2月1日に発生しております。走行中のトラックが積載した丸太が落下し、屯所を破損した事故でございます。

○委員長（八重樫龍介君） 11番。

○委員（畠山直人君） 一応私のほうから聞いたのですけれども、そういうような報告というのは、議会での報告はないのか、なくても当然なのか、その辺はどうでしょうか。

○委員長（八重樫龍介君） 福士課長。

○消防防災課長（福士 勝君） 今回の事案に関しては、消防側と申しますか、町側に否があるわけではなくて、100・ゼロ、相手側のほうが保険で対応するという事案でしたので、私はそこまで考えておりませんでした。

○委員長（八重樫龍介君） 11番、どうぞ。

○委員（畠山直人君） そうすると、保険で全てもとどおりに直してくれるということですね。

○委員長（八重樫龍介君） 福士課長。

○消防防災課長（福士 勝君） 事故発生日に会社の責任者が消防防災課に来まして、保険をもって対応しますということで陳謝に参りました。本日から今年度中にどうにか業者を見つけまして対応できるように進めていくという報告は受けております。

○委員長（八重樫龍介君） 12番、どうぞ。

○委員（三田地泰正君） よく行政報告の中で、特につらい立場で総務課長は示談なり事故なり、職員の過失についてはさまざまな報告が今までもあるわけ。消防施設についても、私は行政財産だと思っているので、何も議会のほうから聞かなくても、前もって冒頭にこういうことがありましたという報告は、私はこれからもやってしかるべきだと思うのです。こっちから聞くまで黙っていて、聞かれれば、保険で直しますとかというような話ではないと思うのです。皆さんの貴重な税金を使って、そして公共施設をつくっていて、そして一方的に被害を受けても、議会から聞かれなければ一つもそういう話がなかったというのは、私は非常に遺憾だと思うので、今後やはりそういう不祥事が出た場合は、事件が出た場合は、折に触れて議会に報告すべきだと思うのですが、いかがですか。

○委員長（八重樫龍介君） 総務課長。

○総務課長（應家義政君） 今回の案件に関しましては、まことに申しわけございませんでした。

委員おっしゃるとおりでございますので、今後におきましては全般にわたりまして、事故等起こりました際には、大小の部分もありますが、大きい案件につきましては行政報告等させていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○委員長（八重樫龍介君） ほかにございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（八重樫龍介君） 次に進みます。4目水防費、ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（八重樫龍介君） 5目災害対策費、ございませんか。

8番、どうぞ。

○委員（三田地和彦君） ここでお伺いします。最近防災士という言葉がやっているわけですが、この防災士の役目をご説明お願いしたいと思っております。

○委員長（八重樫龍介君） 佐々木管理監。

○危機管理監兼危機管理課長（佐々木重光君） お答えいたします。

防災士の役割でございますけれども、まず防災士制度ができた経緯からお話をさせていただきます。平成7年に阪神・淡路大震災ということで、都市型の災害がございました。そういった中におきまして、人命救助、これが大きな問題でございます。公助と言われる消防、警察、自衛隊等が実際現場において救助した比率はかなり低いものがございます。多くは、その地区の住民の方々が救助したケースが大きい部分がございます。そういった部分におきまして、国としてやはり国民の中から防災にたけた、知識にたけた国民、それを防災教育を徹底しましょうという部分で、この本防災士制度ができたところでございます。

当町におきましても、平成28年の台風10号災害におきまして孤立いたしました。その中におきまして、やはり町民の方々が個々に防災に関する知識、対応等にある程度知識を得てほしいという部分で、今年度から50名ずつ、3カ年で150人ということで養成しております。したがって、その防災士資格取得者の方におきましては、地域において防災の知識にたけて、避難リーダー、防災リーダーとなって、各地区の自主防と一体となって防災、減災に努めていただきたいと思います、こういった趣旨で養成しているものでございます。

ちなみに、その防災士の連絡協議会、これも立ち上げまして、行政と一体になって進めていきたいと、このように考えております。

以上でございます。

○委員長（八重樫龍介君） 8番、どうぞ。

○委員（三田地和彦君） ありがとうございます。防災士ということで、大変私も心配したのです。というのは、これ前に議員と語る会で、小川地区の場合だったのですが、雨に備えて、いろいろ火災等もあると思うのですが、何とか地域の住民の方たちに協力していただきたいという意見が出たのです。私はそのときに、これは答弁がどうだったかわかりませんが、雨の場合は非常に難しいと、被害がある雨は短時間で降る雨が主なものだとは考えていました。津波の場合は、地震で揺れてから、この間の津波の場合は40分以上かかってきたわけです。以前から地域の方、親たちから聞いたのは、大体20分ぐらいで来るよということでした。あのときは、私も議会の最終日だったわけですが、それから地元に行って、はんてんを着て、そして避難の誘導をしました。それでも間に合ったのです。そのときは、私が山のほうに逃げる場合は、もう既に川のほうには来たわけです。これは、災害に備えての教育というのですか、地域の方々が何といてもロコミで、地震で揺れたら素早く逃げると、これが基本だと思います。雨の場合はこれからも大変だと思うわけですが、豪雨の場合は外に出ることも私は不可能かなと思います。ということは、いろんな方がそれは言っております。ですが、防災士という方が人命救助に協力してやるということは、これはありがたいのですが、各地元におれば、これはバランスのとれた防災士がいれば力強いわけですが、やっぱり小本の場合は、あそこは今までも津波、それから火災、水害というこの3点の災害が起きる地区でございます。ですから、これによって防災士の方の責任が重要視されるのでないかなということで、私はそれを一番心配しているわけです。

私も、何年だったかな、時間がたち過ぎて、消防を退団して、そして機能別になって、まだはんてんは返しておりません。というのは、何かあったら地元の場合、小本だけなのですが、地元といっても本当の小本の、今までは170世帯あったものが、今は40世帯ぐらいしかありません。ですから、いなくなると本当に大変、何か起きた場合が大変なのです。ですから、はんてんは返していませんが、災害対策のほうとは全然内容が違いますが、そのときはんてんを着てもいいか、そこら辺のご答弁をお願いしたいのですが。

○委員長（八重樫龍介君） 福士課長。

○消防防災課長（福士 勝君） まず、はんてんについてですけれども、はんてんを着用して活動できるのは消防団員及び機能別消防団員の方でありまして、それ以外の方がはんてんを着用する

ことはできません。

○委員長（八重樫龍介君） 8番、どうぞ。

○委員（三田地和彦君） わかりました。なるべく速やかにはんてんは返します。ということは、ある方から持っていてもいいよということも言われたものですから、申しわけございませんでした。ただ、精神的には消防団という精神は消えておりません。これは、自分がそれこそけがをしても何でも、津波とか何かあった場合は率先して協力はしたいと思っていました。

それで、これ何で今この質問をするかということは、また津波がこの30年以内に90%の割合で襲うのではないかということでございます。ということは、明治29年、昭和8年ということで、大体あれから46年、1年か2年は誤差があるかもしれませんが、そして平成の津波から8年がたっているわけです。ということは、38年ですから、大体今情報等で流れている30年以内に90%で来るということは、確実に近いのではないかなと思います。それで、今いろいろ消防設備、連絡体制が整ってきておりますが、私は特にも有線で、今また町のほうでも災害情報とか何かはやっているわけです。今までの事例から見ていると、震度6から7になると、有線の防災の連絡システムはほとんど不可能になります。ということは、ちゃんとバッテリーでも何でもあれば、これはいいわけですが、そのために前にも、消防の場合はある程度無線を整備していただきたい。ということは、車両に、役場の公用車等であれば、消防関係とか、衛星電話は全てはついていないかもしれませんが、やはり何といても燃料があつて、エンジンがかかっているうちは、これはもう連絡体制は十分にとれますが、そういうことで有線は本当に役に立たない可能性が出てきますので、そこら辺をカバーできるのが無線だと思いますが、無線の意識は強く持っているかどうかの答弁をお願いします。

○委員長（八重樫龍介君） 佐々木危機管理監。

○危機管理監兼危機管理課長（佐々木重光君） 先ほど地震、それから津波に関しましては、けさの岩手日報でかなり高い確率でということで、被害等も予測されるわけでございます。町といたしましても、そういう災害対応のほうは万全を尽くしたいと思いますが、委員ご指摘の消防無線の関係でございます。消防無線につきましては、さきの台風10号災害の教訓を踏まえまして、各分団、部、班までに携帯無線35基整備したところでございます。配備に当たりまして、消防団の幹部会議におきまして、使用方法等をしっかり伝えてやっております。日常の管理におきましても、そのように話をしております。したがいまして、今回整備した消防無線、いずれにしても有

事の際は消防団が有効活用できるように今後も指導対応していきたいと思っております。

以上です。

○委員長（八重樫龍介君） ほかにございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（八重樫龍介君） 9款に入ります。席がえをお願いいたします。

それでは、会議に入ります。9款教育費、1項教育総務費、2目事務局費、ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（八重樫龍介君） 3目教員住宅管理費、ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（八重樫龍介君） 2項に入ります。小学校費、1目学校管理費。

5番、どうぞ。

○委員（三田地久志君） 岩泉小学校の水道というか、水回りのことでお尋ねしますが、父兄の皆さんから、あるいは児童の皆さんからも水回りがちょっとよくないよというようなことが漏れ聞こえてきていました。それで、以前から業者さんも修繕しなければだめだよというようなことの指摘も出ていたようなのですが、なかなか実行されないと。新年度でもしかしてやるのかなと、まだ新年度のほうの予算書は見えてはいませんが、やはりこれから二升石小学校が統合になる、浅内小学校も統合になる、そういう中で教育機関には快適な環境を提供してあげなければならないのではないかなと思うので、その水回りに関してこれから直すつもりがあるのかどうなのかというところをお尋ねします。

○委員長（八重樫龍介君） 馬場教育次長。

○教育次長（馬場 修君） ただいまお話がありました岩泉小学校の水回りの関係でございますが、実は本年度トイレのほうの工事につきましては終了しております、その後も学校のほうとも連携をとりながらやっているところでありますが、再度学校の現場のほうの確認をいたしまして対応していきたいと。いずれ子供たちにとって良好な環境を確保していくという基本的な姿勢は委員と同様でございますので、よろしく願いいたします。

○委員長（八重樫龍介君） 7番、どうぞ。

○委員（坂本 昇君） 15節工事請負費、放課後児童クラブについての工事内容について、まずお知らせください。

○教育次長（馬場 修君） 畠山主査から。

○委員長（八重樫龍介君） 畠山主査、どうぞ。

○学校教育室主査（畠山 進君） お答えいたします。

放課後児童クラブにつきましては、利用者の拡大が見込まれるということで、保育スペースが手狭になることが想定されているということで、学校施設の一部を間仕切り等を行いまして、今保育スペースにある、ふだんは余り使用しないような荷物を倉庫的な形でそこを利用することで、保育スペースのほうを広く使えるようにしようという工事内容でございまして、間仕切り等で児童が簡単には立ち入れないような形で区画をするという工事内容となります。

以上です。

○委員長（八重樫龍介君） 7番。

○委員（坂本 昇君） 児童数がふえるというお話がありました。現在何人なのかが何人にふえるという見込みを立てているか、どうでしょうか。

○委員長（八重樫龍介君） 菊地主査。

○社会福祉室主査（菊地利明君） お答えいたします。

現在の岩泉放課後児童クラブの登録人数が48名となっております。それで、今般4月からの入所申し込みといたしますか、そちらの状況を受託者のほうからご報告いただいております、51名程度が見込まれるかなということで伺っております。

以上でございます。

○委員長（八重樫龍介君） 7番。

○委員（坂本 昇君） これは、新年度お話になるかと思いますが、いずれ50名近くの人があの1つの教室の中で、それも学年もたがえて1年生から何年生までというようなところが1つの教室の中で勉強もする、交流もする、それからちょっとした囲碁とか将棋も含めて、いろんな活動をするには少し手狭になってくるかなと思っていますので、これは新年度で聞きますが、対応を考えておいていただきたいと思いますので、これは意見だけにしておきます。

○委員長（八重樫龍介君） 1番、どうぞ。

○委員（畠山昌典君） 関連的なことでちょっとお伺いしますけれども、小川も放課後児童クラブが始まるということで、大変いいことだと思いますけれども、それとはまた別で中学生とか、あるいは小学生もそうなのですけれども、学校の統合などによって学区の範囲が広がって、友達

と遊ぶというときに、小川の場合、中央というか、真ん中の門地区に集まって遊ぶと。冬期間なんか特にそうだというふうに聞いていますけれども、遊ぶ場所がないというか、集まれる場所がなくて、例えば支所、小川の生活改善センターに集まったりとかして、中にはお弁当も持ってきて、そこで遊びながら勉強したりとか、お弁当もそこで食べるような児童生徒がいるというふうに伺ってまして、それに関して少しトラブルがあったりとかというのも保護者の方から聞いております。今までは恐らくそういった場所ではないということで、いろいろな問題もあったかと思えますけれども、そういった場所を提供するというのも一つ考えていかなければならないかなというふうに思っておりますけれども、そこら辺の見解をお示してください。

○委員長（八重樫龍介君） 馬場教育次長。

○教育次長（馬場 修君） 放課後児童クラブにつきましては、先ほどご答弁申し上げたとおりです。小川についても、本格的な開始に向けて今準備が進んでいるということになります。

あと、休みの子供たちの居場所と申しますか、そちらについては非常に大事な部分であると思えます。特にも子供たちにとって学習する機会、みんなでまとまって勉強すれば、ほかの人の刺激を受けて、さらに向上するというふうな効果も期待されますので、こちらは学校のほうとも、あと町の施設についても、その子供さんたちが使うことで施設の有効活用にもつながるかと思えますので、ちょっと時間をいただいて検討して取り組んでいきたいと思っております。

○委員長（八重樫龍介君） 1番、どうぞ。

○委員（島山昌典君） ありがとうございます。岩泉地区だと、図書館とか、あるいは町民会館とか、そういった施設があるので集まれる、いられる場所というのがあるかと思えますけれども、小川に限らず各地区でそういった場所がないのが現状だと思えますので、ぜひ検討をよろしくお願いたします。

終わります。

○委員長（八重樫龍介君） ほかにございませぬか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（八重樫龍介君） 次に進みます。2目教育振興費、ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（八重樫龍介君） 次に進みます。3項中学校費、1目学校管理費。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（八重樫龍介君） 2目教育振興費、ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（八重樫龍介君） 4項に入ります。社会教育費、1目教育総務費。

7番、どうぞ。

○委員（坂本 昇君） この19節の地区集会施設というところで、2,900万円ですから、ざっと2施設というふうな感覚を得るわけですが、この内容についてご説明をお願いします。

○委員長（八重樫龍介君） 三浦課長。

○政策推進課長（三浦英二君） 予算のほうは、この4,500万円をお願いしておりました。本年度の実績といたしましては、何とか予定をしておりました4件が終了いたしまして、さらに今引き続き場所ですとか、それから規模なり用途なりを検討している地区の皆様がまだ協議が調っていない部分がございますので、今年度はこれでもう締めさせていただきます、また来年度に引き続きこの予算はお願いするということでございます。

○委員長（八重樫龍介君） 7番、どうぞ。

○委員（坂本 昇君） この地区というのは、お示しはいただけませんか。

○委員長（八重樫龍介君） 三浦課長。

○政策推進課長（三浦英二君） 実施をした地区ということでございますか。

〔「見送った」と言う人あり〕

○政策推進課長（三浦英二君） 中島と折壁、大平、元村でございます。

○委員長（八重樫龍介君） 7番、どうぞ。

○委員（坂本 昇君） 確認をします。こういうふうに台風被害を受けた地区集会施設といった場合には、地元負担が伴うのか、それとも台風被害ですから町費をもって復旧が可能であるというふうなのか、お願いします。

○委員長（八重樫龍介君） 工藤室長。

○政策推進課総括室長兼地方創生対策室長（工藤健二君） お答えします。

補助率は10分の10でございます。

○委員長（八重樫龍介君） ほかにございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（八重樫龍介君） 次に、5項に入ります。保健体育費、1目保健体育総務費、ございま

せんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（八重樫龍介君） 2目体育施設費。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（八重樫龍介君） 3目学校給食費、ございませんね。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（八重樫龍介君） 席がえはいいですね。そのまま進みます。10款災害復旧費、1項農林水産施設災害復旧費、1目農業施設災害復旧費、ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（八重樫龍介君） 次に進みます。2目林業施設災害復旧費。

2番、どうぞ。

○委員（畠山和英君） ここで林業災害復旧工事費がかなりの額が減額であります。そして、先の審査になりますが、繰越明許でも林業施設もかなりと申しますか、繰越明許があります。今30年度、今年度に工事を鋭意やっけて、また31年度が佳境と申しましょうか、これが本番というか、引き続き工事が入っていくわけではありますが、いっぱい契約を発注しました。議会議決案件だけでもかなりの数であります。そうした中で、ここで今聞くのも、かなり膨大な量ではありますけれども、この林業災害復旧工事費の中で、契約の件数で、何件発注して、30年度に何ぼ終わると、そして31年度にはどのぐらい繰り越すか、それらの状況、もしおわかりでしたらお答えしていただけだと思います。

○地域整備課長兼復興課長（佐々木 真君） 中村地域整備室長。

○委員長（八重樫龍介君） 中村室長。

○地域整備室長（中村 芳君） お答えいたします。

まず、工事費の減額につきましては、30年の当初予算作成時には30年に国からの配分が来るということだったのですが、29年度の今ごろ、2月ごろに国の補正予算で岩泉町にも配分が来まして、29年度予算で工事のほうを実施していますので、工事を取りやめたというような箇所はございません。

今の契約の数でございますが、来月3月末で完了する分が、全体で30契約林道工事では契約しておりますが、21契約完了予定でございます。あと、31年度に明許繰り越しを予定しているのが

2 契約です。31 年度に事故繰りをして工事を実施する予定としているのが 7 契約ございます。

以上です。

○委員長（八重樫龍介君） 2 番、どうぞ。

○委員（畠山和英君） 数字ちょっと早くて、私の頭ではまだ数字捉えていないところもありますけれども、まず 2 億 7,000 万円の減額は、これは 29 年度に予算化したものなので、これは特に問題なく減額すると。それから、30 年度の繰り越しは 2 施設だけですと。そして、事故繰りが 7 施設あるということですが。そして、2 施設の繰り越しのところと 7 施設の事故繰りのところ、もし場所わかりましたら教えてもらおうというか、答えていただけますか。

○地域整備課長兼復興課長（佐々木 真君） 中村地域整備室長。

○委員長（八重樫龍介君） 中村室長。

○地域整備室長（中村 芳君） 詳しい路線名まではあれなのですが、明許繰り越しは 2 契約で、箇所としては 7 カ所、契約は 2 契約で、箇所は 7 カ所でございます。30 年度の事故繰り部分が 7 契約で、箇所としては 31 カ所予定してございます。

○委員長（八重樫龍介君） ほかにございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（八重樫龍介君） 次に、2 項に入ります。公共土木施設災害復旧費、1 目道路橋梁災害復旧費、ございませんか。

2 番、どうぞ。

○委員（畠山和英君） 道路橋梁、ここでも同じ質問します。15 節の公共土木の関係、同じ質問ですが、どのような状況でしょうか。

○地域整備課長兼復興課長（佐々木 真君） 中村地域整備室長。

○委員長（八重樫龍介君） 中村室長、どうぞ。

○地域整備室長（中村 芳君） お答えいたします。

こちらの公共土木施設の契約状況と完成予定でございますが、契約につきましては全部で 66 契約、箇所としまして 358 件でございます。3 月までに完了を予定しているのが 46 契約、187 件でございます。明許繰り越しを予定している箇所が 8 契約、106 カ所でございます。事故繰り予定している箇所が 12 契約、65 箇所でございます。

○委員長（八重樫龍介君） ほかにございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（八重樫龍介君） それでは、2目河川災害復旧費、ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（八重樫龍介君） 3項その他公共施設災害復旧費、1目その他公共施設災害復旧費、ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（八重樫龍介君） 11款に入ります。公債費、1項公債費、1目元金。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（八重樫龍介君） 2目利子。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（八重樫龍介君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（八重樫龍介君） 質疑なしと認めます。

これで歳出の審査を終わります。

これより歳入に入ります。歳入は11ページをお開きください。歳入は項ごとでございます。皆様よろしくお願いたします。

それでは、歳入に入ります。1款町税、1項町民税。

2番、どうぞ。

○委員（畠山和英君） 増額の補正であります。大幅な増でありますけれども、住民税等は前年度の所得税と違って大体当初予算で把握できるかと思いますが、この増の理由をお尋ねします。

○会計管理者兼税務出納課長（盛田正次君） 三浦総括室長。

○委員長（八重樫龍介君） 三浦室長、どうぞ。

○税務出納課総括室長（三浦政宏君） お答えいたします。

当初予算時点で把握できるかという点であります、どうしても税の申告時期が3月までということでありまして、当初予算の編成時点の12月、1月ごろまでには、どうしても前年度の見込みということでは把握はできない状況になっております。ただ、状況を少しでも把握しつつ、プラスアルファ増減はさせつつの収入見込み額で、それに徴収率、収納率を掛けて当初積算しているがために、若干の誤差が生じるということをご了承いただければなと思っております。

○委員長（八重樫龍介君） 2番。

○委員（畠山和英君） 3月ではなくて、始まっているのは、予算は11月から始まっているという、1月、2月ですね。

この増の要因は、どのように捉えておりますでしょうか。

○委員長（八重樫龍介君） 三浦室長、どうぞ。

○税務出納課総括室長（三浦政宏君） お答えいたします。

増要因ということではありますが、今回といたしますか、台風災害直後でありまして、先ほども繰り越しの話もありましたが、町のほうで、県も含めまして、公共事業の復旧復興事業が増加していると、その要因が1つ大きく影響しているのかなと思っておりますし、あとは町外からも業者さんが入ってきております。また、リース料というか、リース会社の社員の方々も多く見えているということで、今回税全般ではありますけれども、町民税に若干影響が出ているという内容で捉えております。

○委員長（八重樫龍介君） ほかにございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（八重樫龍介君） 4項市町村たばこ税。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（八重樫龍介君） 2款に入ります。地方譲与税、1項地方揮発油譲与税。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（八重樫龍介君） 3款利子割交付金、2項利子割交付金。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（八重樫龍介君） 12款使用料及び手数料、1項使用料。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（八重樫龍介君） 2項手数料。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（八重樫龍介君） 13款国庫支出金、1項国庫負担金。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（八重樫龍介君） 2項国庫補助金。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（八重樫龍介君） 次に進みます。3項国庫委託金。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（八重樫龍介君） 14款県支出金、1項県負担金。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（八重樫龍介君） 2項県補助金。

7番。

○委員（坂本 昇君） ここの2目で、16ページですが、合板製材生産強化対策事業というのが延べで1,900万円あります。これは、支出の科目でいけばどれに充当されているかをお示してください。

○委員長（八重樫龍介君） 今村室長、どうぞ。

○林業水産室長（今村 篤君） お答えいたします。

こちらは、町有林の造成事業のほうに充てております。

以上です。

○委員長（八重樫龍介君） 7番、どうぞ。

○委員（坂本 昇君） では、確認します。結果的に合板とか製材とは書いてあるものの、町有林の造成という全般的なほうに充当しているということでもいいですか。

○委員長（八重樫龍介君） 今村室長。

○林業水産室長（今村 篤君） お答えいたします。

町有林造成事業のうち、搬出間伐を行っておりまして、その事業に充てております。合板製材というふうにあるのは、国の施策でその利用を促進するというので、安定供給に向けた取り組みの一つとして取り扱ってございましたので、町有林の搬出間伐ということになっておりました。

以上です。

○委員長（八重樫龍介君） ほかにございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（八重樫龍介君） 次に進みます。3項県委託金。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（八重樫龍介君） 15款財産収入、1項財産運用収入。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（八重樫龍介君） 2項財産売払収入。

7番、どうぞ。

○委員（坂本 昇君） 3目の立木売払収入で、二升石小学校の立木の議決が出たことがありますが、ここにはまだ、今年度についてはそういう科目が、収入の科目が起きてこないのか、お願いします。

○教育次長（馬場 修君） 佐藤総括室長から。

○委員長（八重樫龍介君） 佐藤総括室長、どうぞ。

○教育委員会事務局総括室長兼学校教育室長（佐藤哲也君） 二升石の学校林の売り払いにつきましては、この880万円のうち459万円、こちらのほうが内訳となりますけれども、二升石の学校林の売り払いという部分になってございます。

○委員長（八重樫龍介君） 7番、どうぞ。

○委員（坂本 昇君） それでは、この459万円の売り払いのうちで、これの支出に係る分というのは今年度の補正なのか、それとも次年度以降の支出になるのかというのはいかがですか。

○委員長（八重樫龍介君） 佐藤室長。

○教育委員会事務局総括室長兼学校教育室長（佐藤哲也君） そちらの売り上げに係る学校備品の整備につきましては、今回の補正の部分では9款2項1目の18節、ページ数にしますと47ページのところに107万円とございますが、こちらのほうを補正予算としては計上させていただき、あとの残りの部分につきましては既存の予算の中から既に購入等を進めている部分もございます。

○委員長（八重樫龍介君） ほかにございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（八重樫龍介君） 16款に入ります。寄附金、1項寄附金。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（八重樫龍介君） 17款繰入金、2項基金繰入金。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（八重樫龍介君） 19款諸収入、3項貸付金元利収入。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（八重樫龍介君） 4項雑入。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（八重樫龍介君） 次に進みます。20 款町債、1 項町債。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（八重樫龍介君） 以上ですが、ほかに質疑はございませんね。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（八重樫龍介君） これで歳入を終わります。

続きますで、第2表、繰越明許費に入ります。6 ページをお開きください。質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（八重樫龍介君） 質疑なしと認めます。

これで第2表、繰越明許費を終わります。

次に、第3表、地方債補正に入ります。8 ページをお開きください。質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（八重樫龍介君） 質疑なしと認めます。

これで第3表、地方債補正を終わります。

これで議案第9号の質疑を終わります。

これから議案第9号の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（八重樫龍介君） 討論なしと認めます。

これから本案について採決します。

議案第9号は原案のとおり可決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○委員長（八重樫龍介君） 異議なしと認め、議案第9号は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

ここで休憩を3時まで行います。

休憩（午後 2時50分）

---

再開（午後 3時00分）

○委員長（八重樫龍介君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいまの出席委員は13人です。定足数に達していますので、会議は成立いたしました。

これから条例補正予算の審査を行います。

委員の皆様に申し上げます。本会議及び常任委員会を控えておりますので、議事進行には特段の協力をお願いいたします。

なお、質問は簡潔明瞭によりしくお願いいたします。

---

◎議案第10号 平成30年度岩泉町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）

○委員長（八重樫龍介君） 議案第10号 平成30年度岩泉町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

應家総務課長。

○総務課長（應家義政君） それでは、議案第10号 平成30年度岩泉町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）についてご説明をさせていただきます。

今回の補正は、人件費の年度末調整及び事業執行見込みによる精査に伴う補正をお願いするものでございます。

それでは、事業勘定の歳出から内容について主なものを説明させていただきます。5ページを開き願います。2款1項1目19節、療養給付費を552万1,000円増額補正をお願いするものでございます。

歳入でございます。3ページにお戻りをお願いいたします。5款1項1目一般会計繰入金で400万6,000円をお願いするものでございます。

診療施設勘定でございます。9ページを開き願います。歳入で、1款1項3目の後期高齢者診療報酬が170万円減額をお願いするもので、これに伴いまして歳出のほうは消耗品等で調整をさせていただくものでございます。

以上でございます。ご審査のほどよろしく願いをいたします。

○委員長（八重樫龍介君） 提案理由の説明は終わりました。

これから質疑を行います。

お諮りします。審査の順ですが、事業勘定は先に歳出、その後歳入をそれぞれ項ごとに、診療

施設勘定は歳入歳出一括で審査したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○委員長（八重樫龍介君） 異議なしと認めます。

したがって、事業勘定は先に歳出、その後歳入をそれぞれ項ごとに、診療施設勘定は歳入歳出一括で審査することに決定いたしました。

これから事業勘定の歳出の質疑を行います。4ページをお開きください。1款総務費、1項総務管理費、ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（八重樫龍介君） 2項徴税費。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（八重樫龍介君） 2款保険給付費、1項療養諸費。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（八重樫龍介君） 8款諸支出金、1項償還金及び還付加算金。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（八重樫龍介君） 2項繰出金。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（八重樫龍介君） これで歳出の質疑を終わります。

次に、歳入の質疑を行います。3ページをお開きください。歳入に入ります。3款県支出金、1項県補助金。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（八重樫龍介君） 5款繰入金、1項一般会計繰入金。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（八重樫龍介君） 6款繰越金、1項繰越金。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（八重樫龍介君） なければ、歳入の質疑を終わります。

次に、診療施設勘定の歳入歳出の質疑を行います。9ページ、歳入、10ページ、歳出をお開きください。質疑はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（八重樫龍介君） 質疑なしと認めます。

これで議案第10号の質疑を終わります。

これから議案第10号の討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（八重樫龍介君） 討論なしと認めます。

これから本案について採決します。

議案第10号は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○委員長（八重樫龍介君） 異議なしと認め、議案第10号は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

---

◎議案第11号 平成30年度岩泉町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

○委員長（八重樫龍介君） 次に、議案第11号 平成30年度岩泉町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

應家総務課長。

○総務課長（應家義政君） それでは、議案第11号 平成30年度岩泉町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について説明をさせていただきます。

今回の補正につきましては、事業の執行見込みによる精査について補正をお願いするものでございます。

まず、歳出でございますけれども、4ページをお開き願います。1款1項1目14節で、後期高齢者医療システム賃借料79万9,000円を減額、2款1項1目の19節で後期高齢者医療広域連合納付金を59万6,000円減額するものでございます。

歳入でございます。3ページをお開き願います。1款1項1目の特別徴収保険料を341万6,000円減額、2目普通徴収保険料を162万円増額するものでございます。

以上でございます。ご審査のほどよろしく願いをいたします。

○委員長（八重樫龍介君） 提案理由の説明は終わりました。

これから質疑を行います。

お諮りします。審査順序ですが、歳入歳出一括で審査したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○委員長（八重樫龍介君） 異議なしと認めます。

したがって、歳入歳出一括で審査することに決定しました。

これから歳入歳出の質疑を行います。3ページ、歳入、4ページ、歳出をお開きください。質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（八重樫龍介君） なければ、これで議案第11号の質疑を終わります。

これから議案第11号の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（八重樫龍介君） 討論なしと認めます。

これから本案について採決します。

議案第11号は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○委員長（八重樫龍介君） 異議なしと認め、議案第11号は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

---

◎議案第12号 平成30年度岩泉町介護保険特別会計補正予算（第4号）

○委員長（八重樫龍介君） 続きまして、議案第12号 平成30年度岩泉町介護保険特別会計補正予算（第4号）を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

應家総務課長。

○総務課長（應家義政君） 議案第12号 平成30年度岩泉町介護保険特別会計補正予算（第4号）についてご説明をさせていただきます。

今回の補正につきましては、事業の執行見込みによる精査をお願いするものでございます。

それでは、事業勘定の歳出、7ページでございますけれども、お開きを願います。2款1項1

目介護サービス等諸費で、確定見込みによりまして5,624万円を増額補正するものでございます。

歳入でございます。5ページをお開き願います。3款1項1目1節で、介護給付費交付金1,452万8,000円をお願いするものでございまして、4款1項1目の1節では、介護給付費負担金1,714万9,000円の増額をお願いするものでございます。

次に、サービス事業勘定の歳出でございますけれども、16ページをお開き願います。1款1項1目13節委託料で、介護予防サービス計画作成委託料が42万円の減額補正でございます。

歳入でございますが、15ページをお願いいたします。先ほどに伴いまして、1款1項1目及び2款1項1目で調整をするものでございます。

以上でございます。ご審査のほどよろしく願いをいたします。

○委員長（八重樫龍介君） 提案理由の説明は終わりました。

これから質疑を行います。

お諮りします。審査の順ですが、事業勘定は先に歳出、その後歳入をそれぞれ項ごとに、サービス事業勘定は歳入歳出一括で審査したいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○委員長（八重樫龍介君） 異議なしと認めます。

したがって、事業勘定は先に歳出、その後歳入をそれぞれ項ごとに、サービス事業勘定は歳入歳出一括で審査することに決定しました。

これから事業勘定の歳出の質疑を行います。7ページをお開きください。1款総務費、3項介護認定審査会費。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（八重樫龍介君） 2款保険給付費、1項介護サービス等諸費、ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（八重樫龍介君） 2項介護予防サービス等諸費。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（八重樫龍介君） 4項高額介護サービス等費、ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（八重樫龍介君） 5項特定入所者介護サービス等費。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（八重樫龍介君） 3 款に入ります。地域支援事業費、1 項介護予防・生活支援サービス事業費、ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（八重樫龍介君） 2 項一般介護予防事業費、ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（八重樫龍介君） 3 項包括的支援事業・特定事業費、ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（八重樫龍介君） 4 項その他諸費。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（八重樫龍介君） 5 款諸支出金、1 項償還金及び還付加算金。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（八重樫龍介君） これで歳出の質疑を終わります。

次に、歳入に入ります。4 ページをお開きください。歳入、1 款保険料、1 項介護保険料。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（八重樫龍介君） 2 款国庫支出金、1 項国庫負担金。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（八重樫龍介君） 2 項国庫補助金。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（八重樫龍介君） 3 款支払基金交付金、1 項支払基金交付金。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（八重樫龍介君） 4 款県支出金、1 項県負担金。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（八重樫龍介君） 2 項県補助金。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（八重樫龍介君） 6 款に入ります。繰入金、1 項一般会計繰入金。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（八重樫龍介君） 7 款繰越金、1 項繰越金。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（八重樫龍介君） なければ、歳入の質疑を終わります。

次に、サービス事業勘定の歳入歳出の質疑を行います。15 ページ、16 ページをお開きください。  
質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（八重樫龍介君） 質疑なしと認めます。

これで議案第 12 号の質疑を終わります。

なければ、これから議案第 12 号の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（八重樫龍介君） 討論なしと認めます。

これから本案について採決します。

議案第 12 号は原案のとおり可決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○委員長（八重樫龍介君） 異議なしと認め、議案第 12 号は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

---

◎議案第 13 号 平成 30 年度岩泉町簡易水道特別会計補正予算（第 4 号）

○委員長（八重樫龍介君） 続きまして、議案第 13 号 平成 30 年度岩泉町簡易水道特別会計補正予算（第 4 号）を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

應家総務課長。

○総務課長（應家義政君） 議案第 13 号 平成 30 年度岩泉町簡易水道特別会計補正予算（第 4 号）についてご説明を申し上げます。

今回の補正につきましては、これも事業の執行見込みによる精査が主な補正の理由となっております。

歳出から主なものにつきまして説明をさせていただきます。8 ページをお開き願います。8 ページ、1 款 2 項 2 目 15 節で、門簡易水道施設配水管布設がえ工事 1,237 万円の減額をお願いしてございます。これにつきましては、県の河川改修に伴いまして、本年度の実施が困難ということで、来年度を予定しておるものでございます。

次に、歳入でございますけれども、6ページをお開き願います。5款1項1目一般会計繰入金で1,484万1,000円をお願いしてございます。

次に、3ページをお開き願います。第2表、繰越明許費で2事業、5,961万6,000円の繰り越しをお願いするものでございます。

以上でございます。ご審査のほどよろしく願いをいたします。

○委員長（八重樫龍介君） 提案理由の説明は終わりました。

これから質疑を行います。

お諮りします。審査の順ですが、歳入歳出一括で審査したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○委員長（八重樫龍介君） 異議なしと認めます。

したがって、歳入歳出一括で審査することに決定しました。

これから歳入歳出の質疑を行います。5ページ、歳入から8ページ、歳出をお開きください。質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（八重樫龍介君） なければ、歳入歳出の質疑を終わります。

次に、第2表、繰越明許費に入ります。3ページをお開きください。質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（八重樫龍介君） 質疑なしと認めます。

これで第2表、繰越明許費を終わります。

これで議案第13号の質疑を終わります。

これから議案第13号の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（八重樫龍介君） 討論なしと認めます。

これから本案について採決します。

議案第13号は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○委員長（八重樫龍介君） 異議なしと認め、議案第13号は原案のとおり可決すべきものと決定し

ました。

---

◎議案第14号 平成30年度岩泉町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）

○委員長（八重樫龍介君） 続きまして、議案第14号 平成30年度岩泉町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

應家総務課長。

○総務課長（應家義政君） 議案第14号 平成30年度岩泉町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）につきましてご説明をさせていただきます。

今回の補正は、人件費の年度末調整及び事業執行見込み等による精査の補正をお願いするものでございます。

歳出から主なものについて説明をさせていただきます。7ページをお開き願います。7ページ、2款1項1目の15節工事請負費で、公共下水道施設災害復旧工事1,490万円の減額をお願いしてございますが、これは国庫補助の配分が翌年度ということで、調整させていただいたものでございます。

歳入でございますけれども、4ページをお開き願います。3款1項1目公共下水道事業費国庫負担金で1,480万円を減額補正させていただいております。これも先ほどと同様でございます。

2ページをお開き願います。第2表、繰越明許費でございます。2事業、2,229万6,000円の繰り越しをお願いするものでございます。

以上でございます。ご審査のほどよろしく願いをいたします。

○委員長（八重樫龍介君） 提案理由の説明は終わりました。

これから質疑を行います。

お諮りします。審査の順序ですが、歳入歳出一括で審査したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○委員長（八重樫龍介君） 異議なしと認めます。

したがって、歳入歳出一括で審査することに決定しました。

これから歳入歳出の質疑を行います。4ページ、歳入から6ページ、歳出をお開きください。  
質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（八重樫龍介君） 質疑がなければ、歳入歳出の質疑を終わります。

続きまして、第2表、繰越明許費に入ります。2ページをお開きください。質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（八重樫龍介君） 質疑なしと認めます。

これで第2表、繰越明許費を終わります。

これで議案第14号の質疑を終わります。

これから議案第14号の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（八重樫龍介君） 討論なしと認めます。

これから本案について採決します。

議案第14号は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○委員長（八重樫龍介君） 異議なしと認め、議案第14号は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

---

◎議案第15号 平成30年度岩泉町大川財産区特別会計補正予算（第1号）

○委員長（八重樫龍介君） 続きまして、議案第15号 平成30年度岩泉町大川財産区特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

應家総務課長。

○総務課長（應家義政君） 議案第15号 平成30年度岩泉町大川財産区特別会計補正予算（第1号）についてご説明を申し上げます。

今回の補正につきましても、事業の執行見込みによります精査でございます。

歳出からご説明を申し上げます。4ページをお開き願います。1款1項2目13節の委託料で、

区有林造成事業委託料を 284 万 1,000 円減額をお願いするものでございます。

歳入につきましては、前のページ、3 ページをごらん願います。3 款 1 項 1 目の繰入金で 365 万 6,000 円の減額補正をお願いするものでございます。

以上でございます。ご審査のほどよろしく願いをいたします。

○委員長（八重樫龍介君） 提案理由の説明は終わりました。

これから質疑を行います。

お諮りします。歳入歳出一括で審査したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○委員長（八重樫龍介君） 異議なしと認めます。

したがって、歳入歳出一括で審査することに決定しました。

これから質疑を行います。3 ページ、歳入、4 ページ、歳出をお開きください。歳入歳出の質疑はありませんか。

7 番、どうぞ。

○委員（坂本 昇君） 13 節の委託料、4 ページ、三角 1,000 円となります。これをわざわざここに上げなければならないという理由をお示してください。

○農林水産課長（佐々木修二君） 今村室長から。

○委員長（八重樫龍介君） 今村室長。

○林業水産室長（今村 篤君） お答えいたします。

委託料につきまして、こちらは入札残ということで補正させていただきました。

以上です。

○委員長（八重樫龍介君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（八重樫龍介君） なければ、議案第 15 号の質疑を終わります。

これから議案第 15 号の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（八重樫龍介君） 討論なしと認めます。

これから本案について採決します。

議案第 15 号は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○委員長（八重樫龍介君） 異議なしと認め、議案第 15 号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上をもって本委員会に付託された議案の審査は全て終了いたしました。

委員長報告の作成は、私に一任願います。

---

◎閉会の宣告

○委員長（八重樫龍介君） 以上で条例補正予算審査特別委員会を閉会いたします。

（午後 3時23分）

岩泉町議会委員会条例第27条の規定によりここに署名する。

平成 年 月 日

平成31年第1回岩泉町議会定例会  
条例補正予算審査特別委員会委員長

八重樫 龍 介

---